

政策評価調書(政策評価体系図)

所管名: 環境省

22年度成立予算における政策評価体系図 【実施計画(22年4月策定)】(注3)	
使命	
施策	
目標	
1 地球温暖化対策の推進	
(1) 国内における温室効果ガスの排出抑制	
(2) 森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保	
(3) 京都メカニズム活用の推進	
2 地球環境の保全	
(1) オゾン層の保護・回復	
(2) 酸性雨・黄砂対策	
(3) 海洋環境の保全	
(4) 地球環境分野における国際協力・研究調査等	
3 大気・水・土壌環境等の保全	
(1) 大気環境の保全	
(2) 大気生活環境の保全	
(3) 水環境の保全	
(4) 土壌環境の保全	
(5) ダイオキシン類・農薬対策	
4 廃棄物・リサイクル対策の推進	
(1) 国内及び国際的な循環型社会の構築	
(2) 循環資源の適正な3Rの推進	
(3) 一般廃棄物対策(排出抑制・適正利用・適正処理等)	
(4) 産業廃棄物対策(排出抑制・適正利用・適正処理等)	
(5) 廃棄物の不法投棄の防止等	
(6) 浄化槽の整備によるし尿及び雑糞水の適正な処理	
5 生物多様性の保全と自然との共生の推進	
(1) 基盤的施策の実施及び国際的取組	
(2) 自然環境の保全・再生	
(3) 野生生物の保護管理	
(4) 動物の愛護及び管理	
(5) 自然とのふれあいの推進	
6 化学物質対策の推進	
(1) 環境リスクの評価	
(2) 環境リスクの管理	
(3) リスクコミュニケーションの推進	
(4) 国際協調における取組	
(5) 国内における毒ガス弾等対策	
7 環境保健対策の推進	
(1) 公害健康被害対策(補償・予防)	
(2) 水俣病対策	
(3) 石綿健康被害救済対策	
(4) 環境保健に関する調査研究	
8 環境・経済・社会の統合的向上	
(1) 経済のグリーン化の推進	
(2) 環境に配慮した地域づくりの推進	
(3) 環境パートナーシップの形成	
(4) 環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成	
9 環境政策の基盤整備	
(1) 環境基本計画の効果的実施	
(2) 環境アセスメント制度の適切な運用と改善	
(3) 環境問題に関する調査・研究・技術開発	
(4) 環境情報の整備と提供・広報の充実	

23年度概算要求における政策評価体系図 【実施計画(23年4月策定(予定))】(注4)	政策評価 調書番号
使命	
施策	
目標	
1 地球温暖化対策の推進	①
(1) 国内における温室効果ガスの排出抑制	
(2) 森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保	
(3) 京都メカニズム活用の推進	
2 地球環境の保全	②
(1) オゾン層の保護・回復	
(2) 酸性雨・黄砂対策	
(3) 海洋環境の保全	
(4) 地球環境分野における国際協力・研究調査等	
3 大気・水・土壌環境等の保全	③
(1) 大気環境の保全	
(2) 大気生活環境の保全	
(3) 水環境の保全	
(4) 土壌環境の保全	
(5) ダイオキシン類・農薬対策	
4 廃棄物・リサイクル対策の推進	④
(1) 国内及び国際的な循環型社会の構築	
(2) 循環資源の適正な3Rの推進	
(3) 一般廃棄物対策(排出抑制・適正利用・適正処理等)	
(4) 産業廃棄物対策(排出抑制・適正利用・適正処理等)	
(5) 廃棄物の不法投棄の防止等	
(6) 浄化槽の整備によるし尿及び雑糞水の適正な処理	
5 生物多様性の保全と自然との共生の推進	⑤
(1) 基盤的施策の実施及び国際的取組	
(2) 自然環境の保全・再生	
(3) 野生生物の保護管理	
(4) 動物の愛護及び管理	
(5) 自然とのふれあいの推進	
6 化学物質対策	⑥
(1) 環境リスクの評価	
(2) 環境リスクの管理	
(3) リスクコミュニケーションの推進	
(4) 国際協調における取組	
(5) 国内における毒ガス弾等対策	
7 環境保健対策の推進	⑦
(1) 公害健康被害対策(補償・予防)	
(2) 水俣病対策	
(3) 石綿健康被害救済対策	
(4) 環境保健に関する調査研究	
8 環境・経済・社会の統合的向上	⑧
(1) 経済のグリーン化の推進	
(2) 環境に配慮した地域づくりの推進	
(3) 環境パートナーシップの形成	
(4) 環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成	
9 環境政策の基盤整備	⑨
(1) 環境基本計画の効果的実施	
(2) 環境アセスメント制度の適切な運用と改善	
(3) 環境問題に関する調査・研究・技術開発	
(4) 環境情報の整備と提供・広報の充実	

- 注) 1. 政策評価において使用している政策レベルの名称を記載すること
 2. 予算書における項・事項と一致する政策レベルは必ず記載すること。
 3. 22年度成立予算における政策評価体系図については、22年度成立予算に沿って実施する政策の評価に係る体系図を記載すること。また、体系が記載されている根拠となるもの(22年度成立予算に対応する政策評価基本計画、実施計画等)及びその策定年月を記載すること。
 4. 23年度概算要求における政策評価体系図については、概算要求に沿って23年度において実施することが予定されている政策を記載すること。また、体系が記載されている根拠となるもの(政策評価基本計画、実施計画等、予定を含む)及びその策定年月を記載すること。なお、23年度の新規の政策及び前年度政策評価体系図における政策の名称から変更があるものについては、下線を付すこと。
 5. 予算書における項・事項と一致する政策レベル以外でも評価を実施している場合は、個別票を別途作成することとし、政策評価調書番号は記載例2のとおり付番すること。
 6. 政策ごとの予算がないものについては、政策評価調書番号欄に「-」を記載する。

政策評価調書(政策評価体系と概算要求書の対応表)

組織: 地方環境事務所

政策評価 調書番号	政策評価 の対象	予定経費要求書		1	2	3	4	5	6	7	8	9
		(項)	(事項)									
	×	地方環境事務所共通費										
	×	地方環境事務所施設費										
		地方環境対策費										
③	●	大気・水・土壌環境等の保全に必要な経費(主要経費95)				●						
④	●	廃棄物・リサイクル対策の推進に必要な経費(主要経費95)					●					
⑤	●	生物多様性の保全等の推進に必要な経費(主要経費95)						●				
⑧	●	環境・経済・社会の統合的向上に必要な経費(主要経費95)									●	
⑨	●	環境政策基盤整備等に必要な経費(主要経費95)										●

所管: 文部科学省、経済産業省及び環境省 会計: エネルギー対策特別会計

組織又は勘定: エネルギー需給勘定

政策評価 調書番号	政策評価 の対象	予定経費要求書		1	2	3	4	5	6	7	8	9
		(項)	(事項)									
		エネルギー需給構造高度化対策費										
①	●	温暖化対策に必要な経費		●								

注)「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。

●については政策評価の対象となっているもの

◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの

×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	地球温暖化対策の推進		評価方式	総合 実績 事業	番号	①
	20年度	21年度				
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
	78,697,129	81,828,240	77,997,429	77,105,947		
（ 当 初 ）	<4,033,000>	<5,115,000>	<5,269,000>	<9,769,107>		
（ 補 正 後 ）	78,855,077	151,014,260	77,997,429			
	<4,029,440>	<5,115,000>	<5,269,000>			
前年度繰越額（千円）	8,267,390	21,209,370				
	<0>	<0>				
予備費使用額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
流用等増△減額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
歳出予算現額（千円）	87,122,467	172,223,630				
	<4,029,440>	<5,115,000>				
支出済歳出額（千円）	62,829,997	158,055,447				
	<3,996,719>	<5,041,041>				
翌年度繰越額（千円）	21,209,370	10,306,155				
	<0>	<0>				
不用額（千円）	3,083,100	3,862,028				
	<32,721>	<73,959>				

<p>達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法</p>	<p>【国内における温室効果ガスの排出抑制】 2008年（平成20年）から2012年（平成24年）のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を、1990年（平成2年）の水準から基準年総排出量比で+1.3～2.3%の水準とし、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量を同じく基準年総排出量比で▲1.54%の水準にする。 また、2008年（平成20年）から2012年（平成24年）の代替フロン等3ガスの排出量を1995年（平成7年）の水準から基準年総排出量比で▲1.6%の水準にする。 【森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保】 京都議定書第一約束期間における温室効果ガスの吸収量として、京都議定書目標達成計画に記載されている目標である1,300万炭素トン(3.8%)を確保する。 【京都メカニズム活用の推進】 我が国における京都メカニズム(CDM・JI・国際排出量取引)活用のための基盤整備を進めるとともに、事業者等の各主体の京都メカニズムへの関心や理解を深め、京都メカニズムの活用のための我が国の取組を加速させることにより、国内排出削減対策及び吸収源対策に最大限努力してもなお京都議定書の約束達成に不足する差分(基準年総排出量比1.6%)に相当するクレジットを取得す</p>
<p>政策評価結果を受けて 改善すべき点</p>	<p>【国内における温室効果ガスの排出抑制】 ○我が国は、「2050年に80%削減」という長期目標と、前提条件付きの「2020年に1990年比25%削減」という中期目標を掲げている。京都議定書の6%削減を目指すに当たっては、こうした中長期目標の達成も視野に入れつつ行うことが必要であり、両者を一体的に検討する。 ○京都議定書目標達成計画に盛り込まれている各種目標の達成状況や対策の進捗状況の評価も踏まえ、施策の抜本的かつ包括的な見直しを進めるとともに、平成22年3月に国会に提出された地球温暖化対策基本法案の基本的施策である、国内排出量取引制度の創設、地球温暖化対策税の検討、再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度などを盛り込んだ新たな基本計画、実施計画を策定する。 ○国内排出量取引制度については、地球温暖化対策基本法案において、キャップ・アンド・トレードの創設が盛り込まれ、そのための法制上の措置について、基本法の施行後1年以内を目途に成案を得ることされた。この政府としての方針に従い、次期通常国会への法案の提出に向け、自主参加型国内排出量取引制度(JVETS)の運用等により更なる経験・知見の蓄積を進めながら、具体的な制度設計の検討を進める予定。 【森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保】 ○我が国の森林の温室効果ガス吸収量を正確かつ十分に計上し、森林吸収量1,300万炭素トン(3.8%)を確保するため、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の良好手法指針に則し、平成20年5月、土地利用、土地利用変化及び林業分野に係る試行的な条約イベントリ報告書を条約事務局へ提出するとともに、第1約束期間(平成20～24年)に向けて、森林・緑地等における吸収量の報告・検証体制の構築に向けた検討を引き続き行う。 【京都メカニズム活用の推進】 ○2013年(平成25年)度までに約1億トンCO2分の京都メカニズムクレジットを取得するため、平成22年度も2013年(平成25年)度を終期とする国庫債務負担行為及び当該年度の必要額を引き続き計上し、リスクを低減しつつ、費用対効果を考慮したクレジット取得を実施していく。また、国別登録簿の適切な管理、運営を実施する。</p>
<p>評価結果の予算要求等 への反映状況</p>	<p>総括的には、地球温暖化対策を強化するために、予算要求及び機構・定員要求の重点化を図るとともに、所要の目的を達成した事務事業等については予算要求を行わないこととした。</p>

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	地球温暖化対策の推進					番号	①			政策評価結果等 による見直し額
	予 算 科 目							22年度 当初予算額	23年度 要求額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項					
対応表において● となっているもの	A	1	一般会計	環境本省	地球温暖化対策推進費	地球温暖化対策の推進に必要な経費	3,839,690	2,423,651		▲1,864,330
	A	2	エネルギー 対策特別会 計	エネルギー需給勘定	エネルギー需給構造高度化対策費	温暖化対策に必要な経費	38,657,739	32,682,296		▲16,964,232
	小計						42,497,429	35,105,947		▲18,828,562
対応表において◆ となっているもの	B	1	一般会計	環境本省	石油石炭税財源エネルギー需給構造 高度化対策費エネルギー対策特別会 計へ繰入	石油石炭税財源エネルギー需給構造高度化対策に係るエ ネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定へ繰入れに必 要な経費	35,500,000	42,000,000		
	小計						35,500,000	42,000,000		
対応表において○ となっているもの	C	1	一般会計	環境本省	環境研究総合推進費	環境研究総合推進に必要な経費	< 5,269,000 >	< 9,769,107 >		
	小計						<5,269,000> の内数	<9,769,107> の内数		
対応表において◇ となっているもの							< >	< >		
							< >	< >		
							< >	< >		
合計						77,997,429	77,105,947		▲18,828,562	
						<5,269,000> の内数	<9,769,107> の内数			

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		地球温暖化対策の推進				番号	①		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 （B）	うち執行状況 の反映による 見直し額 （C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減				
地球温暖化対策推進法施行推進経費	A	1	45,638	50,059	4,421	▲42,050	▲42,050	「地方公共団体実行計画策定推進業務」を廃止し、他事項の「地方公共団体毎の二酸化炭素排出量調査・推計業務」と併せて事業内容の整理統合を行い、概算要求に反映。	
温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業費等（うち一般会計分）	A	1	16,202	15,981	▲221	▲221	▲221	効率的な事業実施（人件費員数の見直し）を図ることで、概算要求に反映。	
温室効果ガス排出量・吸収量管理体制整備費	A	1	292,411	355,265	62,854	▲79	▲79	「温室効果ガス排出・吸収目録関連業務」、「地球温暖化関連基礎情報整備解析費」、「温室効果ガス排出・吸収量情報管理システム構築運用費」を統合。また、効率的な事業実施（人件費員数の見直し）を図ることで、概算要求に反映。	
地方公共団体毎の二酸化炭素排出量調査・推計業務	A	1	70,022		▲70,022	▲70,022	▲70,022	事業を一旦廃止し、他事項の「地球温暖化対策推進法施行推進経費」と併せて事業内容の整理統合を行い、概算要求額を減額。	
森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立調査費	A	1	46,262	31,677	▲14,585	▲14,585	▲14,585	調査手法について効率化を図る等、事業内容の見直しを行い、概算要求額を減額。	
次期国際枠組みづくり推進費	A	1	137,302	137,302		▲13,802	▲13,802	「次期枠組みワーキンググループ業務」を他業務と整理統合し、概算要求額に反映。	
温暖化対策クリーン開発メカニズム事業調査費	A	1	18,452	70,482	52,030	▲744	▲744	通信運搬費、翻訳料の見直しを行い、概算要求に反映。	
京都メカニズムクレジット取得事業費（うち一般会計分）	A	1	2,355,328	898,460	▲1,456,868	▲1,456,868	▲1,456,868	計画的かつ効果的にクレジットを購入することにより、概算要求額を減額。	
低炭素社会国際研究ネットワーク事業	A	1	117,557	117,512	▲45	▲63,186	▲63,186	事業実施方法等について効率化を図り、概算要求に反映。	
低炭素社会づくりのための中・長期目標達成ロードマップ策定費	A	1	202,773		▲202,773	▲202,773	▲202,773	一旦廃止したうえで、これまでの成果等を踏まえ、中長期ロードマップの精緻化のための経費を新たに要求。	
（項）地球温暖化対策推進費合計			3,301,947	1,676,738	▲1,625,209	▲1,864,330	▲1,864,330		
省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業	A	2	160,000	500,000	340,000	▲118,333	▲118,333	効率的な事業実施（補助基本額の見直し）を図ることで、概算要求に反映。	
地域協議会民生用機器導入促進事業（22年度「地域連携家庭・業務部門温暖化対策導入促進事業」）	A	2	325,992		▲325,992	▲325,992	▲325,992	廃止	
京都メカニズムクレジット取得事業費（うちエネルギー特別会計分）	A	2	19,056,745	7,269,358	▲11,787,387	▲11,787,387	▲11,787,387	計画的かつ効果的にクレジットを購入することにより、概算要求額を減額。	

事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 （B）	うち執行状況 の反映による 見直し額 （C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減				
京都メカニズムを利用した途上国等における公害対策等と温暖化対策のコベネフィット実現支援等事業（うち地球環境局分）	A	2	807,237	1,153,299	346,062	▲443,560	▲443,560	「京都メカニズムを利用した公害対策と温暖化対策のコベネフィット実現支援等事業調査及びアジア・新エネ・省エネプログラムCDM事業調査」を廃止し、概算要求に反映。	
国内排出量取引推進事業	A	2	2,000,000	3,600,000	1,600,000	▲507,713	▲507,713	「国内排出量取引におけるマッチングサービスの運営費」を廃止するとともに、「温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業」の補助対象の重点化を図り、概算要求に反映。	
地域で活動するNGO・NPO等支援事業費等（「21年度地球温暖化防止活動推進センター等基盤形成事業」「21年度温暖化対策「一村一品・知恵の環づくり」事業」）	A	2	638,000	557,000	▲81,000	▲81,000	▲81,000	「家庭版ESCO診断を活用した家庭部門の排出削減事業」と「家庭部門における削減アドバイス事業」を他事業と整理統合し、その部分の概算要求額を減額。	
温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業費等（うちエネルギー特別会計分）	A	2	86,703	86,607	▲96	▲96	▲96	効率的な事業実施（人件費員数の見直し）を図ることで、概算要求に反映。	
温室効果ガス排出量見える化及び排出抑制等指針策定事業	A	2	175,194	101,590	▲73,604	▲73,604	▲73,604	「温室効果ガス排出量見える化推進事業」を廃止し、概算要求額を減額。	
カーボン・オフセット推進事業	A	2	189,117	300,000	110,883	▲36,055	▲36,055	「カーボン・オフセットモデル先進事例創出支援事業」を廃止し、概算要求に反映。	
太陽光発電等再生可能エネルギー活用推進事業	A	2	711,000		▲711,000	▲711,000	▲711,000	廃止	
エコ燃料実用化地域システム実証事業費（「エコ燃料実用化地域システム実証事業費」「高濃度バイオ燃料実証事業費」）	A	2	2,506,000	3,993,000	1,037,000	▲251,000	▲251,000	「高濃度バイオ燃料実証事業費」は廃止。「エコ燃料利用促進補助事業」を整理統合。あわせて、事業内容の見直しを行い、バイオディーゼル燃料（BDF）製造利用促進補助を廃止し、概算要求に反映。 ※事業統合のため、23年度要求額、増減及び見直し額は「エコ燃料利用促進補助事業」との合計額である。	
エコ燃料利用促進補助事業	A	2	450,000					「エコ燃料実用化地域システム実証事業費」と整理統合した上で、バイオディーゼル燃料（BDF）製造利用促進補助を廃止し、概算要求に反映。	
低炭素社会モデル街区形成促進事業（うち「省CO2型街区形成促進事業」）	A	2	150,000		▲150,000	▲150,000	▲150,000	廃止	
地球温暖化対策技術開発事業（競争的資金）等（※一部要望）	A	2	5,021,644	5,000,000	▲21,644	▲959,586	▲959,586	新規課題のための要求額の2/3をグリーンイノベーション推進実証研究領域に重点化するなど、実施方法を見直し、概算要求に反映。	
二酸化炭素海底下地層貯留技術開発事業	A	2	124,190		▲124,190	▲124,190	▲124,190	廃止	
廃棄物処理施設における温暖化対策事業	A	2	1,300,000	1,548,185	248,185	▲430,000	▲430,000	事業箇所数を見直し、概算要求額を減額。	
低公害車普及事業及び地方公共団体等の保有する塵芥車、ゴミ運搬車等の低公害化	A	2	144,725	356,860	212,135	▲90,385	▲90,385	事業内容を見直し、執行実績を踏まえ、概算要求に反映。	

事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 （B）	うち執行状況 の反映による 見直し額 （C）		
エコポイント等CO2削減のための 環境行動促進事業	A	2	340,331		▲340,331	▲340,331	▲340,331	廃止	
環境配慮型経営促進事業に係る利 子補給事業	A	2	350,000	500,000	150,000	▲4,000	▲4,000	継続事業分について、進捗状況を踏まえて適切に概算要求に反映。	
低炭素地域づくり面的対策推進事 業（※サステイナブル都市再開発 促進モデル事業を除く分）	A	2	630,000	100,000	▲530,000	▲530,000	▲530,000	当該事業について、継続事業分のみ要求とし、概算要求額を減額。	
エネルギー需給構造高度化対策費 合計			35,166,878	25,065,899	▲10,100,979	▲16,964,232	▲16,964,232		
合計			38,468,825	26,742,637	▲11,726,188	▲18,828,562	▲18,828,562		

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

担当部局名:地球環境局

担当者(連絡先):

評価実施時期:平成22年 9月

政策名	地球温暖化対策の推進	番号	①
政策の概要	<p>地球温暖化防止に関する取組を国際的に協調して行っていくために1992年(平成4年)に採択された機構変動枠組条約が究極的な目的に掲げる「機構系に対する危険な人為的影響を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定させること」を目指す。</p> <p>京都議定書における2008年(平成20年)から2010(平成24年)の温室効果ガス排出量6%削減約束を確実に達成する。</p>		
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>【国内における温室効果ガスの排出抑制】</p> <p>2008年度の温室効果ガスの総排出量は、12億8,200万トンで、京都議定書の基準年比では1.6%上回っているが、2007年度比では、6.4%減少。ここから、</p> <p>① 森林経営による吸収量確保の目標 (基準年排出量の約3.8%)</p> <p>② 政府としてのクレジット取得の目標 (基準年排出量の約1.6%)</p> <p>③ 電気事業連合会が2008年度に国の管理口座に無償で移転したクレジット(約6,400万トン) (基準年排出量の約5.0%)</p> <p>を差し引くと、-8.8%となり、2008年度単年度に限れば、吸収量の確保やクレジットの取得が順調に進むという前提のもとで、京都議定書の目標達成の目安に達している。これは金融危機の影響による年度後半の急激な景気後退に伴い、産業部門の生産活動が低下した影響が大きいと考えられる。しかし、温暖化対策の進展による効果も一定程度現れていると考えられ、例えば、運輸部門における燃費改善の効果や業務・家庭部門における省エネ機器の導入の効果等が現れ始めているといえる。温室効果ガスの種類別で見ると、メタン・一酸化二窒素及び代替フロン等3ガスの排出抑制については、基準年排出量を下回っている。しかしながら、エネルギー起源二酸化炭素については、平成20年度で基準年比7.5%増加しており、再生可能エネルギーの導入拡大、省エネルギー機器の普及などについて一層の取組が求められる。今後、景気の回復に伴い温室効果ガス排出量が増加することが考えられるので、京都議定書目標の達成に向けて気を緩めることなく対策を着実に実施していくことが必要。</p> <p>【森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保】</p> <p>条約事務局に提出した補足情報として、我が国における京都議定書に基づく吸収源活動の排出・吸収量を算定した結果、2008年度は4,400万トン(二酸化炭素換算)の吸収(森林4,330万トン、都市緑化等70万トン)となった。これは、基準年総排出量(12億6,100万トン)の3.5%に相当する(うち森林吸収源対策による吸収量は3.4%に相当)。</p> <p>【京都メカニズム活用の推進】</p> <p>平成21年度は約4,150万トン(二酸化炭素換算)のクレジット取得契約を締結した。</p> <p>(必要性)</p> <p>【国内における温室効果ガスの排出抑制】</p> <p>京都議定書に定められた温室効果ガス6%削減約束を確実に達成するため、国は、地方公共団体、事業者、国民、それぞれの役割に応じた取組を促す多様な政策手段を、その特徴を活かしながら、有効に活用する必要がある。</p> <p>【森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保】</p> <p>京都議定書に定められた温室効果ガス6%削減約束を確実に達成するため、1,300万炭素トン(3.8%)を上限に認められている、我が国の森林の温室効果ガス吸収量を確実に確保する必要がある。</p> <p>【京都メカニズム活用の推進】</p> <p>京都議定書の約束達成のため、温室効果ガスの排出削減対策及び国内吸収源対策を基本として、国民各界各層が最大限努力してもなお不足する差が見込まれる。この差分について、補足性の原則を踏まえつつ、京都メカニズムを活用したクレジットの取得によって確実に対応することが必要である。</p> <p>(効率性)</p> <p>【国内における温室効果ガスの排出抑制】</p> <p>平成21年度における政府の地球温暖化対策予算のうち、6%削減約束の達成に直接の効果のあるものは5,385億円であり、このうち環境省の予算は398億円である。環境省においては、エネルギー対策特別会計を活用して、費用対効果の観点重視したエネルギー起源二酸化炭素排出抑制対策を推進している。また、国内排出量取引制度に関する知見・経験の蓄積と事業所における削減ポテンシャルを引き出すことを目的として、自主参加型国内排出量取引制度(JVETS)を実施している(平成21年度末時点で約303社が参加)。参加事業者は、自ら設定した削減目標の達成に取り組むとともに、排出枠の取引を活用し、結果として費用効率的かつ確実な排出削減が実施された。</p> <p>【森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保】</p> <p>森林吸収源について、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の良好手法指針に則して、適切に吸収源を算定することができた。なお、森林保全は地球温暖化防止に加え、国土の保全、水源のかん養、生物多様性保全等の森林の公益的機能の向上に資するものである。</p> <p>【京都メカニズム活用の推進】</p> <p>クレジットの調達に当たっては、①京都メカニズムに関する専門知識、②CDM/JIプロジェクトの質を評価できるだけの知見、③事業性やファイナンス面の知識経験等を有するNEDOを活用し、リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮してクレジット取得契約を締結した。</p> <p>(有効性)</p> <p>【国内における温室効果ガスの排出抑制】</p> <p>京都議定書目標達成計画の進捗状況(平成21年7月 地球温暖化対策推進本部幹事会)によれば、大半の対策について実績のトレンドが概ね見込みどおりであった。また、実績のトレンドが見込みどおりでないものについても、自主行動計画においては、各団体に対して取組の強化を促しているところであり、その他の対策においては、対策・施策の追加・強化を行っているところである。原子力発電所の利用率の低下等の影響による電力部門の排出量の増加、電力排出原単位の悪化が、総排出量の増加に大きく影響を与えているが、電気事業連合会においては、引き続き①安全確保と信頼回復を前提とした原子力発電の推進、②火力発電熱効率の更なる向上と火力電源運用方法の検討、③京都メカニズム等の活用により、目標達成計画における第1約束期間の削減見込みを達成することとしている。</p>		

【森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保】

最新の科学的知見にもとづいて、森林における温室効果ガス吸収量の算定方法を検討することにより、土地転用に伴う土壌炭素ストック変化や、農地土壌への石灰施用に伴うCO2排出などに関する算定方法に改善が見られた。

【京都メカニズム活用の推進】

アジア地域及び中南米・中東・アフリカの一部において、約20件のCDM/JIプロジェクトに対する実現可能性調査を実施し、この成果物をウェブサイト「CDM/JI事業調査結果データベース」で公表した。また、コベネフィット型CDMプロジェクト形成の促進に向けた検討作業及び民間事業者向け情報発信・提供活動を実施するため、「京都メカニズム情報プラットフォーム」を開設・運用し、月約15000件のアクセスを受けた。さらには、能力構築事業対象国である中国・インド・インドネシア・フィリピン・タイ・カンボジアに対し、政府DNA（国家指定機関）向け審査手続・政策立案支援等、地方自治体向けCDM普及啓発及びプロジェクト形成支援等、民間事業者向けCDMプロジェクト発掘・形成支援等を実施した。国内の体制整備に関しては、国別登録簿安定的な運用を継続して行うとともに、電子政府の総合窓口（e-Gov）等との連携等、利便性向上に努めた。

クレジット取得に関する取組では、環境省及び経済産業省共管の下、（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）に政府によるクレジット取得を委託し、京都メカニズムクレジット取得事業を実施した。本事業に当たっては、京都議定書目標達成計画に基づき、原則公募を行うことなど、リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮したクレジットの取得を図ることとしており、平成21年度は約4,150万トン（二酸化炭素換算）のクレジット取得契約を締結した。

(反映の方向性)

【国内における温室効果ガスの排出抑制】

○我が国における、地球温暖化対策の基本的な方向性を明らかにし、環境と成長が両立した「エコ社会」の実現に向けた第一歩を踏み出していくために、地球温暖化対策に関し、基本原則と各主体の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出量の削減に関する中長期的な目標を設定し、地球温暖化対策の基本となる事項を定める法案の早期成立を図る。

○我が国の中長期目標達成のため、京都議定書目標達成計画に盛り込まれている各種目標の達成状況や対策の進捗状況の評価も踏まえ、施策の抜本的かつ包括的な見直しを進めるとともに、国内排出量取引制度の創設、地球温暖化対策税の検討などを着実に進める。

○6%削減約束の確実な達成のため、京都議定書目標達成計画に基づき対策・施策を着実に実施する。

○温暖化対策の推進に関する法律に基づき、以下の対策を進める。

・温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の適切な運用により、事業者の自主的な排出抑制のための取組の推進を図る。

・日常生活から排出される温室効果ガス排出量の「見える化」の推進による削減効果の実証を行い、効果的な削減に結びつく情報提供の在り方を検討するとともに、各家庭の温室効果ガス排出実態に応じた削減行動を支援し、環境コンシェルジュ制度の検討を行う。

・温室効果ガスの排出抑制等のために事業者が取り組むべき措置等を示した排出抑制等指針について、対象となる部門を追加するなど、その一層の拡充を図る。

・地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制のための施策を推進するため、地方公共団体実行計画の策定及び実施を支援する。

○国際的には、平成21年12月にデンマーク・コペンハーゲンで開催された気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）において、米中等が参加し、途上国支援を含む、「コペンハーゲン合意」が作成された。この「コペンハーゲン合意」を基礎に、2013年以降の地球温暖化対策の国際的枠組みの採択に向けて、国際交渉の前身に貢献する。

【森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保】

○GPG-LULUCFに則って吸収・排出量の報告・検証体制の設計を行い、我が国の吸収源活動が国際的に確実に認められ、吸収量目標の達成が確実となる体制の構築に資する。

○時期枠組み（2013年以降）の下での吸収源の取扱いについて、国際交渉に的確に対応するとともに、有力なオプションについては予備的に検討を行うことにより、基本ルール合意後になされるガイドライン等の作成の際に我が国の実情を反映させる。

【京都メカニズム活用の推進】

○京都メカニズムに関する専門知識、プロジェクトの質を評価できるだけの知見、事業性やファイナンス面の知識経験等を有するNEDOに京都メカニズムクレジット取得事業を委託し、直接取得、間接取得、グリーン投資スキーム（GIS）等の形態から適切な手法を用い、京都メカニズムクレジットを効果的に取得していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				○年度	○年度	○年度		
別紙のとおり								

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	施政方針演説：第156回国会	平成15年1月31日	
	施政方針演説：第162回国会	平成17年1月21日	
	施政方針演説：第165回国会	平成18年9月29日	
	施政方針演説：第169回国会	平成20年1月18日	
	施政方針演説：第171回国会	平成21年1月28日	

達成目標【国内における温室効果ガスの排出抑制】

指標名	基準値 (年度)	H18年度	H19年度	H20年度	目標値 (年度)
①エネルギー起源二酸化炭素の排出量[CO2換算ト]	10億5,900万 (H2年)	11億8,500万	12億1,800万	11億3,800万	10億7,600万～10億8,900万 (H20～24年度の平)
②非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量[CO2換算ト]	1億5,100万 (H2年)	1億2,770万	1億2,640万	1億2,000万	1億3,200万 (H20～24年度の平)
③代替フロン等3ガスの排出量[CO2換算ト]	5,120万 (H7年)	2,400万	2,410万	2,360万	3,100万 (H20～24年度の平)
④1世帯当たりの二酸化炭素排出量[kg-CO2/世帯]		3,205	3,436	3,234	
⑤業務その他部門の床面積当たりの二酸化炭素排出量[kg-CO2/m ²]		132	135.0	129.0	

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

○京都議定書目標達成計画(平成17年4月閣議決定、平成20年3月全部改定)

達成目標【森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保】

指標名	基準値 (年度)	H18年度	H19年度	H20年度	目標値 (年度)
温室効果ガスの吸収量[CO2換算ト]	-	3,790万	4,070万	4,400万	4,767万 (H20～24年度の平)

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

○京都議定書目標達成計画(平成17年4月閣議決定、平成20年3月全部改定)

達成目標【京都メカニズム活用の推進】

指標名	基準値 (年度)	H18年度	H19年度	H20年度	目標値 (年度)
クレジット取得量[CO2換算ト]	-	約597万 (※契約量)	約1,625万 (※契約量)	約3,209万 (※契約量)	約1億 (H18～25年度までの累積量)

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

○京都議定書目標達成計画(平成17年4月閣議決定、平成20年3月全部改定)

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	地球環境の保全		評価方式	総合(実績)事業	番号	②
	20年度	21年度				
歳出予算額（千円）						
（ 当 初 ）	3,088,708	3,238,371		3,380,610		2,204,703
	<5,145,849>	<6,069,775>		<6,040,131>		<10,524,816>
（ 補 正 後 ）	3,523,154	3,238,371		3,380,610		
	<5,142,289>	<6,069,775>		<6,040,131>		
前年度繰越額（千円）	0	299,070				
	<0>	<0>				
予備費使用額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
流用等増△減額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
歳出予算現額（千円）	3,523,154	3,537,441				
	<5,142,289>	<6,069,775>				
支出済歳出額（千円）	2,999,579	3,328,487				
	<5,109,182>	<5,987,892>				
翌年度繰越額（千円）	299,070	0				
	<0>	<0>				
不用額（千円）	224,505	208,954				
	<33,107>	<81,883>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	<p>【オゾン層の保護・回復】 オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進することにより、オゾン層の保護・回復を図る。</p> <p>【酸性雨対策・黄砂対策】 「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）」等による調査研究の国際的な協調を図るとともに、国内における長期モニタリング計画に基づくモニタリングを実施することにより、東アジア地域における酸性雨等の大気汚染問題に関する取組を推進する。また、北東アジア地域において、国際的に協調した黄砂モニタリングネットワークの確立、共同研究の実施、国内モニタリングの推進等により、黄砂の被害緩和に向けた国際協力を進める。</p> <p>【海洋環境の保全】 ロンドン条約・1996年議定書等海洋環境保全に関する各条約及び海洋汚染防止法の着実な実施を図るとともに、国連環境計画が推進する「北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）」に基づく取組や国内での各種施策の実施により、海洋環境の保全を図り、また漂流漂着ゴミ対策を進める。</p> <p>【地球環境分野における国際協力・研究調査等】 環境に関する世界的な枠組みづくりやルール形成等への主導的な貢献、開発途上地域における環境保全のための支援、国際研究協力の推進などを通じて、地球環境分野において国際協力及び研究調査などを推進する。</p>					

<p>政策評価結果を受けて改善すべき点</p>	<p>【オゾン層の保護・回復】 ○フロン回収・破壊法の円滑な施行を推進するため、引き続き周知徹底及び施行強化を図るとともに、フロン類の更なる回収促進方策及び機器使用時排出抑制のための要因把握・分析や、機器の使用者・保有者の取組等の検討を推進する。 ○ノンフロン製品の普及推進等、脱フロン社会の構築に向けた施策を実施する。 ○途上国におけるオゾン層破壊物質削減プロジェクトの発掘・形成を図るとともに、プロジェクトを実施する。</p> <p>【酸性雨対策・黄砂対策】 ○東アジア地域における大気汚染防止の取組を推進するため、東アジア諸国の大気管理能力の向上の支援など、国際協力を推進する。 ○E A N E Tについては、平成22年度に開催される政府間会合において、E A N E Tの基盤強化のための文書への署名が予定されており、今後ともE A N E T活動の将来発展に向けた取組を推進する。 ○酸性雨のみならず、オゾンやエアロゾルも含めた越境大気汚染、及び生態影響の監視に重点化した長期モニタリングを着実に実施する。 ○黄砂対策については、科学的な実態解明を推進するとともに、日中韓の共同研究を推進して北東アジア地域における黄砂モニタリング、早期警報システムの構築、発生源対策等の検討を進める。</p> <p>【海洋環境の保全】 ○海洋汚染防止法の廃棄物の海洋投入処分許可制度の適切な運用を図ると同時に、今後の我が国の海洋投入処分の在り方の検討を進める。 ○バラスト水条約の発効に向けて、国際的な動向等について情報を収集するとともに、関係府省と連携して批准に向けた国内法整備の検討を進める。 ○OPRC条約及びOPRC-HNS議定書に基づき、有害液体物質汚染事故に関わる脆弱性沿岸海域図を作成・公表し、また油汚染事故に関わる脆弱性沿岸海域図の情報の更新を行う。 ○陸域起源の汚染及び廃棄物の海洋投入処分による汚染を把握するために、日本周辺の海域において海洋モニタリングを実施する。また、事故等への対応を強化するため、衛星画像の活用の実現、我が国近海における潮流及び水塊移動速度に係る最新の知見の整理等を行う。さらに、海底下CCSに対する許可制度に係る環境影響評価やモニタリング等についての手法の高度化の検討を行う。 ○漂流・漂着ゴミ問題の解決に向けて、地域特性に則した削減方策を検討するため、引き続きモデル地域において状況把握を行うとともに、発生源対策や効率的かつ効果的な回収・処理方法の検討、我が国から流出するゴミの状況把握調査を行う。また、地域グリーンニューディール基金を適正に執行する。また、NOWPAP等の活用により漂着ゴミ問題の解決や海洋生態系の保全に向けた国際的取組を推進する。</p> <p>【地球環境分野における国際協力・研究調査等】 ○持続可能な森林経営や違法伐採対策の調査、検討を行うとともに、国連森林フォーラム等の国際的取組の進展に貢献する。 ○砂漠化評価・適応策の手法検討調査等を行うとともに、砂漠化対処条約等の国際的取組の進展に貢献する。 ○我が国昭和基地における観測活動による環境影響に係るモニタリングの検討や、南極条約・議定書に基づく査察の実施結果の報告に関する検討を進めるとともに、国内外の南極旅行取扱業者等への南極環境保護法の普及啓発を図る。 ○引き続き、G8、UNEP、OECD、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)、ASEAN+3環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS)環境大臣会合等の各種の枠組みで積極的に貢献する。また、WTO、FTA/EPA交渉に環境の観点を盛り込むべく、これまでの事業を充実させる。 ○環境と共生しつつ経済発展を図り、持続可能な社会の構築を目的として、クリーンアジア・イニシアティブを推進する。また、「環境モデル都市」、「環境モデル島」の構築に向け、現地調査等を行い、事業計画を検討する。 ○各国との政策対話や、環境の状況等に関する調査結果に基づき、優先順位の高い分野から、具体的な協力を進める。 ○国際機関等と協力して、革新的な取組を推進すべく、アジア太平洋地域の持続可能な開発に係る施策を引き続き行う。 ○平成22年度は、行政ニーズに的確に応えるため、トップダウン型の戦略的研究開発領域課題を1つ立ち上げる。また、気候変動影響・適応に関する情報収集、評価・対策の検討により、効果的・効率的な適応策の推進を図る。</p>
<p>評価結果の予算要求等への反映状況</p>	<p>総括的には、地球環境の保全に必要な対策を強化するために、予算要求及び機構・定員要求の重点化を図るとともに、所要の目的を達成した事務事業等については予算要求を行わないこととした。</p>

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	地球環境の保全					番号	②			政策評価結果等 による見直し額
	予 算 科 目							22年度 当初予算額	23年度 要求額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項					
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般会計	環境本省	地球環境保全推進費	地球環境の保全に必要な経費	3,380,610	2,204,703		▲166,721
	小計						3,380,610	2,204,703		▲166,721
対応表に おいて◆ となっているもの										
	小計									
対応表に おいて○ となっているもの	C	1	一般会計	環境本省	環境研究総合推進費	環境研究総合推進に必要な経費	< 5,269,000 >	< 9,769,107 >		
	C	2	一般会計	環境本省	地球環境保全等試験研究費	地球環境保全等試験研究に必要な経費	< 771,131 >	< 755,709 >		
	小計						<6,040,131> の内数	<10,524,816> の内数		
対応表に おいて◇ となっているもの										
	合計						3,380,610 <6,040,131> の内数	2,204,703 <10,524,816> の内数		▲166,721

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	地球環境の保全					番号	②		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 （B）	うち執行状況 の反映による 見直し額 （C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減				
経済協力開発機構拠出金等	A	1	41,973	34,974	▲6,999	▲6,999	▲6,999	「OECD対日環境保全成果審査対応経費」は廃止し、概算要求額を減額。	
北東アジア環境協力推進費等	A	1	35,635	245,491	209,856	▲31,702	▲31,702	「北東アジア環境協力推進費」を廃止し、概算要求額に反映。また、当該事業の「日中環境推進費」と「クリーンアジア・イニシアティブ推進費」、「日中韓環境協力推進費」を整理統合。 ※事業統合のため、23年度要求額、増減及び見直し額は「日中韓環境協力推進費」と「クリーンアジア・イニシアティブ推進費」との合計額である。	
日中韓環境協力推進費	A	1	73,913					「クリーンアジア・イニシアティブ推進費」と「北東アジア環境協力推進費等」中の「日中環境推進費」と整理統合。また、事業内容を見直し、概算要求額を減額。	
クリーンアジア・イニシアティブ推進費	A	1	167,134					「北東アジア環境協力推進費等」中の「日中環境推進費」、「日中韓環境協力推進費」を整理統合。また、事業内容を見直し、概算要求額を減額。	
貿易自由化と環境保全の相互支持性強化推進費等	A	1	31,872		▲31,872	▲31,872	▲31,872	廃止	
フロン等対策推進調査費等	A	1	96,099	128,556	32,457	▲6,509	▲6,509	「フロン代替製品普及推進事業費」を廃止することで、概算要求に反映。また、その他業務については整理統合。	
途上国におけるフロン等対策支援事業費	A	1	46,517	42,889	▲3,628	▲3,628	▲3,628	調査方法等を見直し、効果的な事業実施を図ることで、概算要求額を減額。	
越境大気汚染対策推進費（うち地球局）	A	1	287,869		▲287,869	▲9,797	▲9,797	越境大気汚染対策に係る事業を統合し、業務内容の効率化を図り概算要求額を減額。	
クリーンアジア実現のための東アジア大気汚染防止戦略検討調査費	A	1	78,558		▲78,558	▲18,605	▲18,605	越境大気汚染対策に係る事業を統合し、業務内容の効率化を図り概算要求額を減額。	
ロンドン議定書国内対応事業費等	A	1	43,765		▲43,765	▲6,298	▲6,298	油汚染対策事業について、真に必要な事業内容に限定し、概算要求額を減額。	
海洋環境モニタリング推進費等	A	1	102,022		▲102,022	▲5,560	▲5,560	これまでの成果を踏まえ、業務の効率化を実施し概算要求額を減額。	
漂流・漂着ゴミに係る削減方策調査費等（の一部）	A	1	209,386		▲209,386	▲29,235	▲29,235	漂流・海底ゴミ対策事業において業務効率化を徹底し、概算要求額を減額。	

事務事業名	整理番号		予算額(千円)			見直し額(A)			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度当初予算額	23年度要求額	増減	(B)+(C)-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額(B)	うち執行状況の反映による見直し額(C)	
気候変動影響モニタリング・評価ネットワーク構築等経費等(うち施策2に係る「アジアにおける環境・経済統合影響評価モデルによる日本型環境政策検討スキームの導入支援費」「気候変動影響・適応に関する情報収集・評価・対策事業」)	A	1	13,290		▲13,290	▲13,290		▲13,290	「各種モニタリング推進強化業務」「温暖化早期観測ネットワークの構築」「脆弱な途上国における影響評価・適応実証サイトの整備」業務を廃止し、概算要求に反映。また、「気候変動影響・適応に関する情報収集・評価・対策事業」は一旦廃止し、事業内容を刷新しその他事業と整理統合。
地球環境保全試験研究費等(うち施策2に係る「地球環境研究計画策定等経費」)	A	1	3,226		▲3,226	▲3,226		▲3,226	「地球環境研究計画策定等経費」を廃止。また、事業内容の効率化を図ることで、概算要求額を減額。
合計			1,231,259	451,910	▲538,302	▲166,721		▲166,721	

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

担当部局名:地球環境局

担当者(連絡先):

評価実施時期:平成22年 9月

政策名	地球環境の保全	番号	②
政策の概要	オゾン層保護対策、酸性雨・黄砂対策及び地球環境分野における国際協力・研究調査などを通じて、地球規模の環境を保全する。		
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>【オゾン層の保護・回復】</p> <p>○オゾンホールは、ほぼ毎年大規模に形成されており、現時点でオゾンホールに縮小する兆しがあるとは判断できず、南極域のオゾン層は依然として深刻な状況にある。また、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)の大気中濃度は増加を続けており、引き続き対策を講じる必要がある。</p> <p>○平成19年10月より新たに整備時の回収が義務づけられたこともあり、業務用冷凍空調機器からの冷媒フロン類の回収量は増加したものの、地球温暖化対策の見地からも引き続きフロン回収・破壊法の周知徹底及び施行強化を図り、回収量の増加に努める必要がある。</p> <p>【酸性雨・黄砂対策】</p> <p>○酸性雨等越境大気汚染については、我が国の主導によりEANETが2001年(平成13年)から本格稼働を開始し、共通手法を用いた酸性雨モニタリングなどの活動を推進している。我が国は、EANETのネットワークセンターに指定されている酸性雨研究センターと協力しつつ、東アジア諸国の大気管理能力向上に向けた活動に積極的に貢献している。国内においては、EANETの手法と調和させた長期モニタリングを実施しており、平成21年3月には平成15年度から19年度の調査結果をとりまとめた酸性雨や越境大気汚染の状況やその影響を評価するなど、目標達成に向けて取組を進めている。</p> <p>○黄砂については、2008年に日中韓三カ国の共同研究が開始され、平成21年度はワーキンググループ会合を開催するとともに、札幌で日中韓三カ国黄砂局長級会合を開催し、国際協力を進めている。また、国内では、平成14年度から19年度にかけて実施した黄砂実地説明調査の結果を平成21年3月に取りまとめ、平成21年度も引き続き調査を実施した。</p> <p>【海洋環境の保全】</p> <p>○海洋汚染防止対策については、ロンドン条約・1996年議定書をはじめとする各種条約と海洋汚染防止法に基づいて有害液体物質等の輸送や廃棄物の海洋投入処分等について規制を行うとともに、海洋環境モニタリングの実施、海洋汚染防止法上の海洋投入処分のあり方の検討、及び二酸化炭素海底地層貯留(海底下CCS)に伴う環境影響評価手法及びモニタリング手法の高度化のための作業を実施した。また、OPRC条約及びOPRC-HNS議定書に基づき、有害液体物質汚染事故に関する脆弱性沿岸海域図の作成を進めると同時に、油の流出事故に関する脆弱性沿岸海域図の情報の更新を行った。</p> <p>○漂流・漂着ゴミ対策については、漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査で9道県10海岸のモデル地域を選定して調査を行って漂着ゴミの効率的かつ効果的な回収・処理方法の検討に向けた現状把握を進めるとともに、全国的な状況把握のための手法について検討・整理を行った。また、平成21年7月に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」が成立したことも関連して、地域グリーンニューディール基金への補助(総額約60億円)等によって漂流・漂着ゴミの処理を推進した。さらに、NOWPAPの活用等により、漂着ごみ問題の解決に向けた国際協力を推進した。</p> <p>【地球環境分野における国際協力・研究調査等】</p> <p>(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)</p> <p>○森林の保全については企業とNGO/NPOとのパートナーシップの促進に関する調査事業及び木材調達グリーン化普及啓発事業を実施し、砂漠化への対処についてはアフリカの砂漠化評価及び北東アジアにおける砂漠化防止のためのパイロット事業を実施した。</p> <p>○南極地域の環境保全等の分野については、南極条約・議定書に基づく査察の実施等により、南極地域の環境保全に貢献した。</p> <p>(国際的な貢献と連携・国際協力)</p> <p>○地球環境保全に関して、G8、国連環境計画(UNEP)、経済協力開発機構(OECD)、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)、ASEAN+3環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS)環境大臣会合等の各種の枠組みのもとで、資金拠出、専門家の派遣、会議等での我が国の優良事例の報告など、積極的な貢献を行い、国際的な環境政策の推進に寄与し期待どりの成果が得られた。また、貿易と環境の相互支持性の強化のために、貿易自由化に起因する環境影響調査や、他国の環境・貿易政策のレビュー等を行い、自由貿易協定(FTA)/経済連携協定(EPA)交渉や世界貿易機構(WTO)交渉等に有効な知見が得られた。</p> <p>○アジア太平洋地域の有識者との間で同地域での革新的な取組を実現するためのスキームの議論を行い、優良事例の収集や政策対話を通じて、国際協力における知的貢献とそのための戦略づくりに寄与し期待どりの成果が得られた。</p> <p>(研究調査)</p> <p>○重点施策に基づき、低炭素社会づくり及び賢い適応策にかかる2つの特別募集枠を設定し、重点的な資金配分を行うことにより、効率的かつ効果的な運営を行った。</p> <p>○地球環境分野の調査・研究により、地球温暖化観測に必要な基盤技術の開発や、地球温暖化分野の情報提供の推進を図った。また、IPCCへの支援は、第5次評価報告書作成に向けたIPCCの諸活動に貢献した。</p> <p>○平成21年1月に打ち上げた温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)の観測データの一般提供を平成21年10月に開始した。</p> <p>【必要性】</p> <p>【オゾン層の保護・回復】</p> <p>○オゾン層の破壊による有害紫外線の増加は国民に影響を及ぼす問題であるため、その対策は極めて公益性が高い。</p> <p>○南極のオゾンホールは依然として毎年のように大規模に発達しており、オゾン全量についても減少した状況が継続していることから、有害紫外線の増加による人の健康や生態系への悪影響が懸念されている。</p> <p>○モントリオール議定書の規制スケジュールに基づく途上国におけるオゾン層破壊物質の生産・消費の削減、既に使用されたオゾン層破壊物質の回収・破壊による大気放出の抑制のため、途上国支援の重要性が一層高まっている。</p> <p>【酸性雨対策・黄砂対策】</p> <p>近年の東アジア地域の急速な発展に伴い、酸性雨やオゾンなど我が国に対する越境大気汚染の深刻化が懸念される。越境大気汚染への対策として、国際的連携の下での長期継続的なモニタリングによる監視と、国際協力の強化が必要である。</p> <p>○我が国における黄砂の飛来頻度の増加に伴い、黄砂の影響に対する国民の関心が高まっている。黄砂に関する科学的な実態説明が求められるとともに、黄砂モニタリングネットワークや早期警報システムの構築等北東アジア地域の連携した取り組みが必要である。</p> <p>【海洋環境の保全】</p> <p>○廃棄物の海洋投入処分やタンカーの座礁事故等による海洋汚染が懸念されていることから、各種条約・議定書や海洋汚染防止法の下で、海洋環境保全を図る必要がある。海洋環境モニタリングや、漂流・漂着ゴミ対策及び海洋投棄防止による海洋環境</p>		

正法の「ト」層の海洋環境保全を図る必要がある。海洋環境モニタリングを行って陸域起源及び海洋投棄処分による海洋環境への影響を把握する必要がある。

○平成19年11月に施行された海洋汚染防止法の海底下CCSに係る許可制度に関して、海底下CCSによる海洋環境への悪影響を防止するため、適切な制度の実施に係る検討を進める必要がある。

○近年、漂流・漂着ゴミによる環境・景観の悪化、船舶の安全航行や漁業への被害等が指摘されていることから、国内での取組及びNOWPAP等国際的な枠組みを通じて漂流・漂着ゴミ対策を進める必要がある。

【地球環境分野における国際協力・研究調査等】

(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)

○地球環境問題や途上国における貧困等が深刻化する中、持続可能な開発を実現するための国際的な取組が肝要である。このような状況において、先進国である日本は、各種国際会議の開催や会議への出席、国際的枠組みへの様々な形での関与などを通して、積極的な貢献をしていく必要がある。また、経済のグローバル化が進む中で、貿易と環境の相互支持性を強化する必要がある。

○南極地域は、環境上の高い価値があると国際的に認められており、適切な環境影響評価の実施等により南極保護法を着実に実施し、環境保護に関する国際的な貢献を図る必要がある。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

○地球環境問題や途上国における貧困等が深刻化する中、持続可能な開発を実現するための国際的な取組が肝要である。このような状況において、先進国である日本は、各種国際会議の開催や会議への出席、国際的枠組みへの様々な形での関与などを通して、積極的な貢献をしていく必要がある。また、経済のグローバル化が進む中で、貿易と環境の相互支持性を強化する必要がある。

○開発途上国における環境問題は、当該途上国のみならず、我が国を含む国際社会全体に深刻な影響を及ぼす重要な課題である。アジア・太平洋地域にはなお開発途上の地域が多く、日本が先進国として当地域の持続可能な開発に寄与することは公共的観点から必要性が高い。

○開発途上国においては、政府によって一貫した環境政策の立案と実施が進められることが、民間やNGO等の具体的活動の進展にもつながる。こうした観点から、政府レベルでの政策協議が必要かつ重要である。

(研究調査)

○地球環境を保全し、環境と経済の統合された社会を実現していくためには、環境研究・技術開発の推進が必要不可欠であり、その重要性については第3期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)においても指摘されているところである。

○多様化・複雑化する環境問題の構造を的確に把握し、効果的な対策を推進するためには、最新の科学的知見を得るための研究及び、最新の技術の開発とその普及が必要である。しかしながら、環境問題に係る研究や技術開発については、市場メカニズムに任せては十分進まない場合が多い。したがって、政策ニーズの高い環境分野の調査研究、技術開発については、国が率先して総合的かつ戦略的に推進することが必要である。

(効率性)

【オゾン層の保護・回復】

○主要なオゾン層破壊物質であるCFC、HCFC及びハロンは強力な温室効果ガスでもあり、これら物質の排出削減は地球温暖化対策としても有効であるため、環境保全上の効率性が極めて高い。

○限られた予算を効率的に活用すべく、対策の緊急性、影響力等に鑑み、オゾン層保護効果の高い施策への重点的な資源配分を行っている。

○関係府省間の連携や地方公共団体との役割分担を積極的に進めることにより、より少ないコストでの目標達成を図っている。

【酸性雨・黄砂対策】

○酸性雨等の国内モニタリングについては、大気汚染物質の長距離輸送の監視や生態系への影響監視を重点化するとともに、課題に応じた確実なモニタリング体制を構築するため、平成21年3月に酸性雨長期モニタリング計画を見直し、31あった測定所を27に集約するなど、効率的な実施に取り組んでおり、酸性雨等による影響の早期把握に貢献している。

○黄砂モニタリングネットワークの構築にあたっては、環境省設置の5台のライダー装置(地上から放射されたレーザー光が空中の微粒子によって散乱される状況から、黄砂の鉛直方向の濃度分布や、高度をリアルタイムで読み取る装置)だけでなく、研究機関等の協力を得て、国内外17台のライダー装置によるネットワーク化を実現しており、黄砂飛来情報のリアルタイムでの提供に貢献している。

【海洋環境の保全】

○平成19年度において、予算の効率的活用を図るため、海洋環境モニタリングの観測測線及び観測点の見直しを行った。

○我が国に漂着するゴミの問題の解決に向けて、7県10海岸のモデル地域を選定し、それぞれの地域の特性に応じた効率的かつ効果的な回収・処理方法を検討した。

【地球環境分野における国際協力・研究調査等】

(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)

○世界的な森林の保全及び砂漠化への対処については、国際的枠組みの下で各国が協力して対策を講じることにより、効率的に対策を実施することができる。

○南極地域の保護については、国際的な枠組みの下で、各国が分担協力して保護施策を推進することが最も効率的な対策である。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

○地球環境保全に関しては、一国のみでの取組には限界がある。よって国内施策の実施のみならず、その情報外に提供するとともに、68、UNEP、OECD、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMU)、ASEAN+3環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS)環境大臣会合等の各種の枠組みにおいて、国際社会の積極的な関与を促すことにより、保全のための効率的な問題解決を図ることができる。

○北東アジア地域の環境管理の改善を目標に掲げて、施策を重点化するとともに、多様な主体との連携を行うことにより、効果的・効率的に環境保全を実施している。

○WTO交渉の論点を整理し、またFTA/EPA交渉において、事前に他国の状況の分析を行うなど早期の段階で環境保全の視点から検討することは、貿易と環境の相互支持性を強化する上で、効率的な手法である。

(研究調査)

○地球環境問題の調査研究に係る我が国の貢献については、国際的に高い評価を受けており、我が国の支援に対する費用対効果は高い。

○地球環境研究総合推進費では、様々な研究課題を、公募を通じて、コストを勘案しつつ、公正で透明性の高い評価に基づいて選定している。必要な場合には他省庁に移替を行う等、高い効率性・競争的環境を確保している。

○地球環境研究総合推進費及び地球環境保全試験研究費では、事前評価、中間評価及び事後評価を実施することにより、調査研究や観測モニタリング等を効率的・効果的に推進している。また中間・事後評価指標の厳格化や、各課題において外部有識者を交えたアドバイザーボード会合を開催するなど、制度の有効性、効率性をより一層高めるべく制度の改革を推進している。

(有効性)

【オゾン総の保護・回復】

○オゾン層を保護するためには、破壊の原因であるオゾン層破壊物質の大気中への排出を抑制することが効果的であることから、オゾン層破壊物質の生産・消費の規制及び回収・破壊等の推進を通じた総合的な対策が有効である。

○ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)の消費量は着実に減少しており、モントリオール議定書に定める消費量上限

(3,6150DP^t)を下回っている。また、フロン回収・破壊法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法に基づき、冷蔵・冷凍機器や空調機器からのフロン類の回収・破壊を進めており、平成20年度には、業務用冷凍空調機器から約3,773^tのフロン類を回収した。これらの対策の結果として、オゾン層破壊物質の排出量は着実に減少傾向にある。

○大気中のクロロフルオロカーボン(CFC)濃度は1990年(平成2年)代後半以降ほぼ横ばい(CFC-12)、または減少してきている(CFC-11及びCFC-113は年間約1%の割合で減少)。一方、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)の消費量は減少しているものの、HCFC及びハロンの大気中濃度は増加の傾向にある(HCFC-22は年間約3%、ハロン1301は年間約2%の割合で増加)。

○途上国におけるCFC削減を支援するため、モンゴル及びスリランカにおいてCFC削減プロジェクトを実施するとともに、国際会議等においてフロン回収・破壊に係る制度・取組等の知見の提供・支援を行った。

政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

【酸性雨・黄砂対策】

長期モニタリング計画に基づく国内モニタリングの着実な実施により酸性雨の状況を監視するとともに、我が国の支援により、EANET参加国においても同一手法による酸性雨モニタリングの実施とデータの精度を確保している。また、EANET政府間会合において、設立基盤の強化等、EANETの将来発展に向けた議論が進展しているところ。

○黄砂モニタリングネットワークの着実な整備により、黄砂飛来状況の把握と早期警報システムの構築に向けた北東アジア地域の取組が進んでいる。また、日中韓三カ国環境大臣会合の枠組みの下、共同研究の実施等の黄砂対策に係る地域協力について検討が進んでいる。

【海洋環境の保全】

○ロンドン条約1996年議定書の採択に伴い平成19年4月から導入された海洋汚染防止法の廃棄物の海洋投入処分許可制度の適切な実施を図ると同時に、我が国の海洋投入処分のあり方の検討を進め、海洋環境の保全を図った。また、海底下CCSに係る許可制度に関して、適切に制度を実施するため、環境影響評価やモニタリング等についての手法の高度化の検討を進めた。

○水質、底質及び海洋生態系等を対象とした海洋環境モニタリングを行い、陸域起源及び海洋投入処分による海洋環境への影響の状況を把握した。

○NOWPAPの活動促進のため、リモートセンシング（人工衛星による地球観測）による海洋観測を行うための研究開発を行った。また、NOWPAP富栄養化状況評価手順書を作成し、各国が本手順書に基づいて各海域における富栄養化状況の診断を始める体制を整えた。

○漂流・漂着ゴミ問題の解決に向けて漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査で9県10海岸のモデル地域を選定して調査を行い漂着ゴミの効率的・効果的な回収・処理方法の検討に向けた現状把握を進めるとともに、平成21年7月に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」が成立したことも関連して、漂流・漂着ゴミ対策重点海岸クリーンアップ事業や地域グリーンニューディール基金への補助により、漂流・漂着ゴミの回収・処理を進めた。

【地球環境分野における国際協力・研究調査等】

（森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全）

○国連森林フォーラム、国際熱帯木材機関への参加等、積極的に関与することにより、森林の保全と持続可能な経営に係る国際的取組の進展に寄与した。

○砂漠化対処条約締約国会議への参加等、積極的に関与することにより、砂漠化対処に係る国際的取組の進展に寄与した。

○南極環境保護法に基づく南極地域活動の環境影響評価等を実施するとともに、南極条約・議定書に基づく査察を実施すること等により、南極地域の環境の保護に向けた国際的取組に貢献した。

（国際的な貢献と連携・国際協力）

○地球環境保全に関して、G8、UNEP、OECD、日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）、ASEAN+3環境大臣会合、東アジア首脳会議（EAS）環境大臣会合等の各種の枠組みのもとで、資金拠出、専門家の派遣、我が国の優良事例の報告など、積極的な貢献を行うことにより、当該枠組みの地球環境保全に関する活動を強化・推進するのみならず、我が国の国際社会におけるプレゼンスを高めることができた。また、このような場で情報交換を行うことにより、各国の優良事例と我が国の取組を比較考慮、国内世論の喚起等が可能となり、国内施策を立案する上で有効であった。

○近年、経済成長とともに環境問題が深刻化しているアジア太平洋地域において、多国間及び二国間の国際会議開催やウェブサイト等によって互いの環境情報を交換する場を設けることは、アジア太平洋地域の環境への取り組みを進める上のみならず、我が国にとっても他国の情報を収集する上で有効な施策であった。

○北東アジア地域の国々との環境政策対話や環境協力プロジェクトの推進、地方公共団体等による協力の支援、国内の協力基盤の整備等を通じ、北東アジア地域を中心とした開発途上国の環境保全に貢献している。

○他国の締結しているFTA/EPAにおける環境条項の分析、WTOにおける議論の整理等は、我が国がFTA/EPAやWTOの交渉を行うに当たって環境の観点から検討を行うために有効であった。

○アジア太平洋地域では、アジア太平洋環境開発フォーラム（APFED）による地域各界関係者による政策対話や持続可能な開発の優良事例の収集、普及等を通じ、地域の持続可能な社会構築に貢献した。

（研究調査）

○地球環境分野の研究調査については、我が国の地球温暖化分野の施策の進展に貢献した。

○地球環境研究総合推進費及び地球環境保全試験研究費の運営にあたっては、事前・中間・事後評価を実施している。採択された課題の中間・事後評価については、当初の研究目的に対して概ね妥当との評価が得られた。

○地球環境研究総合推進費等を活用して、政策的な観点を重視した、地球温暖化防止や生物多様性の保全等の様々な分野における地球環境研究を実施し、監視・観測を推進した。また、成果発表会や一般公開シンポジウムを積極的に開催することにより、マスコミ、行政、民間企業等に対して成果の普及広報を図った。

○アジア太平洋地球変動ネットワーク（APN）の枠組みを活用して、アジア太平洋地域における地球変動研究と政策決定の連携を促進している。

（反映の方向性）

○フロン回収・破壊法の周知徹底及び施行強化を図るとともに、機器使用時の排出抑制のための要因把握・分析、機器の使用・保有者の取組等を推進する。

○ノンフロン製品の更なる普及推進等、脱フロン社会の構築に向けた施策を検討推進する。

○途上国におけるオゾン層破壊物質削減プロジェクトの発掘・形成を図るとともに、プロジェクトを検討推進する。

【酸性雨・黄砂対策】

○東アジア地域における大気汚染防止の取組を推進するため、国際的な枠組みであるEANET活動の将来発展に向けた取組や、東アジア諸国の大気管理能力の向上の支援など、国際協力を推進する。

○酸性雨のみならず、オゾンやエアロゾルも含めた越境大気汚染及び生態影響の監視に重点化した長期モニタリングを着実に実施する。

○黄砂対策について、北東アジア地域における黄砂モニタリングネットワーク及び早期警報システムの構築を進めるとともに、日中韓の共同研究を推進する。

【海洋環境の保全】

○廃棄物の海洋投入処分許可制度について、今後のあり方の検討を進める。

○陸域起源の汚染及び廃棄物の海洋投入処分による汚染を把握するために、日本周辺の海域において海洋モニタリングを実施する。

○二酸化炭素海底地層貯留に係る影響評価やモニタリング等について管理手法の高度化に関する検討を進める。

○漂流・漂着ゴミの問題の解決に向けて、引き続きモデル地域において漂着ゴミの状況把握を行うとともに、発生源対策や効率的かつ効果的な回収・処理方法について更なる検討や状況把握のための調査を行う。

○NOWPAP等の活用により、海洋生態系保全や漂着ゴミ問題の解決に向けた国際的取組を推進する。

【地球環境分野における国際協力・研究調査等】

（森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全）

○違法伐採対策及び持続可能な森林経営への民間ベースの取組推進支援、国民の理解向上のための普及啓発を行う。

○砂漠化評価・適応策の手法検討を行う。

○南極地域の環境の実態把握モニタリング実施計画の策定、南極環境保護議定書附属書への対応の継続、南極条約・議定書に基づく査察の実施結果の報告についての検討を開始し、南極環境保護法に基づく手続きの更なる周知徹底を行う。

（国際的な貢献と連携・国際協力）

○引き続き、G8、UNEP、OECD、日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）、ASEAN+3環境大臣会合、東アジア首脳会議（EAS）環境大臣会合等の各種の枠組みで、我が国がリーダーシップを発揮できるよう積極的に貢献する。また、WTO、FTA/EPAの交渉に環境の観点を盛り込むべく、これまでの事業を充実させる。

○「クリーンアジア・イニシアティブを推進し、アジアにおいて低炭素型、低公害型社会、循環型社会、自然レクリエーション

○「グリーン・イノベーション」を推進し、グリーン成長を確保するとともに、自然生態系、気候変動、資源循環、自然と人間の共生などの社会を構築していく。

○国際機関等と協力して、革新的な取組を推進すべく、アジア太平洋地域の持続可能な開発に係る施策を引き続き行う。

(研究調査)

○衛星データの利用による観測空白域の解消、リアルタイムモニタリングが可能な観測ネットワークの構築、及び観測データ利用促進につながるデータ公開システムの開発を検討する。また、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)の観測データの検証を行う。

○地球環境分野の監視・観測及び調査研究について、行政として研究してほしいテーマや特に採択したい課題を公募時に明示することにより、行政ニーズに合った研究課題などより重要な分野への研究資源の配分を強化することによって、より効率的かつ効果的に調査研究等を推進する。また、我が国の環境経済統合評価モデルを用いて、アジア各国が自ら将来の環境変化を予測するための能力開発を行い、各国における具体的な政策導入に貢献する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				○年度	○年度	○年度		
		別紙のとおり						

関係する施政方針 演説等内閣の重要 政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

達成目標【オゾン層の保護・回復】

指標名	基準値 (年度)	H18年度	H19年度	H20年度	目標値 (年度)
①ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量[ODP ^ト]	5,562 (H元)	747	770	787	0 (H32年)
②業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量[(ト)]	-	2,541	3,168	3,773	増加傾向を維持
③PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値[ODP ^ト]		4,181	3,773	集計中	減少傾向を維持

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

- ①モントリオール議定書

達成目標【酸性雨・黄砂対策】

指標名	基準値 (年度)	H18年度	H19年度	H20年度	目標値 (年度)
①EANETモニタリング(酸性沈着)地点数[地点]	-	47	51	50	55 (H24年度)
②EANET分析精度管理目標達成率		93.0	93.4	93.2	100
③国内酸性雨モニタリングの年間測定有効地点率[%]		80	90.3	93.5	100
④国内ライダー設置地点数(環境省設置地点)[地点]		9(4)	16(5)	17(5)	17(5) (H24年度)

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

- 越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画(環境省平成14年3月策定・21年3月改定)

達成目標【海洋環境の保全】

指標名	基準値 (年度)	H18年度	H19年度	H20年度	目標値 (年度)
陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量[万ト]	384 (H15年度)	320	255	263	250 (H21年度)

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

○H19年4月より海洋投入処分の許可制度を導入したことを踏まえ、H19年度の海洋投入処分実績の近似値

達成目標【地球環境分野における国際協力・研究調査等】

- 目標の進捗状況を直接的に示す定量的指標を設定することが困難なことから、指標を設定

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	大気・水・土壌環境等保全費		評価方式	総合・実績事業	番号	③
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	4,329,569	4,232,062	4,538,636	6,364,903		
（ 補 正 後 ）	4,514,074	4,230,994	-			
前年度繰越額（千円）	0	409,000				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	4,514,074 <0>	4,639,994 <0>				
支出済歳出額（千円）	3,945,855	4,005,363				
翌年度繰越額（千円）	409,000	169,785				
不用額（千円）	159,219 <0>	464,846 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法						
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況						

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	大気・水・土壌環境等保全費				番号	③			(千円)
	予 算 科 目							政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	項	事項		22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	大気・水・土壌環境等保全費	大気・水・土壌環境等の保全に必要な経費	4,535,918	6,362,244	1,152,278	
	A	2	一般	地方環境対策費	大気・水・土壌環境等の保全に必要な経費	2,718	2,659		
	小計						4,538,636	6,364,903	1,152,278
対応表において◆ となっているもの									
	小計								
対応表において○ となっているもの						<	><	>	
						<	><	>	
						<	><	>	
						<	><	>	
	小計								
対応表において◇ となっているもの						<	><	>	
						<	><	>	
						<	><	>	
						<	><	>	
	小計								
合計						4,538,636	6,364,903	1,152,278	

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	大気・水・土壌環境等保全費			番号	③				
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度当初予算額	23年度要求額	増減				
大気環境基準等設定業務費	A	1	32,816	27,779	▲ 5,037	5,037	5,037	これまでの成果を踏まえ、業務の効率化を実施し概算要求額を減額。	
大気環境監視測定網整備推進費	A	1	107,143	148,234	41,091	4,441	4,441	大気環境測定網の管理に係る需用費等を効率化し、概算要求額を減額。	
大気汚染防止規制等対策推進費	A	1	39,085	24,995	▲ 14,090	14,090	14,090	これまでの成果並びに執行実績を勘案し、調査対象の検体数の重点化等により概算要求額を減額。	
有害大気汚染物質等対策推進費	A	1	269,372	240,577	▲ 28,795	74,372	74,372	ダイオキシン類対策において調査地点の重点化等により効率化を図り、その他の有害大気汚染モリゲン等においても業務効率化を推進し、概算要求額を減額。	
在日米軍施設・区域周辺環境保全対策費	A	1	14,447	10,000	▲ 4,447	4,447	4,447	これまでの成果を踏まえ、分析対象の重点化等業務の効率化を実施し、概算要求額を減額。	
公害防止管理実施状況調査対策検討	A	1	8,473	8,473		1,196	1,196	これまでの成果を踏まえ、業務の効率化を実施し概算要求額を減額。	
微小粒子状物質（PM _{2.5} ）総合対策費	A	1	200,338	265,916	65,578	4,847	4,847	測定器の維持管理に係る経費の効率化等に努め、概算要求額を減額。	
光化学オキシダント対策推進費	A	1	28,805	23,343	▲ 5,462	7,407	7,407	「VOC排出抑制対策費」と統合し、より事業の効率化を図り概算要求額を減額。	
揮発性有機化合物（VOC）排出抑制対策費	A	1	82,662	69,994	▲ 12,668	10,850	10,850	「光化学オキシダント対策推進費」と統合し、より事業の効率化を図り概算要求額を減額。	
良好な大気生活環境保全推進費	A	1	17,476	15,460	▲ 2,016	2,858	2,858	仕様書等の見直しを行い、競争性を担保し予算額を節減するとともに、「良好な感覚環境形成のための街作り推進費」と統合し、より効率化を図り概算要求額を減額。	

事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 （B）	うち執行状況 の反映による 見直し額 （C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減				
ヒートアイランド現象に関する実態把握及び適応策検討	A	1	46,643	47,223	580	22,194	22,194	広域的な気温等の観測事業について廃止するとともに、業務の効率化を図り概算要求額を減額。	
環境技術を活用した実証モデル事業	A	1	84,786	83,307	▲ 1,479	46,560	46,560	効果的な事業実施のため、事業計画を確実に実行するとともに、真に必要な事業内容となるよう23年度事業についても内容を精査の上、概算要求に反映。	
熱中症予防情報の提供とモニタリング	A	1	16,997	16,962	▲ 35	2,288	2,288	執行実績を勘案し、業務の効率化を図り概算要求額を減額。	
モデル地域における未利用水・未利用エネルギーの有効活用検証	A	1	33,650		▲ 33,650			—	
良好な感覚環境形成のための街作り推進費	A	1	6,351	6,335	▲ 16	1,813	1,813	「良好な大気生活環境保全推進費」と統合し、より事業の効率化を図り概算要求額を減額。	
大気環境監視システム整備経費	A	1	64,872	82,112	17,240	3,580	3,580	排出状況調査については、調査地域の重点化等実施方法をより効率化し、概算要求額を減額。システム部分は「霞ヶ関ｸﾞﾗｯﾄﾞ」計画の進捗に合わせ調達計画を見直し、最適化を図る。	
花粉観測体制整備費	A	1	93,819	107,628	13,809	2,817	2,817	花粉計測器の維持管理方法をより効率化し概算要求額を減額。システム部分は「霞ヶ関ｸﾞﾗｯﾄﾞ」計画の進捗に合わせ調達計画を見直し、最適化を図る。	
低周波音の影響に関する検討	A	1	19,185	19,185		6,507	6,507	基礎的な科学的見地の収集等は廃止し、概算要求額を減額。	
騒音・振動による不快感等の実態把握・規制手法等の検討	A	1	10,296	26,270		18,245	18,245	「安心・安全な低騒音社会を目指した騒音対策の推進」と統合し、より事業の効率化を図り概算要求額を減額。 ※事業統合のため、23年度要求額、増減及び見直し額は「安心・安全な低騒音社会を目指した騒音対策の推進」との合計額である。	
安心・安全な低騒音社会を目指した騒音対策の推進	A	1	15,974					「騒音・振動による不快感等の実態把握・規制手法等の検討」と統合し、より事業の効率化を図り概算要求額を減額。	
悪臭公害防止強化対策費	A	1	15,919	20,873	4,954	5,905	5,905	ガイドライン説明会を廃止の上、検討会の開催数や調査回数等を重点化し、概算要求額を減額。	
低公害車普及推進費及び次世代自動車等導入促進事業	A	1	26,120		▲ 26,120	26,120	26,120	廃止	

事務事業名	整理番号		予算額(千円)			見直し額(A) (B)+(C)-重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減				
都市の自動車環境対策と温暖化対策のコネフィット推進費	A	1	306,995	299,502	▲ 7,493	148,196	148,196	自動車環境配慮推進事業について補助対象を重点化することにより予算額を節減するとともに、普及啓発事業や各種調査等の実施手法を見直し効率化を図り、概算要求額を減額。	
交通公害防止等調査検討費	A	1	63,569	62,125	▲ 1,444	5,878	5,878	調査回数の重点化等により予算額を節減するとともに、排出ガス対策に係る事業については「都市の自動車環境対策と温暖化対策のコネフィット推進費」に統合し、概算要求に反映。	
オフロード特殊自動車排出ガス対策事業費	A	1	42,015	72,084	30,069	11,719	11,719	使用燃料の実態調査の基礎的な知見収集に係る事業を廃止し、概算要求に反映。	
自動車排出ガス・騒音規制強化等の推進	A	1	128,588	130,485	1,897	9,017	9,017	調査対象重点化するとともに、メーカーより試験機器の提供を受けるなどして経費の節減を図り、概算要求額を減額。	
自動車交通環境監視測定費	A	1	73,913	80,664	6,751	4,260	4,260	測定機器の保守管理についてより効率化を図り、概算要求に反映。	
国際連合地域開発センター拠出金	A	1	30,000	30,000		7,304	7,304	アジアにおける環境的に持続可能な交通の推進に向け、より効果的な支援となるよう支出内容を見直し、概算要求に反映。	
環境測定分析精度向上対策経費	A	1	27,791	19,992	▲ 7,799	7,779	7,779	特に優先度の高い項目に重点化し、試薬の個数減等により経費の節減を図り、概算要求額を減額。	
水質環境基準策定等検討経費	A	1	310,892	301,804	▲ 9,088	57,657	57,657	特に優先度の高い項目に重点化し調査内容を見直すとともに、支出実績を勘案し調査地域数や回数を見直し等を行い事業の効率化を図り、概算要求額を減額。	
水環境保全施策枠組み再構築経費	A	1	61,555	30,375	▲ 31,180	7,736	7,736	水環境に係る各種システムを整理統合し事業の効率化を図り、概算要求に反映。	
排水対策推進費	A	1	69,871	104,848	34,977	3,845	3,845	これまでの成果を踏まえ、事業内容の効率化を図り概算要求額を減額。	
水環境保全活動等推進経費	A	1	32,528	33,403	875	11,186	11,186	水質環境保全活動に取り組む各種主体との連携強化に係る事業については廃止するとともに、水環境に係るシステムの整理統合を図り、概算要求に反映。	
総量削減及び瀬戸内海環境保全等施行業務費	A	1	102,444	108,560	6,116	51,676	51,676	瀬戸内海環境保全のための人材育成事業等について廃止の上、自治体における調査委託内容等を効率化し概算要求額を減額。	
閉鎖性海域環境保全推進等調査費(有明海・八代海総合調査評価委員会経費を含む)	A	1	191,741	162,697	▲ 29,044	79,187	79,187	里海作りに係る事業等について廃止するとともに、東アジア諸国に対する協力事業において真に必要な内容に限定し、概算要求額を減額。	

事務事業名	整理番号		予算額(千円)			見直し額(A) (B)+(C)-重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減				
湖沼水質保全対策等調査費	A	1	76,995	185,913	108,918	56,620	56,620	これまでの成果や執行実績を勘案し、業務の効率化を図り経費を節減するとともに、効果的な事業実施方法を検討し、概算要求に反映。	
底質・水質分析法検討経費	A	1	32,746	32,371	▲ 375	32,746	32,746	長期にわたり実施してきた事業内容を刷新することでより効率的・効果的な事業実施に努め、概算要求に反映。	
地下水総合保全事業推進費	A	1	29,493	29,980	▲ 9,513	29,493	29,493	「地盤環境制度等検討費」と統合し、事業内容を刷新することでより効率的・効果的な事業実施に努め、概算要求に反映。 ※事業統合のため、23年度要求額及び増減は「地盤環境制度等検討費」との合計額である。	
気候変動による水質への影響 解明、適応策検討調査費	A	1	11,594	20,000	8,406	6,059	6,059	より実効性を確保するため事業内容を重点化するとともに、業務の効率化を図り概算要求額を減額。	
硝酸性窒素対策等地下水質管理 的確化調査	A	1	15,165		▲ 15,165	15,165	15,165	廃止	
地下浸透による地下水汚染対策 推進費	A	1	11,292	20,645	9,353	1,484	1,484	調査事項について見直しを行い、効率的な事業実施を図り概算要求に反映。	
水質改善事業推進費	A	1	283,992	286,614	2,622	148,443	148,443	中国における協力事業について、真に必要な範囲に事業を重点化するとともに、国際的な情報収集、発信等に係る業務について廃止し、概算要求額を減額。	
地盤環境制度等検討費	A	1	10,000			10,000	10,000	「地下水総合保全事業推進費」と統合し、事業内容を刷新することでより効率的・効果的な事業実施に努め、概算要求に反映。	
農用地土壌汚染対策費	A	1	51,921	56,862	4,941	6,193	6,193	農作業等の現場の実態に即して調査を行うことができるよう実施方法を見直しするとともに、業務の効率化を図り概算要求額を減額。	
市街地土壌汚染対策費	A	1	361,905	396,341	▲ 41,809	101,215	101,215	公開プロセスの結果を踏まえ「ダイオキシン類汚染土壌浄化技術等確立調査」を統合し予算の節減をするとともに、調査実施内容の見直しや効率化を図り、概算要求額を減額。 ※事業統合のため、23年度要求額、増減及び見直し額は「ダイオキシン類汚染土壌浄化技術等確立調査」との合計額である。	
ダイオキシン類土壌汚染対策 費	A	1	41,784	45,492	3,708	7,910	7,910	ダイオキシン類汚染土壌対策に係る技術的指針の策定に係る事業を廃止するとともに、汎用的な土壌に絞って調査するなど調査対象を重点化することにより、業務の効率化を図り、概算要求額を減額。	

事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 （B）	うち執行状況 の反映による 見直し額 （C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減				
ダイオキシン類汚染土壌浄化 技術等確立調査	A	1	76,245					公開プロセスの結果を踏まえ、シート番号89「市街地土壌汚染対策費」へ 統合の上、実効性や費用対効果を踏まえた事業内容の抜本見直しを行い、 概算要求に反映。	
農業登録保留基準等設定費	A	1	116,534	112,721	▲ 3,813	3,726	3,726	調査対象資材を重点化し、概算要求額を減額。	
ダイオキシン類総合対策費	A	1	137,937	115,929	▲ 22,008	33,311	33,311	簡易測定法検討業務や小型焼却炉ガイドライン策定業務などについて必要 最低減の予算措置とし、概算要求額を減額。	
日本モデル環境対策技術等の 国際展開	A	1	145,546	145,545	▲ 1	47,144	47,144	支出実績を勘案し、事業の効率化を図り予算を節減するとともに、施策の 重点化や絞り込みを行い、概算要求に反映。	
合計			4,080,280	4,129,618	49,338	1,152,278	1,152,278		

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

担当部局名:水・大気環境局
担当者(連絡先):

評価実施時期:平成22年 9月

政策名	大気・水・土壌環境等の保全	番号	③
政策の概要	大気汚染・騒音・震動・悪臭に係る大気環境基準、人の健康の保護及び生活環境の保全に関する水質環境基準等の目標の達成・維持を図るとともに、地盤環境の保全を図り、また、土壌汚染による環境リスクを適切に管理することにより、生活環境を保全し、国民の安全と安心を確保する。		
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 【大気環境の保全】 ○微小粒子状物質(PM2.5)については、平成21年9月に中央環境審議会が取りまとめた答申を受け、同月、環境基準を告示した。今後は、同答申に示された課題を踏まえ、PM2.5の大気汚染状況の把握とその効果的な対策に関する検討を進めるとともに、我が国における健康影響に関する知見をさらに充実していく必要がある。 ○光化学オキシダントの環境基準達成状況は依然として極めて低く、濃度レベルも漸増傾向にあり、注意報の発令地域は広域化している。平成19年12月にとりまとめた学識経験者等による「光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会」の報告書で課題とされた調査研究・モニタリング、国内削減対策及び国際的な取組を引き続き推進するにあたり、平成20年度には、光化学オキシダントに係る国際的な取組を推進するために不可欠であるトレーサビリティを確保した光化学オキシダント測定に関する精度管理体制について検討し、平成21年度に当該体制を構築したところである。 ○全国の大気環境基準の達成状況については、全体としては改善又は横ばい傾向にあり、各種の施策の成果が着実に現れている。一方で、二酸化窒素については、大都市圏において、とりわけ自動車排出ガス測定局で環境基準が達成されていない地点が残っており(平成20年度達成率:95.5%)、さらに改善を図る必要がある。このため、平成19年度に改正及び施行された自動車NOx・PM法に基づく対策や低公害車の普及を推進した。 ○燃料電池自動車の普及台数については、車両開発等は前進したものの、一般ユーザーへの普及には至っておらず、目標値と実績の間に乖離が生じている。 ○自動車単体対策についても、中央環境審議会による「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」第八次答申(平成17年4月)及び第九次答申(平成20年1月)に基づき、引き続き排出ガス規制の強化等を進める必要があり、ディーゼルトラック・バスの新たな排出ガス規制等について検討を行っている。</p> <p>【大気生活環境の保全】 ○騒音、振動及び悪臭に係る苦情件数は、近年徐々に減少してはいるが、まだ高い水準で推移しているため、今後とも必要な施策強化等を行う必要がある。騒音対策としては、騒音規制法の未規制施設に関する施策の充実を図るための検討を開始した。自動車単体対策については、中央環境審議会中間答申「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について」(平成20年12月)に基づき、自動車の走行の実態、自動車やタイヤから発生する騒音の実態等を調査するとともに、騒音規制手法の抜本的見直しについて検討を開始した。また、騒音に係る環境基準の達成目標年次(平成21年度)を迎えたことにより、自動車騒音対策に関する総合的施策を取りまとめた「今後の自動車騒音対策の取組方針」を、各都道府県知事及び政令指定都市市長宛に通知したところである。これを踏まえ、引き続き関係省庁が連携して積極的に対策を推進することとしている。 ○航空機騒音及び新幹線鉄道騒音については、環境基準の達成に向けて、継続的に対策を講じてきているところであるが、環境基準の達成状況はそれぞれ76.0%、43.1%と未だ芳しくなく、苦情も絶えないところである。このため、更なる騒音低減対策の推進に取り組む必要がある。 ○クールシティづくりについては、注目度の高い街区での集中的かつ一体的なヒートアイランド対策等を推進した。地方公共団体・民間事業者等の取組を支援しつつ、ヒートアイランド対策大綱に基づいた対策を推進する必要がある。また、まちの快適さを演出する涼感、光、かおり、音などの感覚環境の観点からの対策が求められている。</p> <p>【水環境の保全】 ○平成21年11月に、公共用水域において、新たに人の健康の保護に係る水質環境基準項目として、1,4-ジオキサンを追加した。また、地下水において新たに地下水環境基準項目として、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサンを追加し、現行のシス-1,2-ジクロロエチレンに代わり、1,2-ジクロロエチレン(シス体及びトランス体の和)を新たに地下水環境基準項目として追加した。1,1-ジクロロエチレンについては、人の健康の保護に係る水質環境基準及び地下水環境基準における基準値を見直し、現行の0.02mg/Lから、0.1mg/Lとした。 ○生活環境項目に関する水質環境基準の基準達成率が、全体では87.4%となり長期的にみると上昇傾向だが、湖沼においては顕著な改善が見られなかった。これらのことから、湖沼の更なる水質改善に向けた汚濁メカニズムの解明等に取り組む必要がある。また、環境基準の類型指定の見直し、工場・事業場からの排水実態の継続的な把握、暫定排水基準から一律排水基準への移行等に向け技術的な支援を中心とした取組を促進した。さらに、排水中の多様な化学物質の影響を総合的に管理する新たな手法の検討のための基礎調査を実施した。 ○6次におたる水質総量削減の実施により東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海に流入する汚濁負荷量は、東京湾における化学的酸素要求量(COD)負荷量が昭和54年度における477t/日から平成16年度における211t/日まで削減されているなど、着実に削減されている。しかし、東京湾における窒素及びリンの環境基準達成率は平成8年度も平成20年度も同じ50%であるなど改善がみられないことや、依然大規模な赤潮や貧酸素水塊が発生していることなどから、更なる水環境改善に向けた取組が必要である。このため閉鎖性海域が今後目指すべき水環境の目標とその達成に向けたロードマップを明らかにする閉鎖性海域中長期ビジョンを策定した。また、平成21年2月に中央環境審議会に諮問した第7次水質総量削減の在り方について、平成22年3月に答申がなされた。 ○海域環境保全や海との共生に取り組んでいる海域を選定し、地方公共団体による里海創生活動の支援を着実に実施した。(H20:4海域、H21:6海域) ○中央環境審議会瀬戸内海部会が平成20年6月に取りまとめた瀬戸内海環境保全基本計画のフォローアップを踏まえた取組を実施するとともに、当該フォローアップに基づく関係省庁・府県の取組の進捗状況の調査を実施した。 ○有明海・八代海総合調査評価委員会報告を踏まえた両海域の再生に向けた調査研究が着実に進んでいるなど、着実に削減されている。たとえば、委員会報告書では「海底の泥化が予想以上に進行していること」が確認されていたが、21年度の調査では、一部海域で底質の粗粒化も確認され、粗粒化とタイラギの豊漁との関係を裏付ける貴重な環境データを得た。 ○気候変動による水環境等への悪影響に対する適応策の検討のための基礎調査を実施した。</p> <p>【土壌環境の保全】 ○市街地等土壌汚染対策については、土壌汚染による人の健康被害の防止を目指し、土壌汚染対策法に基づく調査・対策が実施され、措置の必要な指定区域における措置等の実施率が100%となっている。 ○農用地土壌汚染対策地域については、平成20年度末までに6,577haが指定され、対策事業の実施等を経て、85%に当たる5,559haが地域指定を解除されている。(平成21年度までの数値については七月頃取りまとめ予定) ○ダイオキシン類土壌汚染対策地域については、平成21年度に1地域で対策地域の指定の一部解除が行われた。また、これまでに指定された5地域全てにおいて対策事業が完了しているなど、対策が着実に実施されている。</p> <p>【ダイオキシン類・農業対策】 ○平成20年のダイオキシン類排出総量は、平成15年比で約43%減少しており、順調に削減が進んでいる。全国の水質環境調査結果では、概ね環境基準を達成している。 ○農業に関しては、主要農作物の被害防止に係る水質環境基準について、平成21年度に新たに「農業」の基準を設定し、これ</p>		

○農業に関しては、水産期植物の被害防止に係る改正登録残留基準について、平成21年度に初めに40農薬の基準を改正し、これまでに累計で101農薬に基準値を設定した。

【効果的な公害防止の取組促進】

○公害防止体制の促進については、平成21年8月、中央環境審議会に対し、「今後の効果的な公害防止取組促進方策の在り方について」を諮問し、大気環境・水環境合同部会公害防止取組促進方策小委員会における審議を経て、平成22年1月に答申がなされた。この答申を踏まえて「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案」を第174回通常国会に提出した。（その後国会の審議を経て、「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」が平成22年5月10日に公布された。）

【アジアにおける環境協力】

○平成21年3月の日中局長級政策対話における中国側の要望により、「第12次5カ年計画」（平成23年～27年）の策定に向けたNOxの総量削減について、日本のノウハウを活かした協力を開始した。平成21年7月に日中環境汚染対策ゴールデンウィークの一環として政策的手法を紹介する第1回WSを開催し、同11月にNOx対策技術を紹介する第2回WSを開催した。さらに、同12月に中国政府関係者を日本に招へいし、石炭火力発電所等の視察を実施した。

○アジア・モンソン地域における情報基盤整備及び人材育成を行う「アジア水環境パートナーシップ事業(WEPA)」並びに中国の重要水域における水質汚濁防止の協力を行う「日中水環境パートナーシップ事業」に取り組んできており、アジア地域の水環境情報のデータベース構築、国際フォーラムを通じた人材教育や中国長江流域等における政策提言を行ってきたところ。特に中国では、水質汚染対策協力推進として、農村地域等に適した水環境管理技術の導入実証モデル事業をこれまで4地区7箇所で行った。中国国内に普及し水環境管理の向上に向けた協力に取り組んだ。

○東アジア諸国における水質総量削減制度導入を支援する指針策定に向け、主に中国を対象として水質総量削減の導入に向けた共同研究を実施するなど、検討を着実に実施している。

○「クリーンアジア・イニシアティブ」の趣旨に基づき、環境汚染対策技術・モニタリング技術について、法制度の整備・人材育成とパッケージにしてアジア諸国に普及・展開することを目的とした「日本モデル環境対策技術等の国際展開」事業を開始し、現状調査や今後取り組むべきパッケージ内容の検討を行ったほか、共同政策研究等の具体的な協力事業を試行的に実施した。

○平成19年の中国及びインドネシア両国環境大臣との合意に基づき、各国とのコベネフィット・アプローチに係る協力を進めている。平成21年12月には、COP15サイドイベントで中国とのコベネフィット効果に係る共同研究の成果を発表した。平成20年度及び21年度に採択したコベネフィットCDMモデル事業を3件への資金支援を実施した。コベネフィット効果を定量的に評価する方法を示したマニュアルについて、気候変動に係る国際会議等の場で配布する等、その普及に努めている。

（必要性）

【大気環境の保全】

○大気環境の保全を通じて人の健康の保護を図ることは、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものであり、高い社会的ニーズ及び公益性を持つ。また、事業者による自主的取組や地方公共団体との連携に留意しつつ施策の実施を図っており、官と民・国と地方の役割分担が適切になされているものと考えられる。

○大気汚染の状況については、二酸化窒素および浮遊粒子状物質について、全体として改善傾向が見られるものの、大都市圏を中心に環境基準を長期間に渡り達成していない測定局が依然として残っているため、引き続き対策を講じていく必要がある。

【大気生活環境の保全】

○大気環境の保全を通じて良好な生活環境の保護を図ることは、現在及び将来の国民の、健康で文化的な生活の確保に寄与するものであり、高い社会的ニーズ及び公益性を持つものと考えられる。また、地方公共団体との連携に留意しつつ施策の実施を図っており、国と地方の役割分担が適切になされているものと考えられる。

○騒音に係る環境基準の達成状況の改善に向け、全国各地域の自動車騒音の状況を把握するとともに、自動車の走行実態、自動車単体等から発生する騒音の実態等を把握することにより、自動車騒音規制等の見直しをはじめ効率的な騒音対策を推進する必要がある。

○多種多様な悪臭の苦情への対応を図るため、臭気指数規制の導入及び生活環境に係る臭気対策を推進する必要がある。

○騒音・振動の苦情件数は高い水準で推移しているため、この改善にむけた対策の必要がある。

○過去100年間において、地球平均気温は約0.74℃上昇に対し、日本の大都市の気温は2～3℃上昇しておりヒートアイランド対策の必要がある。

【水環境の保全】

○水環境の保全を通じて人の健康の保護・生活環境の保全を図ることは、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものであり、高い社会的ニーズ及び公益性を持つものと考えられる。また、水質汚濁防止法等によりその対策が体系的に整理されており、官民の役割分担も整理されている。○指定湖沼については、湖沼水質保全特別措置法（湖沼法）に基づく湖沼水質保全計画による各種取組等により汚濁負荷量は削減される傾向にあり、一部湖沼で水質の改善が見られるものの、多くの湖沼において生活環境項目に係る水質環境基準が達成されおらず、湖沼水質保全施策を更に推進する必要がある。

○世界では安全な水が確保できない人が約11億人おり、世界の水問題は人類にとって重大な問題である。我が国は公害の経験と技術があることから、これを活かして世界の水問題の解決に向けた貢献をすることが求められる。また、平成19年4月に日中首脳による環境協力の合意があり、中国における水質汚濁の解決に向けた協力をすることとなっているため、両国の協力による取組が必要。

○排水基準による規制のみでは環境基準（生活環境項目）の達成が困難で環境基準達成率が十分とは言えない東京湾、伊勢湾及び大阪湾については、流入する汚濁負荷の総量のさらなる削減が必要である。また、大阪湾を除く瀬戸内海については、他の指定水域と比較して水質が良好なため、現状の水質が悪化しないような対策が必要である。加えて、富栄養化が解消された海域等における栄養塩類の適切な管理の在り方等に関し、調査研究を推進する必要がある。

○東アジア諸国においては、その経済発展に伴う海域環境の悪化が著しく、東シナ海等においては高いクロロフィルaが認められ、我が国の海域環境にも影響を及ぼしていることが危惧されることから、その改善に向けた取組が急務である。

○貧酸素水塊の発生や底生生物をはじめとする生態系の劣化などの問題が発生しており、「里海」の創生を推進し、人間と海が共生する豊かな沿岸環境保全のための取組の推進が急務である。

○瀬戸内海環境保全基本計画についてフォローアップを継続して行い、その進捗状況を把握する必要がある。

○有明海及び八代海においては、赤潮が多発し漁獲量が低迷するなど深刻な状況にあり、両海域の再生に向けた取組が急務となっている。

【土壌環境の保全】

○土壌汚染は典型7公害の一つであり、国民の健康の保護や生活環境の保全の観点から、土壌環境の保全は極めて重要な施策であり、公益性も極めて高い。

○本件施策については、土壌汚染対策法、農用地の土壌汚染防止対策等に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法において、土壌汚染の状況に応じ、区域を指定し、対策を講じるなどの対策が体系的に整理されている。

【ダイオキシン類・農薬対策】

○ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、国は、各種基準の設定、特定施設の設定、削減計画の策定など基本的かつ総合的な施策の策定・実施及び各種調査研究・技術開発の推進を行い、自治体は常時監視などを行うことでダイオキシン類による環境の汚染の防止、除去等を図る必要がある。また、これらを踏まえ、国、地方公共団体、さらに事業者及び国民が連携して取り組むことが必要。

○農薬は環境中で使用され、殺虫、殺菌、除草効果を有する化学物質であり、生態系への影響が懸念されるものである。このため、農薬取締法に基づき、登録前に当該物質の水産動植物に対する毒性と環境中予測濃度の比較によるリスク評価を実施し、適切な登録残留基準を設定することが、生態系保全の観点から有効かつ不可欠である。

(効率性)

【大気環境の保全】

○浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC)の固定発生源からの排出抑制対策については、工場・事業場に対する排出規制と、事業者による自主的取組を適切に組み合わせるベスト・ミックスを進めていくこととしており、規制だけでなく事業者の自主的な取組によって排出抑制対策が行われるという点において、効率性である。
○自動車排出ガス対策については、新車に対する自動車排出ガス規制や低公害車の普及、自動車NOx・PM法による車種規制等の施策を効率的に実施しており、自動車排出ガス測定局の環境基準の達成状況は改善傾向にある。

【大気生活環境の保全】

○インターネット等を利用して自動車騒音の状況の周知を行うことにより、効率的な情報提供が可能となっている。
○騒音・振動の新たな規制手法の検討や生活環境に係る臭気対策を通じて、苦情の未然防止及び適切な苦情への対応を図っている。
○注目度の高い都市の街区で集中的にヒートアイランド対策を行うことで、効率的な施策の推進を図っている。

【水環境の保全】

○円滑な排水規制及び地下水浄化対策の実施のため、公害防止用設備に対する低利子融資制度を設け、事業者の汚水処理用設備及び地下水浄化施設等の設置に対し支援を行うなど、他の政策手法との効率的な組み合わせについても随時検討・実施した。
○底質のダイオキシンの測定は、費用が高額で時間がかかることから、都道府県などによる汚染された底質の浄化対策を推進するため、定量下限値や再現性などが確保できる迅速で低廉な簡易測定法の検討を行い、「底質のダイオキシン類簡易測定法マニュアル」を作成した。
○指定湖沼における汚濁負荷の削減については、湖沼水質保全計画等に基づき、工場・事業場に対する負荷量規制に加え、各省連携の下、下水道、浄化槽等の整備事業や直接浄化事業等と組み合わせ、効率的に実施している。また、一定期間ごとに施策の実施状況を点検し、新たな湖沼水質保全計画を策定することにより、状況に応じた対策を効率的に実施する仕組みとなっている。
○アジア水環境パートナーシップ(WEPA)については、二国間会合や国際フォーラムを開催することにより、多様な参加者のもとで情報収集と人材育成をすることができたことから、効率的であったと考えられる。日中水環境パートナーシップ事業については、モデル調査、セミナー等を実施することで、例えば、江蘇省においては、本モデル事業を踏まえ、中国独自で排水処理施設を設置することを約束するなど中央政府及び地方政府における排水処理技術の必要性に関する理解や適切な水環境管理に関わる能力向上を効率的に図ることができている。
○工場・事業場から排出される負荷の総量に対する規制や関係行政機関の連携による排水処理施設整備等と組み合わせる水質総量削減を5年ごとに直直しつ実施することで、社会情勢に対応し効率的に汚濁負荷量を削減できる。たとえ、「第7次水質総量削減の在り方について(答申)」においては、水環境の改善が必要な東京湾、伊勢湾、大阪湾と、比較的水質が良好な大阪湾を除く瀬戸内海とを分けて対策を進めていくべきとし、新たな課題として、栄養塩類の管理の在り方などに関し調査研究を推進する必要があるとしたりして、よりきめ細かな対応が可能となっている。
○水質総量削減制度の導入を支援することで、東アジア諸国の地域の実情に応じて適用可能な陸域負荷の総量削減の取組がより効率的に実施できる。
○里海創生支援事業により里海づくりを実践する際に参考となる情報を、実例を踏まえたマニュアルとして提供することで、全国の活動団体、地方自治体での取組が効率的に実施できる。
○瀬戸内海環境保全基本計画のフォローアップの実施により、関係機関による瀬戸内海の環境保全に係る取組の進捗状況が把握でき、現状の問題・課題等を踏まえ、より効率的で統合的な施策の実施が図られる。
○有明海・八代海総合調査評価委員会が取りまとめた報告に基づき作成する調査研究推進計画を踏まえることで、関係省庁との間での調査業務分担、調査の方向性が明確になり、有明海及び八代海の再生に向けた調査研究を効率的に実施できる。

【土壌環境の保全】

○農用地土壌汚染対策については汚染が広域的であり、また農業生産に必要な基礎的な資源である農地を保全するものであることから、公的に対策事業を実施することが適当であり、地方公共団体が常時監視に努め、汚染地域を的確に把握して適切な対策を実施することにより、効率的に土壌汚染対策が図られている。
○市街地等の土壌汚染については、汚染の範囲が比較的局所的であり、私有財産である土地を対象とするものであることから、まず、汚染の有無を把握するための調査は、土地の状態につき責任を有し、また、調査を行うために必要な土地の掘削等に関する権原を有する土地所有者等が行うこととしている。そして、汚染が判明し措置が必要な場合には、汚染原因者に実施を求めることとなっている。土地の売買等を契機に、調査・対策が広く実施されることにより、効率的に土壌汚染が発見され対策がとられている。
○ダイオキシン類土壌汚染については、汚染が比較的広域に及び、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、公的に対策事業を実施することが適当であり、地方公共団体が常時監視に努め、汚染地域を的確に把握して適切な対策を実施することにより、効率的に土壌汚染対策が図られている。

【ダイオキシン類・農薬対策】

平成17年から、ダイオキシン類の測定に関して、一部、従来のガスクロマトグラフ質量分析計による方法に加え、より低廉で迅速な簡易測定法として生物検定法を正式に導入しており、効率性を考慮している。平成22年3月には廃棄物焼却炉からの排出ガス、ばいじん及び燃え殻に含まれるダイオキシン類の調査測定に簡易測定法の追加導入を行ったさらに簡易測定法の追加等に伴い、ダイオキシン類の環境測定の精度管理に関する指針等の改訂を行い、品質や信頼性も配慮している。
○農薬は登録申請者が毒性・残留性試験等を行い、その結果を用いてリスク評価を行っており、高いリスクが懸念される場合は、より詳細な試験を課すこととしている。これにより環境リスクの程度に応じたコストが課される制度が充実しており、当該施策を実施するにあたっての効率性も考慮されている。

(有効性)

【大気環境の保全】

○国による排出規制及び常時監視等の枠組みの整備、自治体による適切な法の施行、有害大気汚染物質の排出抑制対策等の取組が有効に機能しており、一般大気測定局における大気汚染物質の濃度及び環境基準等の達成状況は、良好な状況が継続していると考えられる。(一方、光化学オキシダントについては、近年のバックグラウンド濃度の上昇及びアジア地域から排出されるNOx等の大幅な増加に伴うアジア地域における越境輸送の影響の増大等が、光化学オキシダント濃度の長期的上昇トレンドの要因の一つとなっていると推定され、環境基準の達成状況は、極めて低い水準となっている。)
○自動車単体対策、低公害車の普及促進、自動車NOx・PM法に基づいた対策等により、全国の大気汚染に係る環境基準の達成状況については、自動車排出ガス測定局において、二酸化窒素については95.5%、浮遊粒子状物質については99.3%と全体的に改善傾向にあり、各種の施策の成果が着実に現れている(数値はいずれも平成20年度)。
○大気環境監視体制を継続し、モニタリング結果をまとめることにより、施策展開の基礎を得ることができた。また、リアルタイムで大気環境データ及び光化学オキシダント注意報をインターネット等で一般公開することにより、大気汚染状況の判断材料として利用されている。
○浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC)の固定発生源からの排出抑制対策は、工場・事業場に対する排出規制と、事業者による自主的取組を効果的、効率的に組み合わせるベスト・ミックスにより、平成19年度の排出インベントリ結果では、平成12年度比で23%削減している。また、自主的取組の推進ため、平成21年度も引き続き、「揮発性有機化合物(VOC)対策功労者表彰」を行った。
○燃料電池自動車に関する政策については、個別の事務・事業等が着実に実施され、基本的な安全規制等が整備されたことにより、平成16年度には公道を走行することが可能になるとともに、市街地に水素充てん設備を設置することが可能になった。しかし、燃料電池自動車の最も重要な部分である燃料電池の性能向上、低コスト化の研究開発の成果が本格的な実用化の段階に至っていないなどにより、燃料電池自動車に係る車両価格が極めて高い、燃料電池の耐久性が低いなどの課題は解消されていない。
○特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則等の一部を平成22年3月に改正し、ディーゼル特定特殊自動車の排出ガス規制強化を行った。
○建築物の解体等に伴うアスベスト飛散防止対策については、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」を改訂、「(常時におけるアスベスト飛散防止に係る取組マニュアル)」を策定し、飛散防止の徹底を図るとともに、土壌環境中のアスベスト

政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

「火音時における右舷飛取防止に係る取扱いマニュアル」を策定し、飛取防止の徹底を図つた。また、大気環境中のノベヘクト濃度のモニタリング調査を行った。さらに、大気環境中のアスベスト濃度の測定方法を定めたアスベストモニタリングマニュアルの改訂のための検討を行い、改訂案を取りまとめた。

【大気生活環境の保全】

○自動車騒音の常時監視体制を継続し、全国の自動車騒音の状況結果を取りまとめ、インターネット等で広く公開しており、自動車騒音の状況の把握に利用されている。また、自動車単体対策やその他の総合的な騒音対策により、道路交通騒音に係る環境基準の達成率は最近5年間で約9%増加し、改善傾向にある。

○航空機騒音については、環境基準の達成に向けて、航空機の低騒音化に向けた技術開発とその技術導入などにより音源対策を推進してきたところである。その結果、航空機騒音に係る環境基準の達成率は、最近10年間で約7%増加し、長期的には改善傾向にある。

○新幹線鉄道騒音については、環境基準の達成に向けて、音源対策が最も基本的な施策であり、特に新幹線沿線の住宅密集地等であって75デシベルを超える地域の騒音レベルを75デシベル以下とする「75デシベル対策」を順次進めている。その結果、新幹線鉄道周辺地域の騒音レベルは従前に比べ低下し、長期的には改善の傾向にある。一方で、新幹線沿線の土地利用の状況は年々変化しており、新幹線の防音壁等の音源対策が、新たな沿線宅地開発に追いつかないことが、環境基準の達成率が大幅に向上しない理由の一つとなっている。

○増加傾向にあった悪臭の苦情件数はここ5年連続で減少している。しかし、苦情件数は依然として高い水準にある。一方で、臭気指数規制を導入している地方公共団体は、近年増加傾向にあり、351市区町村（規制地域を有する地方公共団体の29.2%）となっている。

【水環境の保全】

○水質環境基準の健康項目については、公共用水域のほぼ全ての地点で基準を達成している。生活環境項目に関しては、公共用水域全体では基準達成率が87.4%（平成20年度）となり長期的にみると上昇傾向であることから、有効であると考えられる。また、地下水の環境基準達成率は90%以上となっている。

○公共用水域の水質常時監視結果の質を確保するため、モニタリングの的確化・効率化に係る具体的な手法及び信頼性の高い測定データを確保するための精度管理手法について検討を行い、「公共用水域測定計画策定に係る水質測定の効率化・重点化の手引き」及び「水質汚濁防止法に基づく常時監視の環境測定を外部に委託する場合の信頼性の確保に関する指針」を作成した。

○排出基準のうち、ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準適用業種に対し、平成22年の見直し時に一律排水基準へ移行又は基準値の強化ができるよう、温泉排水処理技術の実証試験などの技術的検討を行い、暫定排水基準が設定されていた21業種のうち、6業種について一律排水基準へ移行し、15業種について延長又は強化する見直しを実施した。

○地盤沈下は、地盤沈下の観測や観測結果に基づく地盤沈下地域の地下水揚水規制の実施等により、おおむね減少傾向であるが、地盤沈下が発生しない状態で安定したとは言えない。地下水や地盤環境を保全しつつ、持続可能な地下水利用を実現するための管理手法の検討及び地盤沈下観測状況の調査等を行うことで、確実な地盤沈下抑制が期待できる。

○環境基準等の目標に関する必要な調査研究、水環境・地盤環境の監視体制の整備等により施策展開の基礎資料として、「公共用水域水質測定結果」、「地下水質測定結果」及び「全国の地盤沈下地域の概況」を取りまとめた。

○湖沼水質保全については、下水道等の汚水処理施設の整備等の汚濁負荷削減に取り組んだ結果、複数の指定湖沼において、湖沼水質保全計画に掲げた生活環境項目に係る水質目標値（16項目/44項目）を達成したものの、全体として顕著な改善は見られなかった。

○アジア水環境パートナーシップについては、二国間会合や、国際フォーラムを開催することにより、各国における水管理に関する情報を収集し、政策、市民活動、技術情報源の4つの情報データベースの拡大を図り、パートナー国の水環境管理施策の推進に活用された。また、各国の水環境の現状及び水環境管理のアウトラインなどの情報を整理し自主的な取組を進められるよう支援した。さらに国際フォーラムを通じて各国のNPOや行政官など多様な関係者の参加のもとで水環境保全に係る取組について発表等を行ったことから、水環境管理に係る情報提供及び人材育成を効果的に行うことができた。

○日中水環境パートナーシップにおいては、平成20年5月に「農村地域等における分散型排水処理モデル事業協力実施に関する覚書」を日中環境大臣間で締結し、日中協力のもと低コストで地域の実情にあった排水処理技術の導入に関するモデル事業を重慶市、江蘇省、新疆ウイグル地区及び雲南省で実施し、黒竜江省及び河北省で施設設置に向けた事前調査を行い、水質汚濁防止に関する支援を進めた。また、セミナー、政策対話等を通じて水環境管理技術の普及促進に関する能力向上が図られた。

○6次におたる水質総量削減の実施により、大阪湾を除く瀬戸内海における窒素とリンが環境基準をほぼ達成するなどの効果が認められている。加えて、閉鎖性海域中長期ビジョンや栄養塩管理の研究結果等を参考に湾灘ごとに適した対策を講じることににより、海域環境がより適切に保全されることが期待される。

○平成21年度より中国との水質総量削減に係る日中共同研究を開始した。海域に流入する汚濁負荷の排水規制を有するが、負荷の総量を削減する制度が不十分あるいは未導入の東アジア諸国において水質総量削減制度を導入することにより、我が国の海域環境の保全が期待される。

○平成21年度には6海域における里海の創生支援を行い、地域の取組を促進した。国民の海への関心を高め、閉鎖性海域の環境保全への合意形成を図るとともに、各地域の取組成果を踏まえ、マニュアルを作成することで「里海」づくりを推進し、沿岸域の生物多様性の保全及び水産資源の確保に資することが期待される。

○瀬戸内海環境保全基本計画フォローアップを踏まえて、高度な栄養塩類管理の在り方を検討した。関係機関による各々の取組の進捗状況を確認しつつ施策を進めることにより、瀬戸内海の環境保全の更なる推進が期待される。

○生態系機能や生物多様性の維持を念頭とした環境改善方法を検討し、生態系の保全・回復を図ることで、有明海及び八代海の再生に資することが期待される。

【土壌環境の保全】

○市街地等土壌汚染対策については、土壌汚染による人の健康被害の防止を目指し、土壌汚染対策に基づく調査・対策が実施され、措置の必要な指定区域における措置等の実施率（直接目標の②）が100%となっている。

○農用地土壌汚染対策については、平成20年度は対策地域の地域指定及び指定解除は行われなかったため、指定解除は結果として変化しなかったものの、客土工事が3地区で進捗するなど、対策事業は着実に実施されている。（平成21年度の数値については、7月頃取りまとめ予定）

○ダイオキシン類土壌汚染対策地域については、平成21年度に1地域で対策地域の指定の一部解除が行われた。また、これまでに指定された5地域全てにおいて対策事業が完了するなど、対策が着実に実施されている。

【ダイオキシン類・農薬対策】

○平成20年のダイオキシン類の排出量は、平成15年比で約43%減少しており、その削減は順調に進んでいる。また、平成20年度のダイオキシン類対策特別措置法の常時監視等の環境調査結果によると、環境基準は概ね達成している。総じて、ダイオキシン類については、排出総量及び環境の汚染状況において改善が図られており、これまでのダイオキシン類対策は極めて有効であったと考えられる。

○生態系保全施策の充実に向けて、農薬の生態系への影響について登録前にリスク評価を行うため、農薬取締法に基づき、平成18年度から水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定作業を順次進めており、平成21年度には新たに45農薬（累計101農薬）について基準を設定するなど基準設定についての加速化がみられる。

【反映の方向性】

【大気環境の保全】

○環境基準が設定されたPM2.5については、中央環境審議会において示された課題を踏まえ、次のような取組を推進。(i) 地方自治体と連携した監視体制の整備、排出インベントリの作成、大気中の挙動や二次生成機構の解明等、(ii) より効果的な対策の検討。(iii) 日本国内における疫学・毒理学調査の実施等によるさらなる知見の充実。
 ○改正自動車NOx・PM法等を踏まえた流入車対策及び局地汚染対策をはじめとする自動車排出ガス対策の着実な実施。
 ○平成21年度に構築したトレーサビリティの確保された光化学オキシダント自動測定器の精度管理体制の適切な運用とともに、原因物質である揮発性有機化合物を含む国内対策の着実な実施、国際的取組を推進していく。
 ○ディーゼル重量車についてNOx排出量を09年規制(いわゆるポスト新長期規制)の3分の1程度にする挑戦目標を設定。さらに国際的な標準の動向を考慮した排出ガス試験モード等の見直しについて検討する。自動車に起因する微小粒子状物質(PM2.5、ナノ粒子)について、その粒径分布、組成や粒子数等の実態調査を行う。また、最新規制適合車の排出ガスについて、バイオ燃料を使用した際の実態調査を行い、必要に応じた対策を検討するなど自動車単体対策を引き続き進める。

【大気生活環境の保全】

○大気生活環境の保全について、騒音ラベリング制度の導入など低騒音社会を目指した騒音対策の推進及び低周波音に関する知見の集積。嗅覚測定法の精度確保及び国際化対応への検討と臭気指数規制の更なる推進。自動車単体対策について、騒音規制手法の見直し、タイヤ単体騒音規制の導入等について検討。航空機及び新幹線騒音対策について、土地利用対策及び交通騒音モニタリングの在り方の検討。クールシティづくりの推進として注目度の高い街区での集中的かつ一体的なヒートアイランド対策等の推進。また、感覚環境の観点を取り込んだまちづくり推進のための事例の収集、普及方策の検討。良好な感覚環境形成の全国的な展開。

【水環境の保全】

○新たな科学的知見の集積を通じた、水質環境基準等の目標の設定と見直しの検討、生活環境項目の新規項目としての底層DO追加等の見直しの方向性を踏まえ、各水域での水質実態、利水用途の把握及び将来水質予測等の各水域での類型指定のための検討、未規制の物質・項目を含めた工場・事業場からの排水実態の継続的な調査、排水中の多様な化学物質の影響を総合的に管理する新たな手法の検討、水環境中の化学物質挙動に着目した有害物質リスク管理手法の検討、暫定排水基準から一律排水基準への移行等に向けた取組の実施、的確かつ効率的な公定分析法の検討。また、水質汚濁防止法に基づく事故時の措置における対象物質の拡大の検討。
 ○湖沼の水環境改善に向けたより効果的な施策の検討・実施、地下水の総合的な保全のあり方の検討・保全対策の実施、湧水の保全のあり方の検討・対策の実施、皇居外苑濠を始めとした身近な水環境改善に向けた検討等の実施。
 ○「第7次水質総量削減の在り方について」を踏まえた総量規制基準の検討等。
 ○「里海」づくりを推進するための里海づくりマニュアル、里海創生計画の策定、先進事例の収集等。
 ○瀬戸内海環境保全基本計画フォローアップを踏まえ、瀬戸内海環境基本計画の目標達成にむけた施策の円滑な実施等。
 ○有明海・八代海の生態系機能の活用や生物多様性の維持を念頭においた環境改善方策の検討。
 ○気候変動が公共用水域の水質及び生態系与える影響を適切に把握するとともに、将来の気候変動に伴う水環境変化の予測を行い、想定される悪影響への適切な対応策を検討。

【土壌環境の保全】

○土壌の環境基準等の検討を行うとともに、改正法の円滑な施行に向け技術管理者試験や追加規定の整備を実施する。
 ○農用地土壌汚染防止法については、農用地土壌汚染対策地域の指定要件等の見直しに向け、食品安全委員会への意見聴取及びパブリックコメント等を実施し、必要な政省令等の改正を行う。

【ダイオキシン類・農業対策】

○POPs条約やWHOの検討状況等、国際的な動向を踏まえた国内におけるダイオキシン対策の検討・一層の推進。
 ○農業について、水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の着実な設定、農業の生物多様性に与える影響の調査の実施、農業の飛散による周辺住民等へのリスクを適切に評価・管理する手法の開発調査の強化。

【効果的な公害防止の取組促進】

○「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」の改正を踏まえ、水質汚濁防止法において新たに事故時の措置の対象となる指定物質を定める政令の改正、ばい煙量等や排出水の汚染状態等の測定結果の保存に係る事項及び排出水等の汚染状態の測定頻度・測定項目を定める省令の改正を行う。また、平成22年1月の中央環境審議会の答申を踏まえた公害防止を促進するための方策等や、効果的な公害防止体制の維持のための「公害防止ガイドライン」の継続的な普及啓発を実施する。

【アジアにおける環境協力】

○東アジア諸国における水質総量削減制度の導入指針策定のため、中国においてケーススタディを実施することで水質総量削減制度の現地適用性を検証し、東アジア諸国の実情に応じた実用性の高い水質総量削減制度導入指針を策定。
 ○グッドウォーターガバナンスの向上に向けたアジア水環境パートナーシップ、平成19年4月の日中首脳間における環境協力共同声明を踏まえた日中水環境パートナーシップ等の国際的な水問題の解決に向けた取組。
 ○アジア各国の状況に応じて、我が国の「環境対策・測定技術」、「環境保全の規制体系」、「人材」などをパッケージにして普及・展開する。
 ○コベネフィット・アプローチを推進するため、途上国のニーズを踏まえた技術の実証を行い、二国間協力を通じてコベネフィットCDM案件等(気候変動に係る次期枠組みを視野に入れる)の形成を進め、事業化を推進し、また、コベネフィットの効果手法の更なる開発を行う。また、本アプローチを普及させるための国際的なパートナーシップの構築を進める。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				○年度	○年度	○年度		
別紙のとおり								

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

達成目標【大気環境の保全】

指標名	基準値 (年度)	H18年度	H19年度	H20年度	目標値 (年度)
	①全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準等達成率[%]				
二酸化いおう	-	99.8	99.8	99.8	100
一酸化炭素		100	100	100	100
浮遊粒子状物質		93.0	89.5	99.6	100
二酸化窒素		100	100	100	100
光化学オキシダント		0.1	0.1	0.1	100
ベンゼン		97.1	99.3	99.8	100
トリクロロエチレン		100	100	100	100
テトラクロロエチレン		100	100	100	100
ジクロロメタン		99.7	100	100	100
アクリロニトリル		100	100	99.7	100
塩化ビニルモノマー		100	100	100	100
水銀		100	100	100	100
ニッケル化合物		98.4	99.4	99.7	100
クロロホルム		100	100	100	100
1,2-ジクロロエタン		99.5	99.5	99.7	100
1,3-ブタジエン		100.0	100	100	100
②全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]					
二酸化窒素(NO ₂)	-	90.7	94.4	95.5	100
浮遊粒子状物質(SPM)		92.8	88.6	99.3	100
光化学オキシダント		3.7	3.3	0	100
酸化いおう(SO ₂)		100.0	100	100	100
一酸化炭素(CO)		100.0	100	100	100
③大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]					
二酸化窒素(NO ₂)	-	83.7	90.6	92	100
浮遊粒子状物質(SPM)		92.1	92.5	99.5	100

＜達成目標・指標の設定根拠・考え方＞

- ①③大気汚染に係る環境基準について(昭和48年環告25)
- ①～③二酸化窒素に係る環境基準について(昭和53年環告38)
- ①ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について(平成9年環告4)
- ①中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第7次答申)」(平成15年7月)
- ①中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第8次答申)」(平成18年11月)

達成目標【大気生活環境の保全】

指標名	基準値 (年度)	H18年度	H19年度	H20年度	目標値 (年度)
	①騒音に係る環境基準達成率(一般地)	-	79.3	80.9	80.5
②騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)[達成割合(%)] / (評価)	-	85.4/3,292	88.0/3,861	89.8/4,632	100 (H21年度)
③航空機騒音に係る環境基準達成状況	-	71.6	73.8	76	100
④新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況	-	41.4	42.2	43.1	100

＜達成目標・指標の設定根拠・考え方＞

- ①②騒音に係る環境基準について(平成10年環告64)
- ③航空機騒音に係る環境基準について(昭和48年環告154)
- ④新幹線鉄道騒音に係る環境基準について(昭和50年環告46)

達成目標【水環境の保全】

指標名	基準値 (年度)	H18年度	H19年度	H20年度	目標値 (年度)
①健康項目基準達成率[%]	-	99.3	99.1	99	100
②生活環境項目(BOD/COD)基準達成率	-	86.3	85.6	87.4	100
③各湖沼水質保全計画に定める目標		別記のとおり			
④瀬戸内海における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順)[%]	-	70/95	77/95	72/95	100/100 (各年度)
⑤瀬戸内海(大阪湾を除く)における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順)[%]	-	71/95	78/97	72/97	100/100 (各年度)
⑥大阪湾における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順)[%]	-	67/100	67/67	67/67	100/100 (各年度)
⑦東京湾における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順)[%]	-	68/67	63/67	74/50	100/100 (各年度)
⑧伊勢湾における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順)[%]	-	44/43	56/57	56/86	100/100 (各年度)
⑨有明海における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順)[%]	-	87/40	80/40	93/40	100/100 (各年度)
⑩八代海における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順)[%]	-	64/100	86/75	79/75	100/100 (各年度)
⑪東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における汚濁負荷量(COD、全窒素、全燐の順)[トン/日]		(H11年度)	(H16年度)		(H21年度)
		1,140	958.0	-	897.0
		993	813.0	-	787.0
		76.7	56.7	-	53.0
⑫赤潮の発生件数(瀬戸内海・有明)	-	94/29/15	99/41/24	116/29/14	-
⑬地下水基準達成率[%]	-	93.2	93.0	93.1	100
⑭年間2cm以上の地盤沈下面積[km ²]	-	17.0	72.0	1.0	-
⑮湧水の把握件数[件]	-	-	12,820	-	-

＜達成目標・指標の設定根拠・考え方＞

- ③湖沼水質保全特別措置法に基づく各指定湖沼の湖沼水質保全計画
- ⑪水質汚濁防止法に基づく総量削減基本方針
- ⑯排水基準違反はゼロが望ましい
- ⑰底質対策の着手が100%となり、かつ全て完了することが望ましい

別記

③各湖沼水質保全計画に定める目標値[mg/ℓ]

		基準値 (年度)	H18年度	H19年度	H20年度	目標値 (目標年度) H22年度	
霞ヶ浦	西浦	COD	-	9.3	9.7	9.8	8.2
		T-N	-	0.99	1.1	1.6	0.92
		T-P	-	0.12	0.12	0.12	0.1
	北浦	COD	-	9.4	9.8	10	7.6
		T-N	-	0.93	1.2	1.4	0.86
		T-P	-	0.1	0.13	0.17	0.09
	常陸利根川	COD	-	8.9	9.6	9.7	7.4
		T-N	-	0.83	1.1	1.2	0.84
		T-P	-	0.096	0.11	0.12	0.074
印旛沼	COD	-	10.0	12.0	12.0	8.9	
	T-N	-	3.0	2.4	2.6	2.7	
	T-P	-	0.12	0.14	0.11	0.1	
手賀沼	COD	-	9.6	9.7	9.1	8.5	
	T-N	-	2.9	2.5	2.6	2.6	
	T-P	-	0.15	0.16	0.11	0.15	
琵琶湖	北湖	COD	-	2.5	2.9	3	2.9
		T-N	-	0.29	0.27	0.26	0.3
		T-P	-	0.006	0.006	0.008	-
	南湖	COD	-	3.7	4.3	4.3	4.2
		T-N	-	0.31	0.31	0.26	0.33
		T-P	-	0.015	0.015	0.013	0.018
児島湖	COD	-	8.0	7.9	8.1	7.5	
	T-N	-	1.3	1.3	1.3	1.2	
	T-P	-	0.2	0.21	0.21	0.17	
諏訪湖	COD	-	7.4	6.2	6.8	4.8	
	T-N	-	0.71	0.73	0.81	0.65	
	T-P	-	0.043	0.041	0.045	現状維持	
	COD	-	2.6	2.2	2.3	2.5	

釜房ダム貯水池	T-N	-	0.66	0.51	0.53	0.6	
	T-P	-	0.018	0.014	0.017	0.016	
中海	COD	-	5.9	5.6	6	4.6	
	T-N	-	0.44	0.41	0.47	0.5	
	T-P	-	0.044	0.048	0.06	0.048	
宍道湖	COD	-	4.8	6.2	6.1	4.5	
	T-N	-	0.51	0.5	0.49	0.44	
	T-P	-	0.04	0.053	0.056	0.043	
野尻湖	COD	-	1.8	2.0	2.3	1.5	
	T-P	-	0.005	0.007	0.005	0.005	
八郎潟	調整池・東部承水路	COD	-	10.0	8.1	6.9	9.4
		T-N	-	0.71	1.2	0.74	0.93
		T-P	-	0.09	0.097	0.09	0.067
	西部承水路	COD	-	12.0	9.5	10	9.5
		T-N	-	0.81	1.1	0.92	1.4
		T-P	-	0.064	0.064	0.061	0.077

達成目標【土壌環境の保全】

指標名	基準値 (年度)	H18年度	H19年度	H20年度	目標値 (年度)
①農用地土壌汚染対策地域の指定解除	-	85	85	85	100
②土壌汚染対策法に基づく、措置の必要	-	100	100	100	100
③ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定解除	-	60	80	100	100

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

- ①農用地の土壌の汚染防止等に関する法律
- ②土壌汚染対策法
- ③ダイオキシン類対策特別措置法

達成目標【ダイオキシン類・農薬対策】

指標名	基準値 (年度)	H18年度	H19年度	H20年度	目標値 (年度)
①ダイオキシン類排出総量削減率 (H15年比(H15年以前はH9年比)) [%]	372~400g- TEQ/年 (H15)	20	23	43	約15 (H22年)
②ダイオキシン類に係る環境基準達成率[%]					
大気	-	100	100	100	100
公共用水域水質		97.9	97.5	98.4	100
公共用水域底質		99.7	99.5	99.6	100
地下水質		99.9	99.7	100	100
土壌		100	100	100	100
③新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定農薬数[剤数]	0 (H17年)	1	17	56	300 (H22年度)

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

- ①わが国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画
- ③新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準(平成17年4月施行)

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	廃棄物・リサイクル対策の推進		評価方式	実績	番号	④
	20年度	21年度				
歳出予算額（千円）						
（ 当 初 ）	87,890,624	80,963,839		67,065,872		62,452,951
（ 補 正 後 ）	98,617,822	83,228,521		67,065,872		
前年度繰越額（千円）	34,258,746	34,286,365				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	132,876,568	117,514,886				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	68,521,735	63,384,137				
翌年度繰越額（千円）	34,272,060	19,087,166				
不用額（千円）	30,082,773	35,043,583				
	<0>	<0>				

<p>達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法</p>	
<p>政策評価結果を受けて 改善すべき点</p>	<p>—</p>
<p>評価結果の予算要求等 への反映状況</p>	<p>政策評価結果を踏まえ、平成23年度においては、以下について重点的に施策を講じていくこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会づくりを通じて日本経済の成長につなげるため、世界に通用する静脈産業メジャーの育成とその海外展開を支援するとともに、アジア3R推進フォーラム等を活用した国際的な循環型社会の構築を戦略的に展開する。また、廃棄物輸入の円滑化を通じた新たなビジネスの創出と、アジア地域循環への貢献を同時に実現する。さらに、リユース事業等の3R活動による環境負荷低減効果の見える化の推進、次世代廃棄物処理技術の研究の推進等により、国内静脈産業ビジネスの基盤強化を図る。 ・地域における低炭素社会づくりに貢献するため、廃棄物処理施設で発生する熱を高効率で回収する施設の整備や廃棄物系バイオマスの利活用を推進する等、廃棄物・リサイクル分野における温暖化対策を強化する。また、中長期の循環型社会づくりに向けて2030年の物質循環のグランドデザインを提示するとともに、地域循環圏の発展のための戦略を策定する。 ・人の健康や生活環境に深刻な悪影響を及ぼすおそれのあるPCB廃棄物、アスベスト廃棄物を始めとした有害廃棄物等の適正かつ安全な処理を推進する。また、不法投棄等の残存事案への着実な対応を図る。 ・2千万人に及ぶ汚水処理施設の未普及人口を解消するため、浄化槽整備の推進、特に単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、民間活用による新たな浄化槽整備・管理のあり方を検討する。また、日本のし尿処理システムの国際的普及を図る。 <p>【新規要求事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日系静脈産業メジャーの育成・海外展開促進事業<特別枠> ○廃棄物バイオマス利用推進事業 ○不法投棄等の支障除去等事業完了後の跡地等の有効利用モデル事業 ○廃棄物処理の3R化・低炭素化改革支援事業 ○2030年循環型社会のグランドデザイン検討・実現事業 ○民間活用による新たな浄化槽整備・管理のあり方検討調査費

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	廃棄物・リサイクル対策の推進					番号	④			政策評価結果等 による見直し額
	予 算 科 目							22年度 当初予算額	23年度 要求額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項					
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	環境本省	廃棄物・リサイクル対策推進費	廃棄物・リサイクル対策の推進に必要な経費	7,888,422	9,192,104	586,608	
	A	2	一般	環境本省	廃棄物処理施設設備費	廃棄物処理施設設備に必要な経費	59,128,368	53,214,000	5,914,368	
	A	3	一般	地方環境対策費	地方環境対策費	廃棄物・リサイクル対策の推進に必要な経費	49,082	46,847	2,151	
	A	4								
	小計						67,065,872	62,452,951	6,503,127	
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計									
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					<	>	<	>
	C	2					<	>	<	>
	C	3					<	>	<	>
	C	4					<	>	<	>
	小計							の内数	の内数	
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					<	>	<	>
	D	2					<	>	<	>
	D	3					<	>	<	>
	D	4					<	>	<	>
	小計							の内数	の内数	
合計							の内数	の内数	6,503,127	

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		廃棄物・リサイクル対策の推進				番号	4		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 （B）	うち執行状況 の反映による 見直し額 （C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減				
循環型社会形成年次報告策定事務費	A	1	13,970	11,747	△ 2,223	△ 2,223	△ 2,223	△ 2,223	業務内容を精査することなどにより、予算の減額要求を行った。
循環型社会形成推進基本計画フォローアップ経費	A	1	60,567	87,821	27,254	△ 3,591	△ 3,591	△ 3,591	情報提供事業の内容を重点化・精査することにより予算の減額要求を行った。
地域からの循環型社会づくり支援事業	A	1	28,611		△ 28,611	△ 28,611	△ 28,611	△ 28,611	廃止
リデュース・リユースを重視した3R強化・促進プログラム推進費	A	1	18,416	50,543	14,245	△ 5,461	△ 5,461	△ 5,461	「循環型社会形成推進事業費」と統合し、人件費等を削減することにより予算の減額要求を行った。 ※事業統合のため、23年度要求額、増減及び見直し額は「リデュース・リユースを重視した3R強化・促進プログラム推進費」、「循環型社会形成推進事業費」との合計額である。
循環型社会形成推進事業費	A	1	17,882			△ 7,837		△ 7,837	「リデュース・リユースを重視した3R強化・促進プログラム推進費」と統合し、人件費等を削減することにより予算の減額要求を行った。 ※23年度要求額、増減及び見直し額は「循環型社会づくりビジネス支援事業」にて一括して計上。
低炭素型「地域循環圏」整備推進事業	A	1	63,961	63,956	△ 5	△ 47,299	△ 47,299	△ 47,299	事業の進捗状況に合わせて、地域計画策定業務等を見直すことにより予算の減額要求を行った。
廃棄物処理・リサイクル事業連携促進3R高度化事業	A	1	66,994	250,884	183,890	△ 66,994		△ 66,994	政策評価結果を踏まえ、「使用済電気電子機器の有害物質適正処理及びレアメタルリサイクル推進事業費」、「使用済製品等の総合的なリユース促進事業費」と統合するなどし、「循環型社会づくりビジネス支援事業」として予算要求を行った。

事務事業名	整理番号		予算額(千円)			見直し額(A)			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度当初予算額	23年度要求額	増減	(B)+(C)-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額(B)	うち執行状況の反映による見直し額(C)	
使用済電気電子機器の有害物質適正処理及びレアメタルリサイクル推進事業費	A	1	99,981			△ 99,981		△ 99,981	政策評価結果を踏まえ、「廃棄物処理・リサイクル事業連携促進3R高度化事業」、「使用済製品等の総合的なリユース促進事業費」と統合するなどし、「循環型社会づくりビジネス支援事業」として予算要求を行った。 ※23年度要求額は「廃棄物処理・リサイクル事業連携促進3R高度化事業」にて一括して計上。
使用済製品等の総合的なリユース促進事業費	A	1	52,618			△ 52,618		△ 52,618	政策評価結果を踏まえ、「廃棄物処理・リサイクル事業連携促進3R高度化事業」、「使用済電気電子機器の有害物質適正処理及びレアメタルリサイクル推進事業費」と統合するなどし、「循環型社会づくりビジネス支援事業」として予算要求を行った。 ※23年度要求額は「廃棄物処理・リサイクル事業連携促進3R高度化事業」にて一括して計上。
容器包装リサイクル推進事業費	A	1	72,687	72,828	141	△ 30,320		△ 30,320	継続事業の内容を整理し、重点化することにより概算要求に反映。
家電リサイクル推進事業費	A	1	30,641	13,185	△ 17,456	△ 17,456		△ 17,456	執行状況を踏まえ、使用済家電の流通実態・処理実態の透明化及び適正化推進事業については予算要求を行わないこととした。
資源の有効利用促進に係る適正化事業費	A	1	13,123	12,426	△ 697	△ 697		△ 697	執行状況を踏まえ、広報関連経費を削減することにより、予算の減額要求を行った。
食品リサイクル推進事業費	A	1	16,893	15,916	△ 977	△ 977		△ 977	執行状況を踏まえ、人件費等を削減することにより、予算の減額要求を行った。
建設リサイクル推進事業費	A	1	13,991	11,042	△ 2,949	△ 2,949		△ 2,949	執行状況を踏まえ、普及啓発経費を削減することにより、予算の減額要求を行った。
アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業	A	1	152,280	172,280	20,000	△ 22,197	△ 22,197	△ 22,197	人件費等を削減することにより、予算の減額要求を行った。
ダイオキシン削減対策総合推進費	A	1	11,605	5,000	△ 6,605	△ 6,605		△ 6,605	講習会開催数及びテキスト印刷数を削減することにより概算要求額を減額。
特定化学物質排出量等届出支援システム改善等経費	A	1	7,611	20,000	△ 3,508	△ 3,508		△ 3,508	「廃棄物処理技術等情報提供システム改善経費」、「廃棄物処理施設入札・契約適正化システム管理・運営費」と統合のうえ、会議費等を見直すことにより、概算要求額を減額。 ※事業統合のため、23年度要求額、増減及び見直し額は「廃棄物処理技術等情報提供システム改善経費」、「廃棄物処理施設入札・契約適正化システム管理・運営事業」との合計額である。

事務事業名	整理番号		予算額 (千円)			見直し額 (A)			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	(B)+(C)-重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	
廃棄物処理技術等情報提供システム改善経費	A	1	5,903						「特定化学物質排出量等届出支援システム改善等経費」、「廃棄物処理施設入札・契約適正化システム管理・運営費」と統合のうえ、会議費等を見直すことにより、概算要求額を減額。 ※事業統合のため、23年度要求額、増減及び見直し額は「特定化学物質排出量等届出支援システム改善等経費」に計上。
廃棄物処理施設入札・契約適正化システム管理・運営費	A	1	9,994						「特定化学物質排出量等届出支援システム改善等経費」、「廃棄物処理技術等情報提供システム改善経費」と統合のうえ、会議費等を見直すことにより、概算要求額を減額。 ※事業統合のため、23年度要求額、増減及び見直し額は「特定化学物質排出量等届出支援システム改善等経費」に計上。
浄化槽指導普及事業費	A	1	53,034	50,576	△ 2,458	△ 2,458	△ 2,458	△ 2,458	政策評価結果及び執行状況を踏まえ、事業内容及び調査手法を見直し、効率的に実施することにより、予算の減額要求を行った。
浄化槽整備推進費	A	1	52,062	30,648	△ 21,414	△ 21,414	△ 21,414	△ 21,414	政策評価結果及び執行状況を踏まえ、各地域での実情に合わせた実施内容にすること等により事業内容を見直し、予算の減額要求を行った。
し尿処理システム国際普及推進事業費	A	1	19,941	17,947	△ 1,994	△ 1,994	△ 1,994	△ 1,994	執行状況を勘案し、予算の減額要求を行った。
廃棄物処理システム開発費	A	1	40,000	11,477	△ 28,523	△ 28,523		△ 28,523	執行状況を踏まえ、システム開発については所要の目的を達成したため、予算の減額要求を行った。
廃棄物処分基準等設定費	A	1	80,086	97,773	17,687	△ 10,128		△ 10,128	既存事業について、内容を重点化することにより事業規模を縮減し要求額を減額した。また、昨年度までの調査の成果を踏まえ、新たに最終処分場のリスク低減に向けた基礎調査を行うこととしたほか、水銀やPOPs等の有害廃棄物への対応に係る調査検討等について増額要求しているため要求総額は増額となっている。
産業廃棄物処理事案対策立入調査指導費	A	1	4,714	23,175	4,949	△ 403		△ 403	「産業廃棄物排出・処理状況把握事業費」と統合のうえ、産業廃棄物適正処理・再生利用推進対策経費について規模を縮小することにより、概算要求額を減額。 ※事業統合のため、23年度要求額、増減及び見直し額は「産業廃棄物排出・処理状況把握事業」との合計額である。
産業廃棄物排出・処理状況把握事業費	A	1	13,512						「産業廃棄物処理事案対策立入調査指導費」へ統合のうえ、産業廃棄物適正処理・再生利用推進対策経費について規模を縮小することにより、概算要求額を減額。 ※事業統合のため、23年度要求額、増減及び見直し額は「産業廃棄物処理事案対策立入調査指導費」へ計上。

事務事業名	整理番号		予算額 (千円)			見直し額 (A)			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	(B)+ (C)-重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	
産業廃棄物適正処理推進費	A	1	153,848	247,078	93,230	△ 19,608		△ 19,608	システム利用費等必要な経費を削減することにより概算要求額を減額。
産業廃棄物処理業優良化推進事業費	A	1	33,267	5,908	△ 27,359	△ 27,359		△ 27,359	真に必要な事業に重点化することにより、事業規模を縮減し、概算要求額を減額。
ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業	A	1	153,598	97,804	△ 55,794	△ 55,794		△ 55,794	21年度執行状況を踏まえ、事業内容の効率化・重点化を図ることにより予算の減額要求を行った。
石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業	A	1	11,873	11,874	1	△ 1,920		△ 1,920	「地球環境研究計画策定等経費」を廃止。また、事業内容の効率化を図ることで、概算要求額を減額。
PCB廃棄物適正処理対策検討等関連業務	A	1	107,359	100,073	△ 7,286	△ 7,286		△ 7,286	PCB関連3事業を統合するとともに、事業内容を重点化することにより事業規模を縮減し、概算要求額を減額した。
クリアランス廃棄物対策関連経費	A	1	17,883	21,061	3,178	△ 9,110		△ 9,110	情報管理システム関連経費等を削減し、概算要求額を減額。
廃棄物等の越境移動に係る国際的環境問題対策費	A	1	73,286	71,999	△ 1,287	△ 1,287		△ 1,287	事業内容を精査し、かつ必要性を考慮し事業内容を入れ替えることで、予算額を減額
廃棄物処理施設整備費補助(公共)	A	2	12,255,868	10,992,500	△ 1,263,368	△ 1,263,368		△ 1,263,368	廃棄物処理施設整備費補助金等について補助対象を精査すること等により、概算要求額を減額。
循環型社会形成推進交付金(公共)	A	2	46,872,500	42,221,500	△ 4,651,000	△ 4,651,000	△ 4,651,000	△ 4,651,000	政策評価結果及び執行状況を踏まえ、循環型社会形成推進交付金等について交付対象を精査すること等により、予算の減額要求を行った。
産業廃棄物不法投棄等防止ネットワーク強化事業(地方環境対策分)	A	3	10,301	9,930	△ 371	△ 371		△ 371	消耗品等の調達数経費を節減し、概算要求額を減額。
廃棄物処理に係る認定審査体制強化モデル事業(地方環境対策分)	A	3	6,427	6,132	△ 295	△ 324		△ 324	これまでの成果並びに執行実績を勘案し、調査対象の検体数の重点化等により概算要求額を減額。
循環型社会形成推進事業費(地方環境対策分)	A	3	29,428	27,972	△ 1,456	△ 1,456	△ 1,456	△ 1,456	各事務所にて実施している事業の実施方法、調達方法等を事務所間で共有し、合理化することで予算の減額要求を行った。
合計			60,788,075	54,874,415	△ 5,761,061	△ 6,503,127	△ 4,787,704	△ 6,503,127	

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

担当部局名:廃棄物・リサイクル対策部
 担当者(連絡先):

評価実施時期:平成22年 9月

<p>政策名</p>	<p>廃棄物・リサイクル対策の推進</p>	<p>番号</p>	<p>④</p>
<p>政策の概要</p>	<p>廃棄物の発生の抑制、循環資源の適正な利用の促進、適正な処分の確保により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される循環型社会を構築する。</p>		
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>○国内及び国際的な循環型社会の構築</p> <p>○循環型社会形成推進基本計画に基づく施策を総合的かつ計画的に進めており、物質フロー指標については、資源生産性、循環利用率、最終処分量のすべてにおいて、目標に向けて進捗しており、目標達成に向け成果が得られている。</p> <p>平成20年3月に関議決定された第2次循環型社会形成推進基本計画の第2回点検の重点的検討事項として、3つの社会(循環型社会、低炭素社会、自然共生社会)の総合的取組の状況、地域循環圏の形成を踏まえた循環型社会づくり等に向けた地方公共団体・NGO/NPOによる取組、物質フロー指標や取組指標の定量的な把握・評価を設定し、施策の進捗状況など、点検結果は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物統計の迅速化、精緻化に向けて廃棄物等の正確な把握・調査等を実施。 ・リデュース・リユースを中心とした循環型社会地域支援事業による先駆的な地域の取組への支援、リユース食器の利用推進のための自治体向け衛生ガイドラインの作成、ウェブサイト「リ・スタイル」による先進的な取組等の全国への情報発信等、循環型社会、低炭素社会、自然共生社会を統合した取組を推進。 ・企業、国民等の関係主体が3Rに自主的に取り組むことを促す3Rエコポイントについての検討や地域の実情に根ざした循環ビジネスの先進的な取組支援など、循環型社会ビジネスの振興のための取組を実施。 ・地域循環圏形成に向けて、最適な規模の地域循環圏のための地域計画の策定に向けた調査や循環資源の性質に応じた調査・検討を実施。 ・3R推進全国大会・地方大会の開催、先進事例の表彰、環境に優しい買い物キャンペーン等の普及啓発を通じた一人一人のライフスタイルの変革のための取組を実施。 <p>○国際的な循環型社会の構築に向けた取組については、環境省がイニシアティブを取って平成21年11月に東京で開催したアジア3R推進フォーラム設立会合において、アジア15カ国の参加の下、「アジア3R推進フォーラムの設立に関する東京3R宣言」が採択され、同フォーラムが設立された。アジアにおける3Rの取組を各国、各主体の連携により推進していくためのプラットフォームが設立されたことにより、将来のアジアの3Rの推進に大きく貢献するものであることから、期待どおりの成果が得られた。</p> <p>○平成21年6月に日中環境大臣間で川崎市・瀋陽市の「環境にやさしい都市協力に関する覚書」を締結するなど、自治体間レベルでのアジアにおける循環型社会構築を支援する取組が大きく進展し、期待した成果が得られた。</p> <p>○平成19年に設立されたUNEPの「持続可能な資源管理に関する国際パネル」に対して平成20年度より資金拠出を行うとともに、平成22年3月には持続可能な資源管理に関するセミナー「持続可能な資源管理とアジア-UNEP資源パネルの議論を中心に-」を開催し、資源パネルの5つの対象分野等における研究の国際的議論の現状と、平成21年9月に発表された同パネル最初の研究報告書であるバイオ燃料に関する報告書において示されている内容を紹介・解説するなど、持続可能な資源管理に関する科学的知見の蓄積・普及にも大きく貢献しており、期待通りの成果が得られた。</p> <p>○1992年の地球サミットで採択された「アジェンダ21」の実施状況を年次計画に基づいて評価している国連持続可能な開発委員会(CSD)は、2010年から2011年の2年間に「廃棄物管理」をテーマの一つに取り上げることとなっている。このため、CSDの事務局である国連経済社会局から、アジア3R推進フォーラムの設立など、国際的取組を積極的に行っている環境省に対し、CSDでの議論を効果的に進めるため、これら会合へのインプットをとりまとめするための会合の開催が要請された。この要請を受け、CSD18に向けた会期会合として2010年3月に専門家レベルでの「国連持続可能な廃棄物管理会議準備会合」を東京で開催した。この成果は2010年5月に開催されるCSD18にインプットすることとしており、国際社会への日本の貢献をアピールするなどの成果が得られた。</p> <p>【循環資源の適正な3Rの推進】</p> <p>○容器包装リサイクル法については、分別収集に取り組む市町村の全市町村の割合は、ガラス製容器、ペットボトル、スチール製容器、アルミ製容器が前年度に引き続き9割を越え、段ボール製容器で今回9割を超えた。プラスチック製容器包装を分別する自治体も着実に増加しており、これに伴い分別収集量も引き続き増加傾向である。</p> <p>○家電リサイクル法については、平成21年度における再商品化率は、エアコンで88%(法定基準70%)、ブラウンテレビで86%(同55%)、液晶・プラズマテレビで74%(同50%)、電気冷蔵庫・電気冷凍庫で75%(同60%)、電気洗濯機・衣類乾燥機で85%(同65%)となっており、法定基準を上回る率が引き続き達成されている。</p> <p>○食品リサイクル法については、食品関連事業者の再生利用等の実施率の向上に資する再生利用事業計画の認定件数は19件、再生利用事業者の登録件数は164件に増加した。</p> <p>○建設リサイクル法については、コンクリートとアスファルトについて既に平成22年度の目標値を上回っており、木材については平成22年度の目標達成に向け再資源化等率が上昇してきている。特に、木材の再資源化率が向上し、縮減率は減少している。</p> <p>○資源有効利用促進法及び自動車リサイクル法については、目標値を上回る再資源化が実施されている。</p> <p>以上のことから、目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。</p> <p>【一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】</p> <p>○一般廃棄物の排出量は、総量及び国民一人当たりの排出量とともに平成12年度以降減少する傾向にある。一般廃棄物のリサイクル率については毎年着実に増加してきたが、平成19年度以降は横ばいで推移している。一般廃棄物の最終処分量については毎年順調に減少している。焼却炉から排出されるダイオキシン類は、着実に減少している。また、循環型社会形成推進交付金の活用等により、市町村が広域的かつ総合的に施設整備を行うなど地域における循環型社会づくりが進展しつつある。以上のことから、目標達成に向けて着実に進展した。</p> <p>【産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】</p> <p>○前年度に比べ、産業廃棄物の排出量はほぼ横ばいであるが、再生利用認定制度等により、再生利用、適正処理は着実に進んでいる。平成21年度末時点で、産業廃棄物の再生利用認定制度においては48件が認定を受けており、また、広域認定制度においては184件が認定を受けた。また、無害化処理認定制度においては、1件が認定を受けている。PCB廃棄物の処理については、平成28年7月までの処理完了という目標に向け、全国的な処理体制を整備し、処理が進展している。優良性評価基準適合確認件数は、前年度に比べ877件増加し、2,968件となり、電子マニフェスト普及率も前年度約14%から約19%となっており、優良な処理業者の育成や電子マニフェストの普及とともに順調に進展しつつある。以上のことから目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。</p> <p>【廃棄物の不法投棄の防止等】</p> <p>○不法投棄等の対策については、これまで累次にわたる廃棄物処理法の改正による排出事業者の責任追及の強化、不法投棄等に対する罰則の強化等を行うとともに、ITに加えて衛星画像の活用、地方環境事務所を拠点とした関係機関等との連携による監視・啓発活動及び現地調査や関係法令等に精通した専門家の派遣による都道府県等での行為者等の責任追及の支援等による未然防止・拡大防止対策を着実に推進している。また、不法投棄等に起因する支障の除去等を実施する都道府県等に対して廃棄物処理法や廃棄物処理法に基づく財政支援策等を行うことにより、不法投棄等の防止対策等を着実に推進している。</p>		

理法や廃棄物処理法に基づいた財政支援等を行うことにより、不法投棄等の残存争案対策を着実に推進している。

○有害な廃棄物の適正な処理の確保等については、PFOSを含む残留性有機汚染物質（POPs）を含有する廃棄物や感染性廃棄物の適正な処理方針についての検討等を行い、マニュアルや技術的な留意事項等としてとりまとめて関係機関に周知する等の取組を着実に進めている。また、クリアランス廃棄物等の適正かつ円滑な処理を確保するための取組も着実に進めている。

○有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保については、地方環境事務所と連携し、パーゼル条約に基づき、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（パーゼル法）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）による厳格な輸出入審査を実施するとともに、有害廃棄物等の輸出入に関する事前相談、立入検査等の充実・強化、アジア各国のパーゼル条約担当者によるワークショップ等の継続的な開催など、有害廃棄物等の適正な輸出入管理と国際的な循環型社会の形成のための取組を着実に推進している。

【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】

○浄化槽処理人口普及率については、平成24年度に19%という目標（廃棄物処理施設整備計画）の達成には大変困難が生じている（必要性）

【国内及び国際的な循環型社会の構築】

○我が国の経済社会を、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄から持続可能な社会へと変えていくためには、循環型社会の形成を図るための施策を総合的かつ計画的に推進し、我が国の経済社会活動を循環型に変えていくことが必要である。

○循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）に基づく「第2次循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月閣議決定）」に従い、各種施策を推進しつつ、進捗状況や目標の達成状況を検証し、その効果を各種施策に反映していくとともに、年次報告等を活用して計画の普及を図ることが必要である。また、循環型社会、低炭素社会、自然共生社会の3つの社会の統合的取組のさらなる推進、地域循環圏の形成による地域活性化につなげること等が必要である。

○世界的な経済危機に伴う資源需要の変動、中長期的に予想される資源制約に適切に対応していくためには、国際的な連携と協力をさらに進めることにより、3Rの推進等を通じた循環型社会の形成を国際的に推進する必要がある。

【循環資源の適正な3Rの推進】

○最終処分場の残余容量の逼迫が深刻な状況となっている中、廃棄物の発生抑制や資源の有効利用の観点から、従来、焼却処分、埋立処分されていた廃棄物、特に、発生量の多い容器包装、家電、自動車などの廃棄物及び建設廃棄物の資源としての循環的な利用を促進するため、各種リサイクル制度の適正な運用が必要である。個別のリサイクル法については、以下のとおりである。

- ・ 容器包装リサイクル法については、一般家庭から排出される廃棄物のうち容積比で約6割を占める容器包装廃棄物を削減し、家庭から排出される廃棄物の削減に資するとともに、資源の有効利用を促進するために法の適切な運用が必要である。
- ・ 使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図るため、自動車リサイクル法の適正な施行を推進することが必要である。
- ・ 食品リサイクルについては、多量発生事業者に係る定期の報告や食品関連事業者の再生利用等の取組の円滑化を促進するため、関係者に対する普及啓発等を行う必要がある。
- ・ 国際的な資源問題への対応や有害物質管理の必要性が高まっていることも踏まえ、使用済小型家電からのレアメタルのリサイクルについて、効率的・効果的な回収方法や適正処理方法等の検討が必要である。

【一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

○近年、我が国における社会経済活動が拡大し、国民生活が物質的に裕福になる一方で、廃棄物の排出量は高水準で推移し、最終処分場の残余年数の逼迫、廃棄物の焼却施設からのダイオキシン類の発生等、廃棄物をめぐる様々な問題が指摘されてきている。

○大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の実現を図ることが急務である。

○このため、国民、事業者、国及び地方公共団体が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組を図ることが必要である。

○国は、国民及び事業者の自主的な取組を促進するため、先進的な事例に関する情報提供等により普及啓発に努めるとともに、事業者による廃棄物の円滑な再生利用を図る観点から、必要な措置を講ずることが求められている。

○また国は、市町村及び都道府県が行う、その区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理の確保のための取組が円滑に実施できるよう、一般廃棄物会計基準、一般廃棄物処理有料化の手引き及び市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針を平成19年6月に策定したところであり、これらに基づき、技術的及び財政的な支援に努めることが求められている。

○平成20年度における廃棄物分野からの温室効果ガスの排出量は、京都議定書の基準年度（平成2年度）に比べ、6.3%増加している状況にあり、廃棄物処理施設の整備に当たっては、温室効果ガスの排出抑制に配慮することが極めて重要である。

【産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

○産業廃棄物については、平成19年度における排出量は419百万トンであり、基準年と比べるとほぼ横ばい（基準年の約2%増）である。また、再生利用率は約0.8ポイント増52.1%（目標値47%以上）と高水準を維持しており、最終処分量についても20百万トン（目標値30百万トン以下）と、産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類排出量についても41g-TEQ/年（目標値50g-TEQ/年）と順調に減少している。以上の指標の基準年の値、経年変化、目標年及び目標値を総合的に勘案すれば、目標達成に向け順調に成果が得られているが、引き続き発生抑制に取り組んでいく必要がある。

○廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量その他適正な処理を進めることは、我が国の生活環境を保全し、国民の健康を保護するとともに産業活動を持続する上で必要である。

○これらの取組は資源の投入量を減らし、循環されるものの量を増やし、最終処分量を減らすことにつながり、循環型社会を構築する基盤となる。

○また、難分解性であり、人の健康及び生活環境に被害が生じる恐れのあるPCB廃棄物は、国内において長期間処分されず保管され続けている状況が続いていることから、国としてPCB廃棄物処理のための体制を構築し、その確実かつ適正な処理を推進することが必要である。

○産業廃棄物の適正処理を行うために必要な施設である最終処分場について、平成21年11月の環境基準の改訂を受けて、その基準のあり方を検討し、安全・安心な最終処分場を確保していくことが必要である。

【廃棄物の不法投棄の防止等】

○不法投棄等は、廃棄物処理制度に対する国民の信頼を損なうものであり、その防止等の対策を講じることが必要である。現在の状況としては、種々の施策を講じた結果、不法投棄の新規判明事案の件数では減少し、量も減少傾向にはあるが、依然として不法投棄等の撲滅には至っておらず、今後も撲滅に向けた未然防止・拡大防止対策の強化が必要である。

○有害な廃棄物の適正処理の確保等に不可欠な施策であり、国民や社会のニーズに照らし優先度の高いものである。

○有害廃棄物等の輸出入は増加傾向にあり、今後も不適正な輸出入が生じないよう税関等の関係省庁と連携し、対策を強化する必要がある。

【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】

○人間が活動する上で発生する生活排水は、適切に処理しなければ、水環境の保全及び公衆衛生上問題が発生するおそれがある。こうした汚水処理施設は浄化槽や下水道等があり、それぞれの長所を活かした整備を進めるよう汚水処理関係3省（環境省、農林水産省、国土交通省）合同通知を发出している。特に浄化槽は人口散在地において効率的な整備が可能であり、より少ない費用で整備することができるため、財政面からも活用が望まれるところ。なお、昨年度実施された事業仕分けの際、評価者からの浄化槽の有用性について一定の評価を受けたところ。

○浄化槽ビジョン（平成19年1月15日）や廃棄物処理施設整備計画において、単独処理から合併処理浄化槽への転換等を含めた浄化槽の面的整備の必要性が示されている。

政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

(効率性)

【国内及び国際的な循環型社会の構築】

○循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会の形成に向けた施策の総合かつ計画的な推進に不可欠であり、同計画の進捗状況及び目標の達成状況の検証を実施し、施策に反映していくことは、計画の推進を効率的に実施していくために重要な施策である。

○国民に対する普及啓発活動では、インターネット等の利用可能なメディアを活用して広く国民に対して情報提供を行い、啓発効果が上がるように対象を絞って効率的に実施した。また、年次報告の作成・公表、地方環境事務所における説明会により施策の状況を国民に紹介している。

○アジア等における3Rの推進に関しては、国連環境計画等の国際機関が実施する活動との連携・協力を図っているほか、我が国の地方自治体、NGO等の民間団体、関連学界等とも連携・協力し、その知見・経験・人材を活用して、効率的に推進している。また、アジア3R推進フォーラム設立会合や国連持続可能な廃棄物管理会議準備会合を開催し、アジアや世界全体の廃棄物管理・3Rに関する様々な関係者を集め、幅広い課題の集約と今後の取組についての意見をまとめることができ、またそれを地域レベル及び世界レベルに共有することができ、国際的な3R推進の議論が効率的に進展した。

【循環資源の適正な3Rの推進】

○環境省が実施している各リサイクル制度の運営上の課題に関する調査研究等により、リサイクル事業の円滑な実施、更なる推進が図られることとなり、各種リサイクル制度の適正な施行を図る上で効率的である。

○施策の実施に必要な予算額に比して、その結果として事業の円滑化及び発展が見込まれるリサイクル事業に係る経済規模は相当程度の大きさであり、期待される効果は大きなものと考えられる。

○地方環境事務所と連携することにより、家電量販店への立入検査等による家電リサイクル法の適正かつ円滑な施行を効率的に推進した。実際に、家電リサイクル法に基づき、地方環境事務所は、530件の立入検査を行い、うち1件について勧告を行った(平成21年度)。また、地方環境事務所による自動車製造業者等への立入検査、関係自治体による関連事業者の指導等を通じ、自動車リサイクル法の適正な施行を効率的に推進した。平成21年度の自動車リサイクル法に基づく立入検査は282件であった。

【一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】

○一般廃棄物処理施設の整備事業については、市町村等において循環型社会形成推進地域計画の作成に当たって費用対効果分析を行っており、国はその分析を参考に補助採択を決定し、効率性の一層の向上を図っている。

○循環型社会の形成に向け、コスト分析の手法を市町村に提供し、その普及を進めているところであり、排出抑制、再生利用及び適正処分を推進するために効率性の高い施策を推進しているところである。

○廃棄物処理施設は、今後維持管理や更新費用の増大が見込まれ、かつ機能面で社会の要請に応えられなくなっていくことが懸念される。我が国の厳しい財政状況の中で、コスト縮減を図りつつ、必要な廃棄物処理施設を徹底的に活用していく必要がある。

【産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】

○産業廃棄物課の予算の大部分を占める産業廃棄物処理施設モデル的整備事業及びPCB処理施設整備事業は、いずれも費用に対する効果を算出しており、効率性も念頭に事業を行っている。

○その他の予算については、産業廃棄物の適正処理、発生抑制及び再生利用等を推進するために必要最小限であり、効率性に配慮している。

【廃棄物の不法投棄の防止対策】

○不法投棄等の不適正処分によって生じた生活環境保全上の支障の除去等を行うには、巨額の費用(例えば、豊島の事案であれば直接処理費用として約280億円、青森・岩手県境の事案であれば約650億円が見積もられている)が必要であり、こうした事態を出来る限り回避するため、未然防止・拡大防止対策を重点化していくことが効率的である。

○石綿やPCBなど、過去に使用されて製品中に残存する物質の適正処理が、後になって社会問題となる一方で、適正処理に関する技術的知見が必ずしも十分でないままに次々と新たな化学物質が製造・使用されている。そのため、予防的な見地から、規制対象となる化学物質について、製品の製造、使用段階を含めたライフサイクル全体での有害な廃棄物の発生抑制及び適正処理を可能とするシステムを確立し、それに基づく取組を実施していくことが効率的である。

○有害廃棄物等の不法輸出入は、いったん生じると国際問題に発展しやすい性質を有しており(例えば、平成16年には、我が国から中国へ輸出された廃プラに異物が混入していたとして、中国当局から我が国からの廃プラ輸入を全面禁止)、そのような事態を避けるためにも、水際で不法輸出入防止対策を講ずることは効率的である。また、その実施にあたっては、水際を司る税関との現場レベルでの緊密な連携が重要であり、地方環境事務所を活用して迅速に対処することで、効率的な業務を行っているところ。

【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】

○浄化槽の整備については、中山間地域等、他の汚水処理施設に比べ効率的に設置できる地域を中心に整備を推進している。

○これまで汚水処理施設整備が進んでいなかった中小市町村に多い中山間地域等の人口散在地域においては、管渠工事を必要としないう浄化槽の整備が経済的・効率的である場合が多い。

○浄化槽は短期間でかつ費用も比較的少なく設置できる長を有しており、投資効果がすぐ現れる。

○浄化槽市町村整備推進事業(PFI事業)においては、その具体的な整備・維持管理に当たって民間業者のノウハウ・資金等の活用を図り、効率的に事業を実施している。

(有効性)

【国内及び国際的な循環型社会の構築】

○平成19年度における資源生産性及び循環利用率が平成12年度に比べてそれぞれ約37%及び約3.5ポイント上昇するとともに、最終処分量は平成12年度と比べ約53%減少しており、平成27年度目標に向けて着実に進捗しており、循環型社会の構築が進展している。

○循環型社会形成推進基本計画の進捗状況を毎年点検することにより、循環型社会の形成に向けた進捗を定量的に把握するとともに、その要因を解析することで、具体的な施策への反映も可能となっている。こうした結果は閣議報告し、さらに年次報告にとりまとめて国会に報告するとともに、一般向けには環境・循環型社会白書として環境省ホームページに公表している。

○アジア各国における経済発展に伴う廃棄物の増加・質の多様化に対応するため、「アジア3R推進フォーラム」の下で廃棄物管理に関する我が国の知見・経験を活用した3R推進のための国別戦略の策定支援(タイ、バングラデシュ、カンボジア、フィリピン、ベトナム、インドネシア)、3Rナレッジハブなど情報・技術の拠点整備等の支援を行い、G8各国はもとより、アジア等の途上国においても、情報や経験の共有が進み、3R関連の制度や戦略の策定、能力向上の取組が進展している。また、二国間協力の推進による具体的な3R活動の実践の推進、国連への協力による世界的な議論への貢献により、幅広い範囲を対象にした3Rの推進に効果的であった。

【循環資源の適正な3Rの推進】

○容器包装リサイクル法の施行以降、市町村における容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化は大きく進展しており、分別収集総量では約125万トン(平成9年度)から約278万トン(平成20年度)に増加している。また、個々の特定事業者においても、容器包装の軽量化・薄肉化等による使用量の削減や、詰め替え型容器の開発、リターナブルシステムの調査・研究を行うなど、容器包装の削減に向けた取組が進展している。さらに、3R推進マスター制度や表彰制度の活用により、レジ袋を始めとした容器包装の排出抑制の取組や地域における連携・協働の取組が進展した。

○家電リサイクル法について、平成21年度に全国の家電リサイクルプラントに搬入された廃家電は18,786千台(前年度比約45.8%増)であり、全体的に順調に推移した。また、再商品化率については、政令で定められた基準を超えて再商品化が実施された。

○良品リサイクル法について、「良品リサイクル制度における登録再生利用事業者制度の説明、リサイクルループの事例紹介及び再生利用施設の現場見学に関する地域別説明会」を全国8箇所で開催し、再生利用事業者等に対し、普及啓発を行うことにより、食品関連事業者の再生利用等の実施率の向上に資する再生利用事業計画の認定件数や再生利用事業者の登録件数が増加した。

○建設リサイクル法について、平成20年12月にまとめられたとりまとめに基づき、分別解体省令及び建設リサイクル法施行規則の改正を行い、届出様式の見直し及び木材の分別解体に係る施工順序を詳細化した。それにより、建設発生木材のより一層の再資源化等が図られる。

○自動車リサイクル法について、自動車製造事業者等による処理体制の整備促進や処理の効率化により自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバッグ類)の再資源化率(平成20年度)はすべてのメーカーで目標値を達成しており、効果を上げている。

○資源有効利用促進法について、パソコン、小形二次電池の再資源化率(平成20年度)についてはすべての製品区分で目標値を達成しており、効果を上げている。

○レアメタルのリサイクルについて、「使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究会」を設置し、平成20年12月より会合を計5回開催したほか、全国7地域で使用済小型家電の回収モデル事業を実施し、使用済小型家電の効率的な回収方法、レアメタルの回収技術、使用済小型家電のリサイクルに係る有害性、についてデータを収集し分析を行った。

【一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】

○一般廃棄物(ごみ)の排出量は、総量及び国民1人当たりの排出量ともに平成12年度以降減少する傾向(平成20年度は前年度に比べ、それぞれ271万ト、56g/日減少)にある。

○一般廃棄物のリサイクル率については、容器包装リサイクル法の浸透等により、毎年着実に増加してきたが、平成19年度以降は横ばいで推移(平成20年度は前年度と同値)している。廃棄物系バイオマスについては、平成21年度もモデル事業を実施するなど、利活用に向けた検討を行っている。

○一般廃棄物の最終処分量については毎年順調に減少(平成20年度は前年度に比べ、82万ト減少)しており、残余容量は17万m³減少とその減少幅は縮小傾向にある(平成19年度は834万m³減少)。しかしながら、地域によっては最終処分場が逼迫している場合があることから、市町村は引き続き一般廃棄物処理の3R化を進める必要がある。

○一般廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類については、平成12年9月策定した目標が達成されたことを受け、17年6月に22年末の新たな削減目標値(51g-TEQ)を定めたところであり、ごみ処理の広域化の推進等により20年(20年4月1日から21年3月31日まで)も19年に比べ排出量を10g-TEQ削減した。

○ごみ発電の総発電能力については、順調に増加していたが、近年は微増傾向で、平成19年度は前年度に比べ、約1%の増加にとどまっている。このため、平成21年度から循環型社会形成推進交付金において、高効率ごみ発電施設の整備に係る交付率を1/2とする新たなメニューを追加した。また、温室効果ガスの排出抑制への取組を進めるため、平成20年3月に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画において、ごみ焼却施設の総発電能力の数値目標(2,500MW)を設定した。

○一般廃棄物処理施設等については、平成17年度に、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物・リサイクル施設の整備を推進するため、循環型社会形成推進交付金制度を創設したところであり、平成21年度には、新たに42の地域において「循環型社会形成推進地域計画」が策定され、施設整備及び調査等が実施された。

【産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】

○産業廃棄物処理施設からのダイオキシン類の排出量については年々削減しており、平成20年度においては前年度の排出量より17g-TEQ削減した。

○PCB廃棄物の処理については、全国5箇所における拠点の広域処理施設の整備を行い、処理を実施しており、平成28年7月までに処理完了という目標達成に向け、着実に処理を行っている。なお、これまでの処理量(高圧トランス等)は平成19年度が10,466台、平成20年度が15,319台である。また、微量PCB汚染廃電気機器等については、無害化処理認定の対象に追加(平成21年11月)するなど、処理体制の整備等を進めている。

○石綿含有廃棄物の処理については、平成18年に改正廃棄物処理法等が施行され、高度な技術を用いて無害化する処理を行う者を個々に環境大臣が認定する制度が創設された。平成21年度末時点で、1件が認定を受けている。今後、この制度等を利用して、円滑な処理体制を確保していく。

○法令に基づく諸手続等については、随時必要に応じて改善を図っている。

○第174回国会に、廃棄物の適正な処理を確保するため、排出事業者が行う産業廃棄物の保管に係る届出制度の導入、マニフェスト制度の強化、廃棄物処理施設の定期検査制度の導入、廃棄物最終処分場の適正な維持管理を確保するための措置の強化、廃棄物の不法投棄等に関する罰則の強化などを内容とする「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案」を提出した。

【廃棄物の不法投棄の防止等】

○不法投棄等の対策として、①地域における意識の向上、②廃棄物処理体制の強化、③制度を支える人材の育成、を柱とする不法投棄撲滅アクションプランを平成16年度に策定した。また、不法投棄等の撲滅に向けた対策として、平成19年度より、5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、国、都道府県等や市民等が連携した監視活動や啓発活動等を行う未然防止・拡大防止対策を実施して、不法投棄等の撲滅を目指している(平成21年度のウィーク期間中に国と都道府県等が連携して実施した事業は83事業)。さらに、累次にわたる廃掃法の改正による排出事業者責任の強化等の規制強化も行っており、その結果、平成20年度の不法投棄の新規判明事案の件数は308件、量は20.3万トンであり、不法投案件数及び投機量とも目標値(基準年の値をおおむね半減)を達成した。

このほか不法投棄ホットラインを設けて不法投棄等に関する国民からの情報を受け付けており、平成21年度末時点までの通報受付件数は約1,100件であった(うち対応が必要な約550件は都道府県等に連絡し、現地確認等の対応を依頼した)。寄せられた情報をもとに、業者の敷地内での廃棄物の違法な埋立が確認され、業者が撤去を行うなどの効果を上げた。

なお、都道府県等が代執行として行う支障の除去等については、平成10年6月17日以降に不法投棄等された事案に関し、産業廃棄物適正処理推進基金の補助により、平成21年度末までに支障の除去等を行った都道府県等に対して、延べ75件の事案に対する代執行経費の支援を行った。平成10年6月16日以前に不法投棄等された事案に関しては、平成15年6月に成立した特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく措置として、平成21年度末までに12事案について都道府県等が定めた特定支障除去等事業に関する実施計画に環境大臣が同意し、都道府県等への支援を実施し、支障の除去等に向けて着実に効果をあげている。

○PFOSを含む残留性有機汚染物質(POPs)を含有する廃棄物の適正処理等を確保するため、PFOSを含有する廃棄物の適正処理方策等についての検討を行うとともに、「POPs廃農薬の処理に関する技術的留意事項」について技術的知見等を踏まえた改訂を行った。また、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の改訂を行い、有害な廃棄物の適正処理を確保するための対策を進めた。

さらに、放射線障害防止法に基づくクリアランス制度の導入については、同法に基づいて排出されることとなるクリアランス廃棄物等の適正かつ円滑な処理を確保するための取組について検討を進め、文部科学省を中心に検討されている施策に対する環境省としての対応方策の方向が明確となった。

○有害廃棄物等の輸出入に関する説明会の実施(全国11カ所開催)、事前相談の実施(約1,800件)、立入検査等により、適正な輸出入の確保のための対策を進めた。

中古品と称して廃棄物が輸出されて不適正に処理されることのないよう、6月に使用済みブラウン管テレビの輸出時における中古判断基準を策定して、パーゼル法及び廃棄物処理法の規制対象物の範囲を明確化し、同年9月より輸出審査における適用を開始した。

アジア地域における情報交換体制(ネットワーク)の構築を進め、アジア各国のパーゼル条約担当者によるワークショップを開催(第6回)及びウェブサイトの運用を行ったほか、不法輸出入事案等に関する政府間の日常的な情報交換により、有害廃棄物等の不法輸出入を抑制した。

(反映の方向性)

【国内及び国際的な循環型社会の構築】

○国内の循環型社会の構築については、近年の変化に対応できる施策に活かすため、中長期の循環型社会の姿について検討を行う。また、引き続き、地域循環圏の形成の推進のための検討や地域循環圏のための地域計画の策定、各地域で行われている地域循環圏づくりの取組状況について調査を行うとともに、地域住民、NGO/NPO、事業者、地方公共団体等が連携して実施する地域の取組への支援を行う。

さらに、3R推進全国大会及び地方大会、循環型社会形成推進功労者大臣表彰など、ライフスタイルの変革や発生抑制等のための普及啓発・調査検討に取り組むとともに、地域一体となって経済的手法を活用した3Rを促すため、3REcoポイント導入のためのガイドラインの作成や循環型社会ビジネス振興の支援を行う。

このほか、研究分野とも連携しながら、物質フロー指標等の課題や方向性について検討するとともに、廃棄物統計の早期化・速報化や精度向上を進める。

○国際的な循環型社会の構築については、アジアにおける循環型社会の構築に向けて、アジア3R推進フォーラムについて会合の定期的開催、参加者間の情報共有等を進め、アジア3R推進フォーラムの下で、3Rに関するハイレベルの政策対話の促進、各国における3Rプロジェクト実施への支援の促進、3R推進に役立つ情報の共有、関係者のネットワーク化等を進めていく。また、二国間の3R推進の協力の構築と展開を進める。この中で我が国の循環ビジネスのアジアへの展開に向けた基盤整備を行う。さらに、CSD19への貢献のため、世界レベルの廃棄物管理推進の議論を進めるための意見の集約にリーダーシップを取って貢献する。

【循環資源の適正な3Rの推進】

○容器包装リサイクルについては、容器包装のリユースの促進について、マイボトル・マイカップなどの普及促進に向けた普及啓発活動を行う。また、容器包装プラスチックの再商品化手法及び入札制度のあり方について、中長期的な課題の議論を行う。また、引き続き、容器包装のリサイクルについて、更に信頼性を高めるための検討を進める。建設リサイクルについては、平成20年12月のとりまとめを踏まえ、建設リサイクル法基本方針の見直しを行う。自動車リサイクルについては、平成22年1月に「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」の取りまとめを行ったことから、本報告書における提言事項を踏まえ、必要な措置を講ずる予定。他の個別リサイクル法についてもリデュース・リユースの取組をさらに進めつつ、政省令の整備や普及啓発等により円滑な施行を行う。また、レアメタルのリサイクルについては、効率的・効果的な回収方法の検討、回収された使用済小型家電についてレアメタルの含有実態の把握等の実施、使用済小型家電のリサイクルに係る有害性の評価及び適正処理等についての検討を引き続き行い、経済性の検討及びリサイクルシステムの構築に向けた課題の整理を行っていく。

【一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

○一般廃棄物について、バイオマス利活用の推進や廃棄物発電等のエネルギー利用の強化、廃棄物処理施設における基幹的設備の改良事業に対する支援等を実施しながら、低炭素社会と循環型社会の一体的な構築を地域から実現する循環型の地域づくりを進めていく。

【産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

○産業廃棄物について、優良な処理業者の育成や電子マネーフェストの普及等をより推進するために、引き続き、暴力団排除対策の推進、制度の普及及び導入時のインセンティブの周知を行う。また、3R及び適正処理の推進のための取組を引き続き推進するとともに、PCB廃棄物処理の推進方策及び最終処分場の基準のあり方についての検討を行うなど、安心・安全な最終処分等の計画的確保を図る。さらに、廃棄物処理制度の施行状況の評価及び点検を行い、必要に応じて見直しを行う。

【廃棄物の不法投棄の防止等】

○不法投棄等の対策については、引き続き現に生活環境保全上の支障等のある事案を中心に、詳細な支障の状況等の把握を行い、支障等の度合いに応じて優先順位をつけた計画的な支障除去等事業を展開する。

また、不法投棄等の支障除去等事業完了後の跡地のイメージアップや廃棄物最終処分所の立地の促進を図るため、これら跡地等の利活用方策のモデル事業を行う。

○水銀や残留性有機汚染物質（POPs）等の有害特性を有する化学物質を含む廃棄物について、生活環境保全上の支障等の未然防止を図るため、国際動向に対応し、適正な処理を確保するための仕組みを構築する。

○有害廃棄物等の不法輸出入監視能力の強化とアジアでの資源の適正な循環の確保を図る。

【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】

○平成22年度より単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に伴う単独処理浄化槽撤去費用への助成要件の年限撤廃や、省エネルギー対応型の浄化槽の整備を行う際、一定の要件に合致する市町村に対し「低炭素社会対応型浄化槽整備促進事業」（助成率1/2）として実施するなど、浄化槽整備事業に対する支援の充実を図っていく。

○浄化槽に関するシンポジウム、環境省ホームページ等による積極的な普及啓発を行う。

○市町村による積極的な浄化槽整備区域の設定において、ノウハウの提供等支援する取組を行う。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				○年度	○年度	○年度		
				別紙のとおり				

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)			

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標【国内及び国際的な循環型社会の構築】

指標名	基準値 (年度)	H18年度	H19年度	H20年度	目標値 (年度)
①資源生産性[万円/トﾝ]	約26 (H12年度)	約35	約36	調査中	42 (H27年度)
②循環利用率[%]	約10 (H12年度)	約13	約14	調査中	14～15 (H27年度)
③最終処分量[百万トﾝ]	約56 (H12年度)	約29	約27	調査中	23 (H27年度)

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

○第二次循環型社会形成推進基本計画(平成20年3月)

達成目標【循環資源の適正な3Rの推進】

指標名	基準値 (年度)	H18年度	H19年度	H20年度	目標値 (年度)
①容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千トﾝ]					
無色のガラス製容器	-	339	332	327	356(計画値) (H24年度)
茶色のガラス製容器		292	291	287	307(計画値) (H24年度)
その他の色のガラス製容器		181	186	181	184(計画値) (H24年度)
紙製容器包装		82	83	84	171(計画値) (H24年度)
ペットボトル		268	283	284	340(計画値) (H24年度)
プラスチック製容器包装		609	644	672	1,004(計画値) (H24年度)
スチール製容器		305	275	249	307(計画値) (H24年度)
アルミ製容器		134	126	124	152(計画値) (H24年度)
段ボール製容器		584	583	554	781(計画値) (H24年度)
飲料用紙製容器		16	17	15	28(計画値) (H24年度)
②家電リサイクル法における特定家庭用機器の再商品化率[%]					
家庭用エアコン	-	86	87	89	60(～H20年 度)
テレビ		77	86	89	55(ブラウン 管) 50(液晶・プラ)
冷蔵庫・冷凍庫		71	73	74	50(～H20年 度)
洗濯機・衣類乾燥機		79	82	84	50(～H20年 度)
③食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率[%]					
食品製造業	-	81	81	調査中	85(H24年度)
食品卸売業		62	62	調査中	70(H24年度)
食品小売業		35	35	調査中	45(H24年度)
外食産業		22	22	調査中	40(H24年度)
④建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率[%]					
コンクリート塊	-	-	-	97	95(H22年度)
アスファルト・コンクリート塊		-	-	98	95(H22年度)
建設発生木材		-	-	89	95(H22年度)
⑤資源有効利用促進法におけるパソコン及び小形二次電池の自主回収・再資源化率[%]					
デスクトップパソコン	-	76.0	75.1	77.3	50(各年度)
ノートブックパソコン		54.7	53.7	54.1	20(各年度)

ブラウン管式表示装置		75.8	78.1	75.4	55(各年度)
液晶式表示装置	-	68.9	70.7	70.8	55(各年度)
ニカド電池		73.3	73.5	73.3	60(各年度)
ニッケル水素電池		76.6	76.6	76.6	55(各年度)
リチウムイオン電池		62.2	64.1	63.3	30(各年度)
小形制御弁式鉛蓄電池		50.0	50.0	50.0	50(各年度)
⑥自動車リサイクル法における自動車破砕残さ及びガス発生器(エアバッグ類)の再資源化率[%]					
自動車破砕残さ	-	63.7~75.0	64.2~78.0	72.4~80.5	30(各年度)
ガス発生器(エアバッグ類)		93.5~95.1	92.0~94.7	94.1~94.9	85(各年度)

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

- ①容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
- ②特定家庭用機器再商品化法施行令
- ③食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針
- ④特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針
- ⑤パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令、及び密閉形蓄電池の製造等の事業を行う者の自主回収等に関する省令
- ⑥使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則

達成目標【一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】

指標名	基準値 (年度)	H18年度	H19年度	H20年度	目標値 (年度)
①一般廃棄物の排出量[百万トン] (国民1人当たり[g/日])	52 (H19年度)	52(1,116)	51(1,089)	48(1,033)	50 (H24年度)
②一般廃棄物のリサイクル率[%]	20 (H19年度)	20	20	20	25 (H24年度)
③一般廃棄物の最終処分量[百万トン]	12 (H9年度)	6.8	6.3	5.5	6.4 (H22年度)
④一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量[g-TEQ/年]	71 (H15年度)	54	52	42	51 (H22年度)

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

- ①~②廃棄物処理施設整備計画
- ③廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
- ④我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画

達成目標【産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】

指標名	基準値 (年度)	H18年度	H19年度	H20年度	目標値 (年度)
①産業廃棄物の排出量[百万トン]	410 (H9年度)	418	419	調査中	458 (H22年度)
②産業廃棄物のリサイクル(再生利用)率[%]	41 (H9年度)	51.3	52.1	調査中	47 (H22年度)
③産業廃棄物の最終処分量[百万トン]	66 (H9年度)	22	20	調査中	30 (H22年度)
④産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量[g-TEQ/年]	1,505 (H9年度)	62	58	41	50 (H22年)
⑤高圧トランス等(PCB廃棄物)の保管量[万台]	24 (H13年度)	30	30	調査中	0 (H28年)

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

- ①~③廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
- ④我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画
- ⑤ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画

達成目標【廃棄物の不法投棄の防止等】

指標名	基準値 (年度)	H18年度	H19年度	H20年度	目標値 (年度)
①産業廃棄物の不法投棄件数[件]	1,049 (H11年度)	554	382	308	H11年度に対し概ね半減

②産業廃棄物の不法投棄量[万トン]	43.3 (H11年度)	13.1	10.2	20.3	100%未満 (H22年度)
③5,000トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数[件]	(H11年度)	4	2	4	0 (H21年度)

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉
 ○①～③不法投棄撲滅アクションプラン

達成目標【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】

指標名	基準値 (年度)	H18年度	H19年度	H20年度	目標値 (年度)
浄化槽処理人口普及率[%]	8.82 (H19年度)	8.6	8.77	8.82	12 (H24年度)

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉
 ○廃棄物処理施設整備計画(平成20年3月25日閣議決定)

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	生物多様性の保全と自然との共生の推進		評価方式	総合・実績・事業	番号	⑤
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	15,836,610	15,613,170	18,827,030			
（ 補 正 後 ）	17,866,661	21,169,454	18,827,030			
前年度繰越額（千円）	2,353,611	4,480,149				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	20,220,273	25,649,603				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	14,445,499	17,577,475				
翌年度繰越額（千円）	4,480,149	6,589,803				
不用額（千円）	1,294,625	1,482,325				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別表②別紙のとおり					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	政策評価結果を受けて、国連地球いきもの会議（COP10）の成果を踏まえた生物多様性保全の取組、人と生きものが共生する社会の実現、新成長戦略の実現に向けた自然資源の活用や国立公園等の魅力づくりの推進に効率化、重点化した。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	政策評価結果を受けて、類似の事業を整理統合し、概算要求額を減額した。 また、役割を果たし、終期を迎えたものについては廃止した。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	生物多様性の保全と自然との共生の推進					番号	⑤		(千円)
	予 算 科 目						22年度 当初予算額	23年度 要求額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項				
対応表において● となっているもの	A	1	一般	環境本省	生物多様性保全等推進費	生物多様性の保全等の推進に必要な経費	6,804,442	5,937,305	369,232
	A	2	一般	環境本省	環境保全施設整備費	環境保全施設整備に必要な経費	202,652	266,561	
	A	3	一般	環境本省	自然公園等事業費	自然公園等事業に必要な経費	10,223,173	10,129,012	1,169,784
	A	4	一般	地方環境事務所	地方環境対策費	生物多様性の保全等の推移に必要な経費	1,596,763	1,557,743	133,112
	小計						18,827,030	17,890,621	1,672,128
対応表において◆ となっているもの									
	小計								
対応表において○ となっているもの							<	>	>
							<	>	>
							<	>	>
							<	>	>
	小計								
対応表において◇ となっているもの							<	>	>
							<	>	>
							<	>	>
							<	>	>
	小計								
合計						18,827,030	17,890,621	1,672,128	

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	生物多様性の保全と自然との共生の推進				番号	⑤			
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度当初予算額	23年度要求額	増減				
生物多様性センター維持運営費	A	1	72,477	71,027	▲1,450	▲1,450	▲1,450	標本作製業務等について効率的に実施することにより経費を削減し、概算要求額を減額。	
自然環境保全基礎調査費	A	1	270,427	268,384	▲2,043	▲2,043	▲2,043	植生調査等について効率的に実施することにより経費を削減し、概算要求額を減額。	
地球規模生物多様性情報システム整備推進費	A	1	102,854	100,797	▲2,057	▲2,057	▲2,057	標本等基本情報収集調査等について効率的に実施することにより経費を削減し、概算要求額を減額。	
海洋生物多様性保全関係経費	A	1	57,840	46,272	▲11,568	▲11,568	▲11,568	保護すべき海域の抽出等について効果的に実施すること及び海洋生物多様性情報整備及び戦略策定を終了することにより経費を削減し、概算要求額を減額。	
「いきものにぎわいプロジェクト」推進費	A	1	19,811		▲19,811	▲19,811	▲19,811	廃止	
生物多様性基本施策関係経費	A	1	47,023	11,144	▲35,879	▲35,879	▲35,879	第1回の生物多様性総合評価にかかる経費については廃止し、概算要求額を減額。	
生物多様性国際イニシアティブ関係経費	A	1	62,106		▲62,106	▲62,106	▲62,106	廃止	
アジア太平洋地域生物多様性保全推進費	A	1	134,244	130,170	▲4,074	▲9,879	▲9,879	本経費のうちアジア保護地域パートナーシップ構築にかかる経費について他事業と統合する等して、概算要求額に反映。	
ワシントン条約対策費	A	1	9,279	12,998	3,719	▲5,947	▲5,947	国内専門家のネットワーク運用及びワシントン条約対応調査に係る経費を削減。	
自然ふれあい体験学習等推進事業	A	1	4,608	50,744	▲12,686	▲12,096	▲12,096	「自然公園等利用推進事業」及び22年度新規事業の「生物多様性関連国民運動事業費」と整理統合し、「自然生きものふれあい推進等事業費」として23年度要求。スタンプラリーに係る経費を節減し、概算要求額を減額。 ※事業統合のため、23年度要求額、増減及び見直し額は、「自然公園等利用推進事業」、並びに平成22年度新規事業の「生物多様性国民運動関連事業費」との合計額である。	
エコツーリズム総合推進事業費	A	1.4	125,589	111,629	▲13,960	▲13,960	▲13,960	推進方策に係る事業等について効率的に実施することや、対象地域数を見直すこと等により経費を節減し、概算要求額を減額。	

事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	(B)+(C)-重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	
遺産地域等貴重な自然環境保全推進費	A	1	108,307	97,476	▲10,831	▲10,831	▲10,831	▲10,831	「小笠原諸島」についての評価プロセスの大部分を終了させることにより概算要求額を減額。
自然再生活動推進費	A	1	34,824	29,657	▲5,167	▲5,167		▲5,167	普及啓発に係る業務を必要最小限となるよう見直し、事業を重点化することにより、概算要求額を縮減
国立・国定公園総点検事業費	A	1	36,457	35,582	▲875	▲1,384		▲1,384	印刷製本費等に係る経費等を節減し、概算要求額を減額。
国立公園内生物多様性保全対策費	A	1,4	68,061	59,299	▲8,762	▲1,640		▲1,640	検討会に係る経費（謝金・会場借上料等）等を節減し、概算要求額を減額。
山岳環境等浄化・安全対策緊急事業費補助	A	1	120,000		▲120,000	▲120,000	▲120,000	▲120,000	廃止
動物適正飼養推進・基盤強化事業	A	1	66,914	62,312	▲4,602	▲4,602		▲4,602	マイクロチップ普及事業等について効率的に実施することにより経費を削減し、概算要求額を減額。
飼養動物の安全・健康保持推進事業	A	1,4	37,208	28,031	▲9,177	▲10,301	▲10,301	▲10,301	真に必要な事業メニューに限定して行うことにより、概算要求額に反映するとともに、「動物愛護管理推進事業」を統合。
鳥獣保護基盤整備費	A	1	109,356	99,165	▲10,191	▲10,191		▲10,191	標識調査の回数等を縮減することにより、概算要求額の削減を行った。
希少種保護推進費	A	1,4	467,687	457,688	▲21,640	▲7,056	▲7,056	▲7,056	「野生生物との共生推進費」と統合を行うこと等により、概算要求額の縮減を図った。
国指定鳥獣保護区対策費	A	1,4	58,296	50,967	▲7,329	▲7,329		▲7,329	所見に基づき、調査の一部について減額を行うことにより、概算要求額の削減を行った。
野生生物との共生推進費	A	1	11,641			▲4,641	▲4,641	▲4,641	「希少種保護推進費」と統合し、予算要求額を削減した。
鳥獣保護管理対策費	A	1	75,771	71,102	▲4,669	▲4,669		▲4,669	広域保護管理指針策定対象地域数を重点化し、予算要求額を減額。
外来生物対策費	A	1	55,711	68,308	12,597	▲16,286	▲16,286	▲16,286	一部事業を統合することにより業務の効率化を図った。
遺伝子組換え生物対策費	A	1	58,613	30,156	▲28,457	▲3,874		▲3,874	現地調査の回数の見直し等により、概算要求額を節減。

事務事業名	整理番号		予算額(千円)			見直し額(A) (B)+(C)-重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減				
自然公園等事業(うち国立公園等整備費)	A	3	7,341,731	6,602,790	▲738,941	▲738,941	▲738,941	事業の優先順位付け、コスト構造改善の取組等により要求額を減額。	
自然公園等事業(自然環境整備交付金)	A	3	1,200,000	800,000	▲400,000	▲400,000	▲400,000	過去の事業執行率、予算余剰額等を勘案の上、要求額を減額。	
自然公園等事業(うち維持管理費及び施行関連経費)	A	3	1,681,442	1,726,222	44,780	▲30,843	▲30,843	継続部分の最適な予算配分を検討し、概算要求額を減額。	
自然環境保全地域等保全対策費	A	4	2,490		▲2,490	▲2,490	▲2,490	類似の事業と統合し、概算要求額を減額	
国立公園管理計画等策定調査費	A	4	13,487	13,487		▲6,527	▲6,527	継続部分、新規着手部分の最適な予算配分を検討し、概算要求へ反映	
国立公園利用適正化システム策定費	A	4	23,379	23,252	▲127	▲1,994	▲1,994	調査回数の見直しや継続部分の最適な予算配分を検討し、概算要求へ反映	
やんばる地域国立公園指定推進調査費	A	4	6,321	6,309	▲12	▲752	▲752	業務の効率化を図り、概算要求額を減額。	
自然公園等利用ふれあい等推進事業経費	A	4	3,152	2,699	▲453	▲453	▲453	講師選定等の工夫(官公庁職員を講師候補とするなど)をし、概算要求を減額。	
希少野生動植物種生息地等保護区管理費	A	4	10,321	13,382	3,061	▲2,125	▲2,125	巡回に係る業務を効率化し、概算要求額を減額。	
外来生物対策管理事業地方事務費	A	4	41,297	40,282	▲1,015	▲2,897	▲2,897	許可手続きに係る業務を効率化し、概算要求額を減額。	
特定外来生物防除等推進事業	A	4	348,699	380,123	31,424	▲97,972	▲97,972	継続事業に係る物品等の数量を減らし、効率化を図った。	

事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	(B)+(C)-重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	
動物愛護管理推進事業	A	4	6,470	4,103	▲2,367	▲2,367	▲2,367	▲2,367	「飼養動物の安全・健康保持推進事業」と事業を統合し、事業規模を見直した上で概算要求額を減額。
合計						▲1,672,128	▲325,311	▲1,672,128	

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

担当部局名:自然環境局
 担当者(連絡先):

評価実施時期:平成22年9月

<p>政策名</p>	<p>生物多様性の保全と自然との共生の推進</p>	<p>番号</p>	<p>⑤</p>
<p>政策の概要</p>	<p>生態系のもたらす恵を将来にわたって継承するため、国土全体から地域までの様々なレベルにおいて、それぞれ多様な生態系及び動植物が保全され、持続可能な利用が図られる「自然と共生する社会」を実現する。</p>		
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 【基盤的施策の実施及び国際的取組】 ○第三次生物多様性国家戦略(平成19年11月閣議決定)に沿って、各種具体的な施策、政策の策定に必要な情報の収集・解析・整備・提供、国民への普及啓発の促進、生物多様性総合評価のとりまとめに向けた検討を実施し、サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組、地域における生物多様性の保全・再生に資する取組の支援等が着実に推進され、目標達成に向け一定の進展があった。また、生物多様性基本法に基づく初めての国家戦略となる「生物多様性国家戦略2010」を平成22年3月に閣議決定した。 ○平成22年10月の愛知県名古屋市の生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の開催に向けた情報収集や他国への働きかけ等の取組を推進し、COP10で議論される次期世界目標に対する日本提案をとりまとめ生物多様性条約事務局に提出するなど、主要な議論をリードした。</p> <p>【自然環境の保全・再生】 ○原生的な自然環境、優れた自然、里地里山などの二次的な自然環境及び干潟などの湿地について、効果的な保全・管理に資する取組が進められ、自然再生推進法の運用及び自然再生事業の実施により、自然環境の再生が図られつつあり、目標達成に向けた着実な進展があった。 ○国立公園等について、我が国の生物多様性保全の屋台骨として、また、国民の自然とのふれあいの場として、適切に保護管理が進められた。第171回国会に提出した「自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律」(平成22年法律第47号)が平成21年6月に公布され、平成22年4月の施行のため、政省令や通知類の改正等の必要な業務を行うとともに、関係者への周知に努めた。</p> <p>【野生生物の保護管理】 ○レッドリストの第3次見直し作業を実施した。種の保存法に基づく国内希少野生動植物種にオガサワラオオコウモリを追加した。国指定鳥獣保護区の指定やラムサール条約湿地の新規登録(6箇所)などの各種施策を推進するとともに、平成21年8月にとりまとめられたカルタヘナ法の施行状況の検討結果を受け、農作物の実用化分野における生物多様性影響評価に必要な情報についての考え方に関する検討・とりまとめを行った。また、外来生物法に基づき特定外来生物を新たに1種指定するとともに、特定外来生物の国内での定着防止や防除を実施するなど、目標達成に向けて一定の成果を得た。また、鳥獣保護法に基づく科学的で計画的な野生鳥獣の保護管理を推進するため、特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドラインを改定し、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況のモニタリング調査を継続した。</p> <p>【動物の愛護及び管理】 ○動物愛護管理に関するポスター等の作成・配付や動物愛護週間行事における中央行事の開催といった各種普及啓発事業の推進、自治体に対する技術的助言、さらに、都道府県等に引き取られた犬ねこを収容し元の飼い主へ返還又は新たな飼い主に譲渡するため施設の新設に対する整備費補助等の取組により、都道府県等による犬ねこの引取り数が減少の傾向を維持する等、目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。 ○平成21年6月に「ペットフード安全法」が施行され、法の周知と理解を目的としたパンフレットやポスターの作成・配付及び適切な動物の飼養にかかる講習会の開催等による普及啓発を行うとともに、関係機関等の連絡・連携体制の構築を図り、ペットフードの安全性の確保に取り組んだ。</p> <p>【自然とのふれあいの推進】 ○自然とのふれあい活動のサポート、自然とふれあうための機会や情報の提供、人材育成、国立・国定公園等における公園施設の整備の推進により、自然とのふれあいを求める国民のニーズに応えるとともに、自然とのふれあい活動を通じて自然への理解を深め、自然を大切にす気持ちの育成が図られ、期待どおりの成果が得られた。 ○「エコツーリズム推進法」が平成20年4月に施行され、また、法に基づく「エコツーリズム推進基本方針」が同年6月に閣議決定されたことによりエコツーリズムに関する一定のルールの確立がみられたことと、エコツーリズムの取組に対する情報の提供や人材育成、セミナー等の開催によるエコツーリズムの普及啓発に努めたことが相まって、エコツーリズムに関する取組の拡大、浸透が図られた。 ○改正温泉法に基づき、定期的な温泉成分分析及び可燃性天然ガスによる災害防止対策が進んだ。 ○温泉法施行規則の一部改正や温泉資源の保護に関するガイドラインの策定等により、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止対策、温泉資源保護対策など、温泉行政に関する制度の見直し等について大きな進捗が見られた。</p> <p>(必要性) 【基盤的施策の実施及び国際的取組】 生物多様性基本法の目的に掲げられた、生物多様性のもたらす恵みを将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図るために、第三次生物多様性国家戦略及び生物多様性国家戦略2010に基づき、着実な成果をあげていくことが必要である。 ○生物多様性の保全と持続可能な利用は人類共通の課題であり、世界的に生物多様性の喪失が進行していることから、国際的枠組み等を活用しつつ、国際的連携の強化を図るとともに、COP10議長国として、生物多様性分野における国際的なリーダーシップを発揮していく必要がある。</p> <p>【自然環境の保全・再生】 ○自然環境保全地域、国立公園等は、我が国における生物多様性保全施策の骨格を成す保護地域制度であり、国が適正な保全管理を行っていくことが必要である。 ○特に国立公園は、環境基本計画及び第三次生物多様性国家戦略において記述されているとおり、自然環境の保全及び自然とのふれあいの推進の観点から、保全管理の責任を有する国(環境省)が、国民共通の財産として、保全管理の充実を図る必要がある。さらに三位一体の改革においても、国立公園の主要な公園事業は国が実施することと整理された。 ○生物多様性保全のためには、全国的見地や国際的見地からも、里地里山の保全と持続的な利用の推進、湿地・干潟・藪場・サンゴ礁等の重要地域の保全の強化及びそれらを核とした生態系ネットワークを形成していくことが必要である。 ○平成19年4月に制定された海洋基本法及び同法に基づき平成20年3月に策定された海洋基本計画を受け、我が国の海洋生物多様性の情報の収集・整備及び保全戦略の策定、並びに関係府省と連携し、海洋保護区のあり方について明確にすることが必要である。 ○かつて身近な生物であったメダカが絶滅危惧種となるなど、我が国の生態系は衰弱しつつある。このため、地域住民、専門家、NPO等多様な主体の参画によって、残された生態系の保全、過去に失われた自然の再生・修復を行っていくことが必要である。</p> <p>【野生生物の保護管理】</p>		

【野生生物の保護管理】

○野生生物の保護によって確保される自然環境の恵沢は、国民生活の基盤となる公益性の高いものであり、国が主体的及び広域的に施策を行う必要がある。
○特に、捕獲・採取等の圧力、生息・生育環境の悪化、外来生物による捕食や競合等による絶滅のおそれのある野生動植物種の増加、野生鳥獣による生態系や農林業等への被害の発生、遺伝子組換え生物等や外来生物による生態系への悪影響などに対し、的確かつ迅速な対応を求める国民ニーズの高まりを踏まえると、国による当該施策の必要性は高い。
○高病原性鳥インフルエンザについては、家禽や人への感染が懸念され国民生活や産業経済への影響が甚大であることから、国による野生鳥獣の感染症対策実施の必要性は高い。

【動物の愛護及び管理】

○都市化の進展や少子高齢化等により、ペット動物の重要性が高まる一方で、動物の虐待事件や不適正な飼養によるトラブル等の問題が顕在化しており、動物の適正な飼養管理が社会全体から望まれている。
○動物の愛護と適正な管理を維持するため、国や都道府県等の行政のみならず、獣医師や愛護団体、動物取扱業者等の民間とも連携協力して取り組んでいく必要がある。
○平成21年6月にペットフード安全法が施行され、問題発生の防止及び問題が発生した場合の迅速な対応に取り組んでいく必要がある。

【自然とのふれあいの推進】

○環境問題への関心の高まりに加え、余暇時間の拡大、都市化や高齢化の進行等により、優れた自然風景や野生生物等とのふれあいを求める国民のニーズが高まっており、これらニーズに対応する施策の必要性は高い。
○自然とのふれあいについては、資源を持続的に保全しつつ、利用の質の向上を図るために行政の継続的な支援や普及・啓発等が不可欠である。今後とも、人材育成や自然体験活動のよりよい手法の模索等、質の高い自然ふれあい活動の提供を行っていくことが必要である。
○国立・国定公園等の利用の基盤となる公益性の高い施設整備を行政が行い、その他の収益性のある事業を民間団体が国等の認可を受けて実施している。特に国立公園は、保全管理の責任を有する国（環境省）が、国民共有の財産として、保全管理の充実を図る必要があり、三位一体の改革においても、国立公園の保護上及び利用上重要な事業は国が実施することと整理された。
○国民の温泉への関心が高まる中、温泉資源保護対策や温泉の掲示内容に関する多様なニーズへの的確かつ迅速な対応を図ること、また、温泉地を訪れる国民に自然資源である温泉の利用を広く享受させるための基盤を整えることなど、国による施策の必要性は高い。
○国民の安全・安心の確保のため、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止について、国による施策が必要である。
○保護、災害の防止及び適正な利用によって確保される自然資源であり観光資源でもある「温泉」の恵沢は、国民の公共の福祉の増進に寄与するものであり、国が全国的な見地から調査研究を実施する必要がある。

（効率性）

【基盤的施策の実施及び国際的取組】

○第三次生物多様性国家戦略及び生物多様性国家戦略2010では、様々な要素を勘案した上で目標達成のための道筋及び様々な主体の連携が整理されており、今後の施策を円滑かつ効率的に進めることが可能となっている。

【自然環境の保全・再生】

○我が国の自然公園制度は、アメリカの国立公園などとは異なり、環境省又は都道府県が公園専用地として土地の所有権や管理権を有せず、一定の行為制限の下で自然を保護するとともに、公園サービスを地方自治体との役割分担や民間活力の活用により提供する仕組みとなっている。このため、自然公園については、地方自治体や地域社会の理解と協力を得ながら、保護と利用の両方をバランス良く推進していくことにより、効率的に自然環境の保全を図っている。
○自然再生事業については、基礎調査や計画段階から、様々な主体の参画を得て地元との合意形成を図っており、効率的に事業を推進している。
○自然再生推進法の運用により、地域住民、NPO等が主体となった自然再生を効率的に推進している。

【野生生物の保護管理】

○野生生物の保護管理に関する各種施策については、科学的データの収集等により、施策の対象とする種、地域についての優先順位を見極めつつ、これに従って進めることにより施策の効率性を高めている。
○特に外来生物等による影響には不可逆的なものもあり、定着した外来生物等が個体数を急激に増加させることなどによりその影響がさらに大きくなる可能性があることから、予防的観点に立った施策の推進により外来生物等の対策の効率性が高まる。

【動物の愛護及び管理】

○動物の愛護と適正な管理について、動物愛護週間中央行事の開催やパンフレットの配布等を環境省（地方環境事務所を含む）、地方公共団体だけでなく、民間団体と連携して行い、また、政府広報やテレビ等の多種の媒体を積極的に活用することで、より多くの国民に向け、効率的に普及啓発を行うよう努めた。
○再飼養支援データベース・ネットワークシステムについては、インターネットを活用し、地方公共団体や民間団体等との役割分担のもと、システムへの参加自治体数の増加を図る等して効率性の向上に努めた。
○ペットフード安全法は、全国に広く流通するペットフードの安全性を効率的に確保するため、農林水産省と共管とし、両省の地方支分局を事務局として各地方ブロック毎に連携体制を構築している。

【自然とのふれあいの推進】

○自然とふれあう機会や情報の提供、自然とのふれあい活動のサポートなどについては、Webサイトなどの情報提供により、効率性の向上に努めた。
○施設整備に際して、費用便益分析等の事業評価を実施するとともに、工事コスト縮減等の総合的なコスト構造改善に取り組むことにより、事業の効率性向上に努めている。
○温泉行政に関する制度の見直しやわかりやすい掲示方法・掲示内容の検討など国民の温泉に対するニーズの多様化に対応した施策を推進することにより、自然資源である「温泉」を利用した国民保養温泉地等における宿泊利用人員数を維持するとともに、温泉の資源保護、可燃性天然ガスによる災害対策や適正利用の効率性を高めている。

（有効性）

【基盤的施策の実施及び国際的取組】

○自然環境保全基礎調査において植生、動植物分布等の自然環境に関する基盤情報データを着実に蓄積することにより、またモニタリングサイト1000において高山帯、森林・草原、沿岸域等様々な生態系における指標生物の生息・生育状況及び無機的環境をモニタリングすることにより、生物多様性の保全に関する施策の実施に寄与できた。
○生物多様性総合評価を行うために環境省が設置した生物多様性総合評価検討委員会において平成21年度に3回の検討会が行われ、過去50年の我が国の生物多様性の状況について明らかにされることで生物多様性の現状に関する理解の促進に貢献した。
○サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組への参加、国際条約の適切な履行、NGO等への拠出等によって、自然環境保全分野での国際協力を積極的に推進しており、国際的な評価を得ている。平成21年1月30日・31日には、東アジア及びオーストラリア各国の渡り鳥の有識者による専門家会合及び国際シンポジウムを福岡県において開催した。本会合及びシンポジウムではガンカモ類及びシギ・チドリ類の現在の生息状況を共有し、より精度の高いデータ収集と情報共有化に向けた課題を抽出して、その解決に向けたアジア地域における国際連携のあり方を探ることができた。
○ICRI東アジア地域会合を開催（平成21年12月：ベトナム）し、東アジアを中心とした重要サンゴ礁ネットワーク戦略の策定に向けた議論を行うなど、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮した。
○SATOYAMAイニシアティブ準備会合を開催（平成21年7月：東京、10月：マレーシア・ペナン、平成22年1月：パリ）し、世界各国における二次的自然地域における自然資源の持続可能な利用・管理のための取組とCOP10に向けたSATOYAMAイニシアティブ

政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

の展開方策について、情報交換と議論を行い、平成22年5月に開催される生物多様性条約科学技術助言補助機関会合に提出する「SATOYAMAイニシアティブに関するパリ宣言」として取りまとめることが出来た。

○平成22年2月に、カルタヘナ議定書に基づく「責任と救済に関する共同議長フレンズ会合」（マレーシア）及び「バイオセーフティに関する教育及び研修についての学術機関等国際会合」（つくば）の開催支援を行うことにより、これらの会議の成果が提出されるカルタヘナ議定書第5回締約国会議（生物多様性条約第10回締約国会議とあわせて我が国で開催）の成功に向けた貢献を行った。

○企業等の事業者の民間参画を促進するため、平成21年8月に「生物多様性民間参画ガイドライン」を公表し、事業者が生物多様性の保全と持続可能な利用のための活動を自主的に行う際の指針を示した。

○都道府県及び市町村が生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」を定める際に参考となる基本的情報を示した「生物多様性地域戦略策定の手引き」を平成21年9月に作成した。

○多様な主体の生物多様性に配慮した取組に関する紹介及び情報交換の場を提供するため、生物多様性をテーマとした総合展示会を福岡市（平成22年2月）と大阪市（同年3月）において開催し、生物多様性の普及啓発に寄与した（出展数：計223団体、来場者数：計24,889名）。

【自然環境の保全・再生】

○国立・国定公園における自然環境の適切な保全と利用のため、各地の国立・国定公園の公園計画を点検・変更した。国立公園のうち、過去5年間に公園計画の点検が終了した地域は、29地域であり、全地域（57地域）で点検を実施するという目標に対して51%の達成率となっている。達成率が51%にとどまっている原因は、国立公園は土地所有に關係なく指定し、法に基づく各種行為規制を課すことにより、当該地の風致景観を保護する制度であるため、公園計画の点検作業に当たっては、他の公益との調整に多大な時間を要する場合が多く、当初の目標年度までに点検作業を終えることができない場合があるからと考えられる。

○全国で初めてとなる利用調整地区の運用を開始した吉野熊野国立公園の西大台地区において、一定のルールのもとで優れた自然環境の持続的な利用を図る取組を推進した。

○グリーンワーカー事業による海岸漂着ゴミ等の清掃、外来生物の駆除、景観対策としての展望地の再整備、登山道の補修、サンゴ礁保護のためのオニヒトデ等の駆除、山小屋のし尿処理施設整備に係る補助制度の活用等により、国立公園等の保全管理の充実を着実に推進した。

○広範な関係者の参画による魅力的な国立公園づくりを進めるため、国、地方公共団体、地域住民、専門家、企業、NGOなどの公園の管理運営を担う関係者が円滑に協働できる体制・手法について検討し、尾瀬、白山等6つの国立公園で管理運営体制の再構築に向けたモデル的取組を実施した。

○地域と共存し、地域との協働により保全を図る日本の地域制自然公園制度の特徴をさらに発展させるとともに、アジア等諸外国に発信するため、外国語版のパンフレットを作成した。

○海域については、「国立・国定公園海域保全方策検討調査業務」を実施し、自然公園法改正に向けた海域の国立・国定公園の保全及び利用上の課題等を整理し、国立公園として保全すべき海域について検討した。

○「海洋生物多様性情報整備及び保全戦略策定業務」を実施し、我が国の海洋生物多様性の情報の収集や海洋の生物多様性保全のあり方について検討した。

○世界自然遺産について、「知床」では世界遺産委員会からの勧告を踏まえた管理計画の見直しを実施し、「屋久島」では順応的な管理の推進のための科学委員会を立ち上げるなど、管理充実を図った。また、平成22年1月にユネスコ世界遺産センターに対して小笠原諸島の世界自然遺産への推薦書を提出した。

○里地里山については、これまで実施してきた里地里山保全再生モデル事業の成果により、地域特性に応じた、保全再生のための実践とそのノウハウの蓄積に加え、専門家、団体等のネットワークの形成が図られた。

○自然再生事業は、計画段階から専門家、地域住民等の参画を得て実施しており、地域の自然特性に応じた細やかな取組を関係者の合意を得つつ推進することが可能となっており、自然再生事業実施区域は、自然環境学習の場として、将来にわたって市民等に活用されることが期待される。

○自然再生推進法の運用を推進することにより、平成21年度末現在、全国で同法に基づく自然再生協議会が計22箇所（21年度単年度に2箇所）設立されている。また、同法に基づく自然再生全体構想が22箇所策定され、自然再生事業実施計画が20件（21年度単年度に3件）主務大臣に送付されている。

（反映の方向性）

【基盤的施策の実施及び国際的取組】

○生物多様性国家戦略2010に示された各種施策を推進する。
平成20年度からの継続的な取組として、生態系総合監視システムの構築、海洋生物多様性情報の収集整備、我が国の生物多様性の総合評価、国民への普及啓発、多様な主体の参画促進、アジア太平洋地域における生物多様性情報の整備・共有に係る事業を推進する。あわせて、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を一層推進させるため、必要な定員を要求する。

○COP10の開催とその成功に向け、国際的なリーダーシップを発揮しつつ積極的な貢献を行うべく、アジア各国をはじめ各締約国、関係省庁や地元（愛知県、名古屋市）との連携の強化や、多様な主体に対する参画の呼びかけ等の取組を進めるとともに、COP10の結果を踏まえた国際的取組を、生物多様性日本基金（仮称）も活用しつつ強化する。

【自然環境の保全・再生】

○国立公園等において、生物多様性保全の観点からの保護施策を強化するとともに、生態系ネットワーク形成を推進する。また、国立・国定公園等の指定地域を総点検し、全国的な指定の見直し・再配置を進める。あわせて、国立・国定公園の選定基準、調査指針等を見直しを行う。

○世界自然遺産地域に関する調査及び適切な保全・管理を実施するとともに、新たな世界自然遺産への推薦及び登録を目指した取組を進めることとし、関係省庁との連携や自然環境データの蓄積を一層強化する。

○自然再生に関する国民への普及啓発活動を推進するとともに、地域住民やNPO等に対する支援を進める。

○多様な主体による里地里山の持続的な利用・管理に必要な方策を検討する。また、世界での自然共生社会の実現のため、二次的自然地域における自然資源の持続可能な利用と管理の推進のための取組として「SATOYAMAイニシアティブ」を世界に提案し、推進する。

○地域と共存し、地域との協働により保全を図る日本の地域制自然公園制度の特徴をさらに発展させるとともに、アジア等諸外国に発信していく。
○自然公園法の改正を踏まえ、国立公園等の生物多様性保全や海域における風景等の保護と利用を適正に進めるほか、生物多様性保全上重要な価値を有する奄美地域について、国立公園の指定を視野に入れた取組を進める。

【野生生物の保護管理】

○レッドリストの見直し結果を踏まえ、特に保護の優先度が高い種について詳細な調査を行った上で、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種への指定を含む適切な対応を行う。

○トキの野生復帰に向けた放鳥の継続、ヤンバルクイナの生息域外保全の開始など、保護増殖事業の着実な推進を図る。

○鳥獣保護法等に基づく具体的施策を展開するとともに、野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況のモニタリング調査を継続するとともに、野生鳥獣の保護管理を強化し、より科学的・計画的な保護管理を推進する。

○ラムサール条約湿地の保全等に係る普及啓発を推進するとともに、渡り鳥等の保護に係る国際的な枠組みの活用を進める。

○遺伝子組換え生物に関する最新の知見を収集するとともに、これら知見を反映した遺伝子組換え生物の生物多様性影響評価を推進する。

○特定外来生物の国内での定着防止の実施に必要な輸入・飼養等の規制及び防除事業の実施を進める。

【動物の愛護及び管理】

○動物の愛護、適正飼養に関する一層の普及啓発を図るほか、都道府県等の動物愛護管理担当職員の知識、技能の向上を図るため講習会を実施する。

○再飼養支援データベース・ネットワークシステムの参加自治体数の増加（前年度比10増加の70自治体）、システムのより一層の充実（相互リンクの充実等）を図るとともに動物適正譲渡講習会を開催する。

○マイクロチップを始めとする個体識別措置の一層の推進を図る。

○ホームページや各種パンフレット等の活用により、動物愛護管理法等について国民への一層の周知、普及啓発を図る。

○動物愛護管理法の施行状況に関する各種調査を行い、中央環境審議会動物愛護部会の下に設置した動物愛護管理のあり方検討小委員会を開催し、課題の解決に向けた所要の措置について検討を行う。

- ペットフードの安全性に関する知見の収集及び更なる基準・規格の検討を行う。
- 犬ねこ以外の動物のペットフードに関する課題や適切な飼養方法に関する情報を収集する。

【自然とのふれあいの推進】

- パークボランティアなどの人材の育成・確保を図るとともに、自然体験の機会や情報を積極的に提供する。
- エコツーリズム推進法及びエコツーリズム推進基本方針を踏まえたエコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、グリーンツーリズムとの連携などエコツーリズムによる地域活性化支援、エコツーリズムによる資源利用の適正化、エコツーリズムの実態調査・解析事業等を総合的に実施する。
- 誰もが安全・安心に自然の魅力を享受できるよう、利用による自然環境への影響を最小限にしつつ、公園施設のユニバーサルデザイン化や老朽化施設等の再整備を推進する。
- 温泉法の改正内容等の適正な運用を図るための各種施策を推進する。
- 温泉の持続的かつ適正な利用を図るため、禁忌症及び適応症に関する検討調査や大深度掘削泉からの揚湯による温泉資源、周辺地盤等への影響調査など中央環境審議会答申において指摘された事項に対応していくための検討調査を継続実施する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				○年度	○年度	○年度		
				●	●	●		
	別紙のとおり							
				●	●	●		
				●	●	●		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

達成目標【基盤的施策の実施及び国際的取組】

指標名	基準値 (年度)	H19年度	H20年度	H21年度	目標値 (年度)
	(参考指標) 全国の1/2.5万地形 図面数に対する植生図整備図面 数の割合〔図面数/図面数〕	H19年度	1683/4342	1909/4342	2158/4342

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

- 第二次生物多様性国家戦略及び第三次生物多様性国家戦略

達成目標【自然環境の保全・再生】

指標名	基準値 (年度)	H19年度	H20年度	H21年度	目標値 (年度)
	①(間接指標) 国立公園計画の点検実 施済地域数〔地域〕	—	34	29	調査中
②(間接指標) 自然再生推進法に基づ	—	19	20	22	増加傾向を維持
③(間接指標) 環境省の自然再生事業 実施地区数〔地区〕	—	19	19	19	

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

- ①国立公園の57地域すべてにおいて概ね5年ごとに実施する必要がある。

達成目標【野生生物の保護管理】

指標名	基準値 (年度)	H19年度	H20年度	H21年度	目標値 (年度)
①(参考指標) 脊椎動物分類群に おける評価対象種(レッドリスト作成	—	330 /約1450	330 /約1450	330 /約1450	—
②(参考指標) 昆虫分類群におけ る評価対象種に対する絶滅のおそ	—	239 /約30000	239 /約30000	239 /約30000	—
③(参考指標) 維管束植物分類群 における評価対象種に対する絶滅	—	1690 /約7000	1690 /約7000	1690 /約7000	—
④(参考指標) 保護増殖事業計画	—	38	47	47	—
⑤(参考指標) 国指定鳥獣保護区 指定箇所数〔箇所〕	60 (H16年度)	66	69	73	88 (H23年度)
⑥(参考指標) 特定外来生物指定	—	96	96	97	—

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

- ⑤全国的又は国際的な見地から鳥獣の保護上重要な地域を指定計画に掲げたもの

達成目標【動物の愛護及び管理】

指標名	基準値 (年度)	H19年度	H20年度	H21年度	目標値 (年度)
(間接) 都道府県等による犬ねこの 引取り数〔頭〕	—	336,349	315,107	集計中	減少傾向の維持

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

- 動物の愛護及び管理に関する法律

達成目標【自然とのふれあいの推進】

指標名	基準値 (年度)	H19年度	H20年度	H21年度	目標値 (年度)
エコツアー総覧の年間アクセス件 数〔件〕	—	871,229	1,282,362	1,115,883	21年度末時点で 17年度比50%増

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	化学物質対策の推進		評価方式	総合(実績)事業	番号	⑥
	20年度	21年度				
歳出予算額（千円）						
（ 当 初 ）	2,517,602	2,401,826		2,255,227		6,920,887
（ 補 正 後 ）	3,430,659	3,168,652				
前年度繰越額（千円）	378,598	971,325				
予備費使用額（千円）	36,640	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	3,845,897	4,139,977				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	2,461,386	2,647,626				
翌年度繰越額（千円）	971,325	662,418				
不用額（千円）	413,186	829,933				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	個別表②参照					
政策評価結果を受けて改善すべき点	<ul style="list-style-type: none"> ・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費」については、増大する化学物質審査業務に対応するため概算要求額は増えたが、行政事業レビューでの指摘のとおり試験法、毒性評価法等調査を整理統合したうえ、その他の事業についても概算要求額を減額。 ・「ダイオキシン類総合調査費」については、行政事業レビュー結果を踏まえ、「人への蓄積量調査」「人へのばく露量実態調査」「バイオモニタリングフィージビリティ調査」に係る予算を見直し、「ばく露のハイリスク群特定・モニタリング調査」「リスク評価に係る国際動向」の2本に整理することで、概算要求額の削減を行った。 ・「POPs（残留性有機汚染物質）条約対応関係事業」については、調査頻度等の見直しを行い、効率的かつ効果的な調査を行うことにより、概算要求額を減額。 ・「PRT制度運用・データ活用事業」については、運用の定常化に伴い不要となった事業については規模を縮小し、概算要求額を減額。 ・「化学物質環境安全社会推進費」については、行政事業レビュー結果を踏まえ、廃止。 ・「化学物質国際対応事業費」については、国際動向対応業務等について効率的に実施することにより経費を節減し、概算要求額を減額。 					
評価結果の予算要求等への反映状況	—					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	化学物質対策の推進					番号	⑥			政策評価結果等 による見直し額
	予 算 科 目							22年度 当初予算額	23年度 要求額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項					
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	環境本省	化学物質対策推進費	化学物質対策の推進に必要な経費	2,255,227	6,920,887	△ 164,878	
	小計						2,255,227	6,920,887	△ 164,878	
対応表に おいて◆ となっているもの										
	小計									
対応表に おいて○ となっているもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
小計										
対応表に おいて◇ となっているもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
小計										
合計						2,255,227	6,920,887	△ 164,878		

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	化学物質対策の推進				番号	⑥			
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 （B）	うち執行状況 の反映による 見直し額 （C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減				
POPs（残留性有機汚染物質）条約総合推進費	A	1	219,850	202,800	▲ 17,050	▲ 17,050	▲ 17,050	調査頻度等の見直しを行い、効率的かつ効果的な調査を行うことにより、概算要求額を減額。	
化学物質複合影響評価等調査費	A	1	20,894	20,894		△ 559	△ 559	これまでの調査研究の成果をもとに、情報収集の対象とする論文等を絞り込むことにより、概算要求額を減額。	
PRTTR制度運用・データ活用事業	A	1	186,454	161,189	▲ 25,265	▲ 25,265	▲ 25,265	運用の定常化に伴い不要となった事業については規模を縮小し、概算要求額を減額。	
化学物質環境安全社会推進費	A	1	49,844		▲ 49,844	▲ 49,844	▲ 49,844	行政事業レビュー結果を踏まえ、廃止	
ダイオキシン類総合調査費	A	1	93,712	57,873	▲ 35,839	△ 35,839	△ 35,839	調査対象を重点化し、効率化を図ることにより、事業規模を縮減し、概算要求額を減額。	
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費	A	1	430,345	522,522	92,177	▲ 17,527	▲ 17,527	増大する化学物質審査業務に対応するため概算要求額は増えたが、行政事業レビューでの指摘のとおり試験法、毒性評価法等調査を整理統合したうえ、その他の事業についても概算要求額を減額。	
化学物質国際対応政策強化事業費	A	1	86,038	45,179	▲ 40,859	▲ 1,193	▲ 1,193	国際動向対応業務等について効率的に実施することにより経費を節減し、概算要求額を減額。	
化学物質の環境リスク初期評価関推進費	A	1	150,634	133,033	▲ 17,601	△ 17,601	△ 17,601	各分野のリスク初期評価を統合すること等により、概算要求額を減額。	
合計			1,237,771	1,143,490	▲ 94,281	△ 164,878	△ 164,878		

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

担当部局名:環境保健部
 担当者(連絡先):

評価実施時期:平成22年 9月

<p>政策名</p>	<p>化学物質対策の推進</p>	<p>番号</p>	<p>⑥</p>
<p>政策の概要</p>	<p>化学物質による環境リスクを評価するとともに、リスクコミュニケーションを通じて社会的な合意形成を図りながら、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。</p>		
<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 【環境リスクの評価】 ○平成21年度については、47種の化学物質の一般環境中における残留実態を把握し、各種化学物質に係る施策に活用された。 ○平成21年度については、環境リスク初期評価のための基礎情報の収集・検討作業を推進し、23物質の環境リスク等初期評価結果を取りまとめ、公表した。 ○製品中の有害化学物質モニタリングについては、1物質について、当該物質を含有する蓋然性が高い製品のうちの約100種について分析を行った。 ○「子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)」については、平成22年度より開始される本格実施に向け、平成21年度においては、パイロット調査の実施や、データや生体試料を保存するための施設整備を行った。</p> <p>【環境リスクの管理】 ○WSSD(持続可能な開発に関する世界サミット)2020年目標の達成に向けて、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)の改正法が第171回通常国会で成立し、平成21年5月に公布されたことを受け、すべての化学物質に対するスクリーニング評価及びリスク評価手法を検討した。 ○化審法に基づく新規化学物質の厳正な審査を行うとともに、既存化学物質の点検等を着実に実施し、累計して150物質について既存点検を行った。Japanチャレンジプログラムについては、平成22年3月末時点でスポンサー登録された物質数は101物質(そのうち5物質は優先情報収集対象物質リスト外)であり、スポンサーを募集した物質の約8割に達した。スポンサーからの安全性情報収集計画書の提出は55物質(草案を含む)、安全性情報収集報告書の提出は26物質(草案を含む)であった。また、化学物質の安全性情報の発信基盤として、平成20年5月に公開した化審法データベース(通称:J-CHECK)の掲載内容の更なる充実を図った。 ○残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)第4回締約国会議において新たに廃絶・制限の対象物質とすることが決定されたペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)等12物質について、当該条約の国内担保法である化審法において第一種特定化学物質に追加するなど、製造・輸入の規制のために必要な措置を講じた。 ○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)については、平成22年2月にPRTRデータの第3回集計・公表を行うとともに、その結果等をホームページ上に掲載した。平成20年11月の化管法対象物質の見直し及び第一種指定化学物質等取扱事業者になり得る業種への医療業の追加を内容とする化管法施行令の一部改正について、関係資料の配付等や、事業者・地方公共団体への周知等を行った。また、個別事業所ごとのPRTRデータの公表を受け、PRTRデータの利用促進方策について検討を行った。 ○ダイオキシン類の一日摂取量は耐容一日摂取量4pg-TEQ/kg/日を下回っており、目標を達成した。</p> <p>【リスクコミュニケーションの推進】 ○化学物質ファクトシートや化学物質時事解説シートの作成等の情報の整備、化学物質アドバイザーの派遣による対話の推進、化学物質と環境円卓会議の開催等を着実に進めている。</p> <p>【国際協調による取組】 ○UNEP及びOECD化学品プログラムにおいて、議長等の中核メンバーとして積極的に対応した。 ○UNEPにおける水銀廃棄物管理に関するパートナーシップにおいて、BAT(利用可能な最良の技術)/BEP(環境のための最良の慣行)に関するガイダンス文書の策定を主導したほか、水銀等有害金属の高精度環境監視を実施するなど、国際的な有害金属対策に貢献した。 ○POPs条約については、条約の有効性評価に資するため、東アジア地域におけるPOPsモニタリングを推進する目的で東アジアPOPsモニタリングワークショップを開催している。平成21年5月に開催された条約締約国会議に条約の有効性評価の為にデータとして国内及び東アジアにおけるPOPsモニタリングの結果を提出した。 ○第3回日中韓化学物質政策ダイアログ及び第3回日中韓GHS専門家会合を始めとした日中韓三カ国間での化学物質管理に関する情報交換等を実施した。</p> <p>【国内における毒ガス弾等対策】 ○茨城県神栖市の事案について、有機ヒ素化合物による地下水汚染源周辺地域において高濃度汚染対策を実施し、21年4月から平成22年2月までに総ヒ素量として107.18kgを地下水から回収し、その結果、周辺地下水のモニタリングによって有機ヒ素濃度が低下傾向にあることが認められた。 ○茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業や、ラットを用いたジフェニルアルシン酸等の長期毒性試験の実施、診療記録の収集など、神栖市においてジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる者を対象として、治療を促す措置を進めるとともに、症候や病態の解明のための調査研究が進められた。 ○民有地から旧軍毒ガス弾の可能性のある砲弾が発見された千葉県千葉市の事案については、平成20年度及び平成21年度に実施した物理探査等調査の結果を踏まえ、掘削確認調査を実施し、旧軍毒ガス弾の可能性が高いと判断される90mm迫撃砲弾171発、通常弾46発を安全に回収し、被害等の未然防止が図られた。また、愛知県田原市において、旧軍毒ガス弾の可能性のある砲弾が発見されたことを受け、当該砲弾を安全に一時保管し、被害の未然防止が図られた。 ○千葉県習志野市において、土地変更に係る環境調査等を実施したところ、旧軍の有毒発煙筒の可能性のある筒状の物体61個が発見され、これを回収し、環境汚染の未然防止が図られた。</p> <p>(必要性) 【環境リスクの評価】 ○一般環境中での化学物質の残留実態把握は、環境省内の化学物質関連施策担当部局においてそれぞれの施策の策定に活用するため、必要とされている。平成21年度は、目標値220物質を達成した。 ○環境リスク初期評価(多数の化学物質の中から相対的に環境リスクが高そうな物質をスクリーニングするための初期評価)は、その結果が環境省内関係部署におけるより詳細なリスク評価等の検討などのための重要な科学的知見として行政施策に活用されており、着実に進めていく必要がある。今後も、PRTRデータやシミュレーションモデルなども活用しながら、ばく露データ、毒性データの充実を図り、リスク評価手法を改善しつつ初期評価を実施するとともに、過去にリスク初期評価を実施した物質のうち、当時、当面の作業を要しないとされた物質についても、当該物質の生産量や使用状況を踏まえ、再評価を進めていく必要がある。 ○環境リスク初期評価の結果について、国民にわかりやすい形で提示し、理解を促す必要がある。 ○生態リスク評価の対象生物を拡大について調査検討を行い、生物の保全に資する必要がある。 ○経済・産業活動のグローバル化に伴い、製品に含まれる形で有害化学物質が我が国へ流入することへの懸念が増大しており、製品中の有害化学物質の含有実態を明らかにする必要がある。</p>			

○エコチル調査では、現在日本の子どもに起こっている心身の異常の増加に関して大規模・長期の疫学調査により原因究明を行う。特に環境中の化学物質が子どもの健康に与える影響を明らかにし、適切なリスク管理体制の構築に繋げる。

【環境リスクの管理】

○WSSD2020年目標の達成に向け、改正化審法の円滑かつ適正な施行のため、すべての化学物質に対するスクリーニング評価及びリスク評価を行う必要がある。
 ○化学物質には何らかの有害性を示すものも少なくなく、その取扱いや管理の方法によっては人の健康や環境に悪影響をもたらす可能性があることから、化学物質の適切な審査及び規制を行う必要がある。また、既存化学物質については、平成15年の化審法改正時の附帯決議に基づき、産業界と国が連携し、安全性情報の収集を加速し、広く国民に情報発信を行う必要がある。
 ○POPs条約において新たに廃絶・制限の対象物質となったPFOS又はその塩等12物質について、当該条約の国内担保法である化審法において、厳格な管理措置を講じる必要がある。
 ○事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、化学物質による環境保全上の支障を未然に防止するため、化管法に基づきPRTR制度の円滑な運用並びにPRTRデータの精度向上及び活用が必要である。
 ○ダイオキシン法に基づき、国は、各種基準の設定、特定施設の設定、削減計画の策定など基本的かつ総合的な施策の策定・実施及び各種調査研究・技術開発の推進を行い、自治体は常時監視などを行うことでダイオキシン類による環境の汚染の防止、除去等を図る必要がある。

【リスクコミュニケーションの推進】

○現代社会においては、化学物質による環境汚染問題に対する国民の関心や不安が生じており、また、行政、事業者及び国民の環境リスクに対する理解の相違等に起因する問題もしばしば生じていることから、化学物質に対する不安の解消、社会全体による環境リスク削減の取組を進めるため、
 ・分かりやすい資料の作成・提供等の「情報」の整備
 ・「対話の推進」に資する人材育成等
 ・市民、行政、産業界が情報の共有と相互理解を深める「場の提供」を通じて、リスクコミュニケーションを推進する必要がある。

【国際協調による取組】

○地球規模での化学物質に関する取組としてSAICMがあり、各国国内における実施及び途上国における実施支援が求められている。また、北東アジア、北米といった地域規模での取組も重要であり、政策協調が必要とされている。このような状況の中、我が国としては、国際的なプロジェクトに対し、積極的に貢献していく必要がある。
 ○UNEPにおいては、地球規模での有害金属による汚染の防止に関する対策が検討されており、これらの動向に対応するため、環境モニタリング等の調査研究を進める必要がある。特に水銀に関しては、水銀管理に関する条約を制定すること、及びそのための政府間交渉委員会を設置して2010年に交渉を開始し、2013年までのとりまとめを目指すことが合意されており、関連する交渉に貢献するとともに、我が国としての対応を検討する必要がある。
 ○POPs条約に対しては、新しい物質の条約対象物質への追加等に係る国際的な議論に、我が国として参加・貢献する必要がある。
 ○国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約（PIC条約）に対しては、新規対象物質の追加等への対応を行う必要がある。
 ○GHSに対しては、国が分類を実施するとともに、その結果を公表し、化学品の分類及び表示の国際的な調和に貢献する必要がある。
 ○OECD関係会合に対しては、化学品の試験評価方法の国際調和、試験評価作業の国際的分担、化学品の評価・管理に関する意志決定ツールの提供などが進められており、我が国としてもこれらの活動に貢献する必要がある。
 ○平成18年12月に開催された第8回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）において、化学物質管理に関する三カ国間の情報交換を進めることが合意されており、これを着実に進めるための政策対話の機会を設けるとともに、北東アジア地域における適正な化学物質管理の推進、三カ国間の制度調和も視野に入れた更なる連携方策を検討することが必要。

【国内における毒ガス弾等対策】

○茨城県神栖市の事案については、平成15年3月に飲用井戸水から有機ヒ素化合物が検出されたことから、当該物質に起因する健康影響に係る緊急措置及び周辺地域の地下水モニタリングを実施するとともに、依然として地下水から高濃度の有機ヒ素化合物が検出されている汚染源周辺地域については、汚染の拡大防止及び健康被害の未然防止の観点から高濃度汚染対策を実施する必要がある。
 ○茨城県神栖市において、有機ヒ素化合物に起因すると考えられる健康影響が確認されていることから、地域住民の健康影響と健康不安への対応として、症候や病態の解明のための調査研究を進める必要がある。また、緊急措置事業における医療手帳交付者のうち、15歳以下の者に対して、医療・発達・教育・福祉等の多角的な観点から、一人一人の成長過程に応じた支援を行う必要がある。
 ○千葉県千葉市の事案については、旧軍毒ガス弾の可能性が高いと判断される90mm迫撃砲弾171発が回収されたことから、引き続き当該砲弾を安全に一時保管するとともに、安全・確実な技術に基づき、適切な無害化処理に向けた取組を実施する必要がある。また、本事案に関しては、今後も、旧軍毒ガス弾等による被害の未然防止の観点から、所要の取組を実施する必要がある。
 ○平成15年に実施したフォローアップ調査で、A事案に該当する区域における土地改変に際しては、旧軍毒ガス弾による被害の未然防止を図るため、土地所有者からの要望を踏まえ、所要の環境調査等を実施する必要がある。

（効率性）

【環境リスクの評価】

○環境省内化学物質関連施策担当部局から調査の要望があった物質について、行政需要に適切に対応するとともに、効率的・効果的に調査を実施するため、物質特性による同時分析の可能性などを十分に検討した上で、調査対象物質を決定し、調査を行っている。
 ○環境リスク初期評価は、規制導入などの行政施策の前段階としてのスクリーニング評価として、評価対象物質の選定にあたり、省内関係部局からの要望調査を行い、これをとりまとめて実施することで、省内でのリスク評価の効率的な実施に資している。また評価の実施にあたって、民間事業者の活用とその選定の際の競争入札や公募方式の活用、関係部局の協力による効率的な必要データ収集等により、効率的な実施を図っている。
 ○製品モニタリングの対象物質・製品については、製品中の有害化学物質に関する国内外の状況等を調査した上で、専門家の意見を踏まえて優先的に取り組むべきものを選定することで、より高いリスクを持つ製品についてのモニタリングを行えるようにしている。また業者選定にあたっては競争入札を行うことで、費用対効果に優れたモニタリングを実施している。
 ○エコチル調査は平成22年度より、必要最低限の規模で立ち上げることとしており、厚労省・文科省にも異なる観点からの競争的資金枠の設定につき検討を依頼している。諸外国の先行調査との連携による効率化・相互補完に加え、調査の進展・分析技術の進化・官民連携の進捗を都度取り入れることを想定しており、実際の調達に当たっては競争入札による効率的な実施を図る。

【環境リスクの管理】

○化審法に基づく施策のうち、新規化学物質については、法に基づき製造・輸入事業者により毒性試験等が行われ、その結果を用いて審査を行っている。他方、既存化学物質については、化審法共管3省（経済産業省・厚生労働省・環境省）で分担し、競争入札を活用した毒性試験を実施することで効率的な安全性点検を行うとともに、Japanチャレンジプログラムによる産業界との連携も図ることで、民間からも毒性試験結果が提出されるよう取り組み、効率化を図ってきた。
 ○平成21年5月公布の改正化審法では、既存化学物質も含めたすべての化学物質を対象とした包括的な管理体制の構築が図られることとなっている。この化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価手法の検討業務については、業者選定にあたって競争入札を行うことで、費用対効果に優れた検討を実施している。
 ○PRTR制度に基づく取組については、約4万事業所からの届出データ等関連する膨大なデータを、インターネットや外部請負等を活用し、外部の専門家からなる検討の場も最大限活用しながら、共管省庁と緊密な連携を図りつつ効率的に集計・公表した。また、外部の請負業者の選定に当たっては、原則として競争入札を実施し、事業の效果的・効率的な執行に努めている。
 ○ダイオキシン類の一口摂取量の算出に当たっては、厚生労働省・環境省で実施している各種理化学的結果を活用して推計して

果の概要と達成すべ
き目標等

ダイオキシン類の一日摂取量の算出に用いたのは、厚生労働省、環境省が実施している各種調査の採集データを使用し、推計し、既存のデータを使用することから効率的である。平成21年度からは、モニタリング調査と同一契約内で執行する工夫をし、またモニタリングの対象サンプル数を削減した。

【リスクコミュニケーションの推進】

○PRTRや化学物質環境実態調査等に係るホームページや一般向け解説資料の作成等、個別課題に関するリスクコミュニケーションを実施しており、参加者・利用者の声を反映しつつ効率的に運用を図っている。また、事業の推進にあたっては、民間事業者を活用するとともに、業者選定にあたっては、競争入札を実施し、事業の効果的・効率的な執行に努めている。

【国際協調による取組】

○SAICMやGHS及び有害金属対策については関係省庁連絡会議を開催し、関係各省と情報共有を図り、調整しつつ作業を行った。また、POPs条約・PIC条約・OECDへの対応や日中韓間の情報交換等についても、作業の分担など関係各省と連携をはかり、効果的に対応した。事業の推進にあたっては、民間事業者を活用するとともに、業者選定にあたっては、競争入札を実施し、事業の効果的・効率的な執行に努めている。
○第3回日中韓における化学物質管理に関する政策ダイアログおよび第3回日中韓三カ国GHS専門家会合、さらに日中韓の化学物質管理政策及び日韓のREACHへの対応戦略に関するセミナーのいずれも同時期に開催することで、個別に会議を開催する際に発生する重複費用を削減した。

(有効性)

【環境リスクの評価】

○化学物質環境実態調査結果は、調査を要望した環境省内化学物質関連施策担当部局において、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)の対象物質選定や有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質などの選定、化審法における特定物質指定などの基礎資料として、種々の施策の策定に活用されている。
○環境リスク初期評価の成果は環境リスク管理に向けた重要な科学的知見として、詳細な評価の候補物質とされた物質の環境省内関係部署におけるより詳細な評価等の検討などに活用され、環境経路による化学物質による影響の未然防止に資している。
○製品中の有害化学物質の含有実態を明らかにし、必要に応じ規制的手法や製造等事業者の自主的取組による対応を講じることにより、有害化学物質を含む可能性のある製品による環境リスクの低減に資する。
○エコチル調査を実施することで、子どもの発育に影響を与える化学物質等の環境要因が明らかになり、子どもの健康を守るためのリスク管理体制を通じて次世代育成に係る健やかな環境の実現を図ることができる。

【環境リスクの管理】

○既存化学物質等の生態毒性試験については、平成21年度には16物質について新たに生態毒性試験を実施し、平成16年度から6年間で計150物質について安全性の点検を行った。また、平成17年6月に開始した「官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム(通称:Japanチャレンジプログラム)に基づきスポンサー登録が行われ、事業者による安全性情報の収集等の取組が進捗しており、平成22年3月までのスポンサー登録数は、101物質(そのうち5物質は優先情報収集対象物質リスト外)となり、スポンサー登録が必要な物質の約8割に達した。スポンサーからの安全性情報収集計画書の提出は55物質(草案を含む)、安全性情報収集報告書の提出は26物質(草案を含む)であった。
○平成21年5月に成立した改正化審法下におけるスクリーニング評価及びリスク評価手法については、関係省庁と連携しながら、検討を開始した。
○PFOS又はその塩等新たにPOPs条約の廃絶又は制限すべき化学物質の対象となった12物質については、平成21年10月に化審法施行令の改正を行い、第1種特定化学物質に指定するなど必要な規制措置を講じることで、POPs条約の国内担保を図った。
○平成22年2月にPRTRデータの第8回の集計等及び公表を行うとともに、その結果等を容易にかつ分かりやすく活用できるよう、環境省のホームページ上に表やグラフを用いてデータを掲載し、また、「PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック」を作成し、その普及を図った。
○平成20年度のダイオキシン類の一日摂取量0.937pg-TEQ/kg/日は耐容一日摂取量を下回っており、総じて、ダイオキシン類対策は有効であったと考えられ、目標の達成はおおむね良好である。

【リスクコミュニケーションの推進】

○化学物質ファクトシートについては、化学物質の物性、毒性、用途、PRTR排出量、規制等について簡潔にまとめられ、かつ、環境省及び専門家の確認を得た信頼性、客観性の高い情報として、事業者・一般市民・地方公共団体等幅広い者に利用され、高い評価を得ている。
○円卓会議については、60~100名程度の参加者(傍聴者)がある。アンケート等では市民・産業・行政が自由な立場で意見交換をする場として高い評価を得ている。また、平成17年度からは地方開催を行っており、平成21年度は、より多くの国民へ参加の機会を提供するため大阪で開催した。
○その他、化学物質の環境リスクについて中立的かつ客観的な情報提供を行う「化学物質アドバイザー」の講習・登録・派遣を試行的に行うパイロット事業等を実施している。平成21年度は化学物質アドバイザーの派遣を合計41回派遣実施しており、利用者からも高い評価を得ている。
○化学物質ファクトシート等の成果物や円卓会議等の成果・記録は、ホームページや記事に掲載され、広く利用に供されている。

【国際協調による取組】

○化学物質の適正な管理においては、有害性等の評価基準を国際的に整合させること、安全性の点検作業を国際的に分担すること、地球規模での汚染が問題となる物質に各国協力して対処すること等の側面から、国際協調の下で対策を進めることが極めて有効である。こうした面からの取組の現状は以下のとおり。
○SAICMの進捗状況等についての検討や今後の新規の課題等について議論するために開催された第2回国際化学物質管理会議において、国際的には、アジア・太平洋地域代表として副議長を務めるなど、SAICMの実施に係る議論に積極的に貢献した。また、アジア・太平洋地域の二カ国(タイ及びブータン)におけるSAICM実施の支援を行った。
○国際的な水銀管理に関する条約の制定に向けた公開作業グループにおいて副議長を務めるなど、関連する議論に積極的に貢献した。また、水銀廃棄物管理に関するパートナーシップのリードとして、国内において会合を開催しBAT/BEPガイダンス文書等に関する議論を行った。
○POPs条約については、条約の第4回締約国会議に出席し条約への物質の追加等に関する議論に参加・貢献した。また、POP s検討委員会に提案された3物質の条約対象物質への追加について検討を行った。さらに、従来からの国内、東アジア地域におけるPOPsモニタリングを継続するとともに、東アジア地域におけるPOPsモニタリングの協力体制を構築していくための国際ワークショップを開催するなどして、条約の有効性評価に関する国際的な議論に対しても積極的な貢献を行っている。
○PIC条約については、締結(平成16年6月)後、有害化学物質の国際取引について、適正な管理・運用が行われている。
○GHSに対しては、99物質について過去の国による分類結果を見直すとともに、新たに266物質について分類を実施し、その結果を公表した。
○OECDについては、化学品合同会合をはじめ、各種化学物質関係会合に参加し、我が国の化学物質管理制度の紹介や意見交換を通じて、化学物質管理における国際連携を強化した。
○日中韓三カ国の情報交換については、第3回日中韓における化学物質管理に関する政策ダイアログを中国北京市において開催した。また、第3回日中韓三カ国GHS専門家会合を開催し、三カ国間におけるGLP制度の在り方やGHS分類の違いの原因等について情報交換をすることができ、期待通りの結果が得られた。

【国内における毒ガス弾等対策】

○茨城県神栖市の事案における高濃度汚染対策は、有機ヒ素に汚染された地下水の拡散を防止する効果があり、また、周辺地域において地下水モニタリングを実施することによって汚染状況を確実に把握することによって新たな健康影響の発生防止に資することができ、周辺住民の安心・安全に寄与するものである。
○A事案に該当する区域については、舗装等がなされていた土地の改変時(掘削を伴う施工工事等の実施時)における安全確保を目的とした土地改変指針を策定しており、これに基づき実施する所要の環境調査等では、旧軍の毒ガス兵器等を現に回収した事例があり、また、指針策定後旧軍毒ガス弾等による被害は出ていないことから、旧軍毒ガス弾等による被害の未然防止のため

に有効である。
 ○民有地から旧軍毒ガス弾の可能性のある砲弾が発見された千葉県千葉市の事案については、物理探査等調査の結果を踏まえ、検知点の掘削確認調査により、旧軍毒ガス弾の可能性のある砲弾や通常弾を安全に発掘・回収しており、被害の未然防止のために有効であった。
 ○神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業については、神栖市においてジフェニルアルシニン酸にばく露したと認められる者に対して、健康診査を行うとともに、医療費等を支給することにより、治療を促進した。
 ○毒ガス情報センターでは、ホームページやパンフレット等を通じて、旧軍毒ガス弾等に係る情報を発信するとともに、旧軍毒ガス弾等の発見情報への対応及びA事案区域内の土地改変に係る問い合わせへの対応や所要の環境調査を実施することで、センター設置後、旧軍毒ガス弾等による被害は出ておらず、また、A事案区域内の土地改変時の環境調査で旧軍の毒ガス兵器等を現に回収した事例があることから、旧軍毒ガス弾等による被害の未然防止に役割を果たしている。

(反映の方向性)

【環境リスクの評価】

○一般環境中における化学物質の実態調査を推進・強化していく。また、ナノ材料の人や生物へのリスク評価手法の調査検討を行う。
 ○環境リスク初期評価については、引き続きP R T Rデータやシミュレーションモデル等をも活用し、ばく露データ・毒性データの充実を図り、より確実性の高い環境リスク初期評価調査を実施していく。
 ○製品中の有害化学物質モニタリングを、対象物質、対象製品について優先順位付けすること等により、体系的に実施する。
 ○環境要因（特に化学物質）が子どもの発育に与える影響を明らかにするために、「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」等の小児環境保健に関する調査研究を推進する。

【環境リスクの管理】

○化審法については、改正法に基づき、WSSD2020年目標の達成に向けて、既存化学物質を含むすべての化学物質に対するスクリーニング、リスク評価について、効率的な手法を確立し、第3種監視化学物質に対して開始する。
 ○PRTRデータの多面的な利用を推進する。
 ○国際潮流を踏まえた化審法・化管法の見直しの方向性を踏まえ、円滑な施行に向けた対応が必要。また、化学物質環境実態調査の対象物質を見直すとともに、関係各主体の連携を強化し、協働を推進していく。
 ○POPs条約の対象物質に追加されたPFOS又はその塩については、限定的使用の際に遵守すべき技術上の基準を策定し、その周知徹底を図る。

【リスクコミュニケーションの推進】

○地域や事業者のニーズ等を踏まえたリスクコミュニケーションの推進方策を検討し、実施していく。
 ○地方公共団体がリスクコミュニケーションを推進するうえで参考となるマニュアルである「自治体のための化学物質に関するリスクコミュニケーションマニュアル」を改訂する。
 ○ファシリテーターの確保に向けた取組を進める。
 ○引き続き化学物質と環境円卓会議を開催する等、より一層のリスクコミュニケーションの普及を図る。また、「リスクコミュニケーションの場」として求められる役割の検討を行う。

【国際協調による取組】

○SAICMについて国内実施計画を策定し、アジア太平洋地域でのリーダーシップを発揮する。
 ○2010年6月から開始される国際的な水銀の管理に関する条約の制定に向けた交渉において、第2回政府間交渉委員会の国内開催やアジア太平洋地域のコーディネーターの役割を通して、関連する議論を主導するとともに、我が国としての対応の検討を行う。
 ○廃棄物分野における水銀パートナーシップのリードを務める等、水銀管理に関する国際的取組の推進に貢献する。
 ○中国・韓国等諸外国との政策対話を引き続き進める。

【国内における毒ガス弾等対策】

○神栖市における緊急措置事業（小児支援体制整備事業を含む。）を引き続き実施するほか、高濃度汚染対策を引き続き実施する。
 ○神栖市及び平塚市における地下水モニタリングについて、21年度に追加したモニタリング孔を含め、着実にモニタリングを実施する。
 ○寒川町、平塚市、習志野の事案について必要に応じ環境調査を実施する。
 ○千葉市の事案について、回収された化学弾の可能性がある砲弾の無害化処理実施に向け、施設設計等に着手する。
 ○ラットを用いたジフェニルアルシニン酸等の長期毒性試験を引き続き実施し、ジフェニルアルシニン酸等の慢性毒性の解明を図る。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方
				○年度	○年度	○年度		
				別紙のとおり				

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

達成目標【環境リスクの評価】

指標名	基準値	H19年度	H20年度	H21年度	目標値
	(年度)				
①化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数()は行政需要としての調査目標値[物質]	153 (H16年度)	330(330)	344(344)	220(220)	220 (H21年度) (※毎年度更新)
②環境リスク等初期評価実施物質数[物質]	57 (H16年度)	32	33	23	23 (H21年度) (※毎年度更新)

＜達成目標・指標の設定根拠・考え方＞

- ①化学物質環境実態調査推進検討会(平成17年4月22日)
- ①中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会(第12回)資料(平成19年3月23日)
- ②環境リスク等初期評価を年20物質程度年

達成目標【環境リスクの管理】

指標名	基準値	H19年度	H20年度	H21年度	目標値
	(年度)				
①既存化学物質及び既審査新規化学物質について、生態毒性試験を実施する数(累計)[物質]	38 (H16年度)	109	134	150	130 (H20年度)
②PRTR対象物質のうち、環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量[トン]	-	35,037	30,205	-	-

＜達成目標・指標の設定根拠・考え方＞

- ①化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(第156回国会)

達成目標【リスクコミュニケーションの推進】

指標名	基準値	H19年度	H20年度	H21年度	目標値
	(年度)				(年度)
①(間接)化学物質ファクトシートの作成(物質)等(累計)[物質]	-	259(※)	309(※)	343(※)	343 (H22年度)
②(間接)化学物質と環境円卓会議開催回数[回]	-	1	2	2	2

(※)作成済物質の情報更新

＜達成目標・指標の設定根拠・考え方＞

- ①特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

達成目標【国際協調による取組】、【国内における毒ガス弾等対策】

＜備考＞

- 目標が「国際連携・協力」や「毒ガス弾により被害対策の取り組み」等、目標の性格から定量的指標の設定が困難

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	環境保健対策の推進		評価方式	総合・ <u>実績</u> ・事業	番号	⑦
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	22,888,073	24,561,320	24,111,558	24,269,665		
（ 補 正 後 ）	22,352,446	24,158,802				
前年度繰越額（千円）	0	0				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	22,352,446 <0>	24,158,802 <0>				
支出済歳出額（千円）	20,963,102	21,149,896				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
不用額（千円）	1,389,344 <0>	3,008,906 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別表②参照					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	<ul style="list-style-type: none"> ・「公害健康被害補償基礎調査費」については、大気環境基礎調査委託業務を環境省の事務として行うことなどにより、概算要求額の減額を行った。 ・「イタイイタイ病及び慢性カドミウム中毒に関する総合的研究」については、研究内容を整理・統合することなどにより概算要求額の減額を行った。 ・「水俣病に関する総合的研究」については、行政事業レビューにおいて、研究内容を精査・重点化することにより概算要求額の減額を行った。 ・「石綿問題への緊急対応に必要な経費」については、文献調査、調査結果の医療関係者への還元事業等を整理統合・廃止すること等により、概算要求額の減額を行った。 					
評価結果の予算要求等 への反映状況	—					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	環境保健対策の推進					番号	⑦			政策評価結果等 による見直し額
	予 算 科 目							22年度 当初予算額	23年度 要求額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項					
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	環境本省	環境保健対策推進費	環境保健対策の推進に必要な経費	14,487,558	14,951,665	△ 70,891	
	A	2	一般	環境本省	自動車重量税財源公害健康被害補償費	自動車重量税財源公害健康被害補償に必要な経費	9,624,000	9,318,000		
	小計						24,111,558	24,269,665	△ 70,891	
対応表に おいて◆ となっているもの	小計									
対応表に おいて○ となっているもの	小計						<	>	<	>
	小計						<	>	<	>
	小計						<	>	<	>
	小計						<	>	<	>
対応表に おいて◇ となっているもの	小計						<	>	<	>
	小計						<	>	<	>
	小計						<	>	<	>
	小計						<	>	<	>
合計						24,111,558	24,269,665	△ 70,891		

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	環境保健対策の推進			番号	⑦				
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度当初予算額	23年度要求額	増減				
公害健康被害補償基礎調査費	A	1	12,416	11,702	△ 714	△ 714		△ 714	大気環境基礎調査委託業務を環境省の事務として行うことなどにより概算要求額の減額要求を行った。
イタイイタイ病及び慢性カドミウム中毒に関する総合的研究	A	1	41,784	37,606	△ 4,178	△ 4,178		△ 4,178	研究内容を整理・統合することなどにより概算要求額の減額を行った。
水俣病に関する総合的研究	A	1	56,198	50,578	△ 5,620	△ 5,620		△ 5,620	研究内容を精査・重点化することにより概算要求額を減額。
石綿問題への緊急対応に必要な経費	A	1	794,794	808,169	13,375	△ 60,379	△ 60,379	△ 60,379	文献調査、調査結果の医療関係者への還元事業等を整理統合・廃止すること等により、概算要求額を減額。
合計			905,192	908,055	2,863	△ 70,891	△ 60,379	△ 70,891	

政策評価調書（個別票②） （政策評価書要旨）

担当部局名:環境保健部
担当者(連絡先):

評価実施時期:平成22年 9月

<p>政策名</p>	<p>環境保健対策の推進</p>	<p>番号</p>	<p>⑦</p>
<p>政策の概要</p>	<p>公害による健康被害について、予防のための措置を講じ、被害の発生を未然に防止するとともに、被害者に対しては、汚染者負担の原則を踏まえつつ、迅速な救済・補償を図る。</p>		
<p>【評価結果の概要】</p> <p>（総合的評価）</p> <p>【公害健康被害対策（補償・予防）】</p> <p>○公害健康被害の補償等に関する法律（公健法）の被認定者への公正な補償給付、同法による健康被害予防事業の推進及び環境汚染による健康影響の継続的監視等により、被認定者への補償及び健康被害の予防に成果があった。</p> <p>【水俣病対策】</p> <p>○水俣病被害者救済特措法に基づき、救済措置の方針の策定を進めており、訴訟中の水俣病不知火患者会とは和解協議を行い、熊本地裁の出した所見を原告・被告双方が受け入れる等、水俣病問題の解決に向けて取り組んでいる。</p> <p>○医療手帳及び保健手帳の交付者に対する医療費等の支給、水俣病発生地域の環境福祉対策、水俣病の経験の国内外への発信を着実に進めている。</p> <p>【石綿健康被害救済対策】</p> <p>○石綿による健康被害の救済に関する法律（救済法）に基づき、平成21年度末までに5,892件（平成20年度末：4,552件）が認定されており、被害者の救済は着実に進んでいる。</p> <p>○「石綿の健康影響に関する検討会」において、石綿の健康リスク調査結果（6地域）を平成21年度初めに取りまとめ、その結果も踏まえ、今後の石綿健康被害救済関連施策や指定疾病の見直しのための検討材料とするため、一般環境経路による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査（7地域）、石綿健康被害救済制度に関する海外動向調査、被認定者に関する医学的所見等の解析調査、指定疾病見直しのための石綿関連疾患に関する事例等調査等を実施し、データや知見の集積を行った。</p> <p>○平成21年10月に「石綿による健康被害に係る医学的事項に関する検討会報告書」を取りまとめ公表した。</p> <p>○平成21年10月に「石綿健康被害救済制度の在り方について」中央環境審議会に諮問した。</p> <p>○平成22年3月に同審議会石綿健康被害救済小委員会において「石綿健康被害救済制度における指定疾病に関する考え方について」（案）が取りまとめられ意見募集（パブリックコメント）を行った。</p> <p>【環境保健に関する調査研究】</p> <p>○花粉総飛散量や花粉飛散終息時期の予測について、前年度の結果等を基に予測モデル精緻化を進めた。</p> <p>○黄砂の健康影響についての、情報収集及び疫学調査を実施した。</p> <p>○電磁界・熱中症・紫外線については環境保健に関するマニュアル等を提供することにより、広く一般国民への普及啓発を行った。</p> <p>（必要性）</p> <p>【公害健康被害対策（補償・予防）】</p> <p>○公害健康被害者に対する補償を確保し、また、公害経験による教訓を活かし、健康被害の予防を図っていくことは環境行政の重大な責務である。</p> <p>【水俣病対策】</p> <p>○平成16年の関西訴訟最高裁判決を機に、新たに水俣病問題をめぐって多くの方が救済を求めており、公健法に基づく判断条件を満たさないものの救済を必要とする方々を水俣病被害者として受け止め、その救済を図ることが必要である。</p> <p>○水俣病に関する迅速かつ着実な補償、救済のため、「公害健康被害の補償等に関する法律」（公健法）及び水俣病総合対策医療事業を円滑に実施することが必要である。</p> <p>○すべての水俣病被害者の方々が地域社会の中で安心して暮らせるようにするため、水俣病被害者に関連する医療と地域福祉を連携させた取組や地域の再生・融和（もやい直し）を推進することが必要である。</p> <p>○水俣病のような悲劇が二度と繰り返されないようにするため、次世代への教訓の継承や国内外（国内は水俣病発生地域以外にも、海外、特に水銀汚染が発生している東南アジア等の発展途上国）への情報発信を進めることが必要である。</p>			

政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

【石綿健康被害救済対策】

○石綿による健康被害者の多くは重篤な病気を発症するとも知らずに石綿ばく露し、自らに非がないにもかかわらず、いつどこで受けた石綿ばく露が原因か不明なまま、何の救済も受けられないまま死亡する、という状況にあったが、救済法の施行により迅速な救済措置が図られている。しかし、被害の発生状況を見ると、中皮腫の患者数は徐々に増加しており、今後しばらくは、増加すると予想されているため、引き続き迅速な救済のための措置を重点的に実施していく必要がある。

○石綿については上記のような特殊性があることにかんがみ、健康被害者の迅速かつ安定した救済の観点から、救済給付に必要な費用については、民事責任（損害賠償責任）とは切り離し、広く事業主、国及び地方公共団体が全体で負担する必要がある。

【環境保健に関する調査研究】

○様々な健康被害をもたらしていると近年指摘されている上記①～③については、国民の健康に密接に関わる重要問題であり、公益性が高い。

(効率性)

【公害健康被害対策（補償・予防）】

○公健法による被認定者に対する補償に係る事務及び保健福祉事業については、地方公共団体への事務費交付金、独立行政法人環境再生保全機構への補助金等により、各地域で必要とされている事項について着実に実施した。また、健康被害予防事業等については、地域住民のぜんそく等の発症予防、健康回復に直接つながる事業に重点化を図り、ニーズを踏まえた事業の見直しを行うなど、患者や地方公共団体の要望に適切に対応した。

【水俣病対策】

○「公害健康被害の補償等に関する法律」（公健法）に基づく認定者に対し、原因企業により補償が行われ、水俣病総合対策医療事業における医療手帳・保健手帳交付者に対して国及び県により医療費等の支給を実施しており、水俣病被害者の救済を進めた。

【石綿健康被害救済対策】

○中央環境審議会に医学的判定のための部会、小委員会、審査分科会を設置し、効率的に医学的判定を進めている。（平成21年度末時点において、環境再生保全機構から医学的判定の申出を受けた4,516件中、4,416件（平成20年度末：3,557件中、3,440件）について医学的判定を実施。）

【環境保健に関する調査研究】

○関係省庁連絡会議等を活用して、各省との役割分担等の下、調査研究を推進することにより、効率的に進めている。

(有効性)

【公害健康被害対策（補償・予防）】

○被認定者に対する補償を適正に実施した。また、健康被害予防事業等を実施し、健康被害の予防を図った。

【水俣病対策】

○水俣病被害者救済特措法に基づき、救済措置の方針を策定し、また、国家賠償訴訟においては熊本の最大の訴訟団体との和解協議を進め、和解の基本的合意が成立した。

○水俣病発生地域の環境福祉対策は、地元の地方公共団体、関係団体等のニーズを踏まえた、幅広い主体の参加により事業を展開することが求められているが、こうした考え方に基づき胎児性水俣病患者等の地域生活支援事業や離島等の僻地における医療・福祉推進モデル事業等の取組を進めており、有効かつ効率的に実施している。

○水俣病経験の普及啓発セミナーの開催等を通じて、水俣病の経験について、国内外（国内は水俣病発生地域以外にも、海外、特に水銀汚染が発生している東南アジア等の発展途上国）への発信を進めている。

【石綿健康被害救済対策】

○平成21年度末時点において実質7,625件（平成20年度末：6,557件）の申請が行われ、うち5,892件（平成20年度末：4,552件）が認定されている。

【環境保健に関する調査研究】

①花粉飛散予測に関する調査研究の成果を生かして、花粉総飛散量や花粉飛散終息時期の予測を行うとともに、花粉症保健指導マニュアル作成を通じての情報提供を行っており、花粉症に対する政府全体の取り組みの中で重要な役割を担っている。

②黄砂の健康影響については、知見の収集及び調査・研究を継続しており、将来的に実態が明らかになると考えられる。

③マニュアル等に科学的知見をまとめ、広く一般国民への普及啓発を行っている。

(反映の方向性)

【公害健康被害対策（補償・予防）】

○公健法の被認定者に対する補償の確保及び療養・福祉施策の充実、並びに公害健康被害の予防を引き続き図るとともに局地的大気汚染による健康影響に関する疫学調査（そらプロジェクト）の結果をとりまとめる。

【水俣病対策】

- 水俣病被害者救済特措法に基づき、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に向けた取組を進める。
- 公健法の認定申請者の円滑な検診及び審査を促進するとともに訴訟への迅速な対応を図ることにより紛争の解決に努める。
- 水俣病発生地域の健康増進・健康不安の解消・地域社会の絆の修復の充実を図る。
- 水俣病経験の普及啓発セミナーを開催する。
- 水俣病に関する調査研究を推進する。

【石綿健康被害救済対策】

- 石綿健康被害救済制度の見直しのため、法律の施行状況を踏まえ、諸課題について整理検討を行う。
- 一般環境経路による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査、石綿健康被害救済制度に係る動向調査、石綿関連疾患に係る医学的所見の解析調査・還元等事業等を実施し、知見やデータを収集する。

【環境保健に関する調査研究】

- スギ・ヒノキ花粉飛散予測システムの精緻化を図るとともに、時間単位の飛散予測について予測システム試行版を構築する。
- 黄砂に健康影響について知見を収集し、更なる疫学調査を実施する。
- 情報収集を継続し、必要に応じて環境保健に関するマニュアルの更新を行う。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				○年度	○年度	○年度		
	水俣病対策、石綿健康被害救済対策といった政策の性質から目標を設定することは困難							

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)			

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	環境・経済・社会の統合的向上		評価方式	総合 (実績) 事業	番号	⑧
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	1,170,080	1,453,301	1,388,945	1,398,761		
（ 補 正 後 ）	5,165,134	263,127,879	-			
前年度繰越額（千円）	0	4,000,000				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	5,165,134	267,127,879				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	1,079,407	262,276,532				
翌年度繰越額（千円）	4,000,000	4,439,020				
不用額（千円）	85,727	412,327				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別票②に記載					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	本施策においては多くの施策において目標達成に向け一定の進展が見られるものの、一方「低炭素地域づくり面的対策推進事業」や「環境表示の信頼性確保のための検証事業費」などにより一層取り組んでいく必要がある。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	23年度要求では、これまでの施策の連続性等を考慮しつつ、更に効率的に施策の効果が図れるよう重点化を図り、メリハリの効いた予算要求を行った。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	環境・経済・社会の統合的向上					番号	⑧			(千円)
	予 算 科 目							22年度 当初予算額	23年度 要求額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項					
対応表において● となっているもの	A	1	一般	環境本省	環境・経済・社会の統合的向上費	環境・経済・社会の統合的向上に必要な経費	1,251,053	1,274,087	▲ 352,555	
	A	2	一般	地方環境事務所	地方環境対策費	環境・経済・社会の統合的向上に必要な経費	137,892	124,674	▲ 2,310	
	小計						1,388,945	1,398,761	▲ 354,865	
対応表において◆ となっているもの										
	小計									
対応表において○ となっているもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
	小計									
対応表において◇ となっているもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
	小計									
合計						1,388,945	1,398,761	▲ 354,865		

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	環境・経済・社会の統合的向上費					番号	⑧		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度当初予算額	23年度要求額	増減				
国等におけるグリーン購入推進等経費	A	1	17,615	23,927	6,312	▲ 123	▲ 123	特定調達品目の拡充事業等に係る物品の調達や事業実施方法について、効率化を図り、概算要求に反映。	
環境表示の信頼性確保のための検証事業費	A	1	204,650	184,185	▲ 20,465	▲ 20,465	▲ 20,465	政策評価結果を踏まえ、分析費の一部を減額して業界団体等の取組を活用する手法を取り入れることなどにより、予算の減額要求となった。	
国等における環境配慮契約等推進経費	A	1	43,033	48,993	▲ 699	▲ 3,998	▲ 3,998	執行状況を踏まえ、環境配慮契約基本方針等の検討調査業務においてWG開催見込み数を実態に合わせ2WGとし、人件費の積算等を修正したため。 ※なお、事業統合のため、23年度要求額、増減及び見直し額は「建築物等エコ化可能性評価促進事業」との合計額である。	
環境政策における環境税検討経費	A	1	24,554	24,554		▲ 8,486	▲ 8,486	調査事項について見直しを行い、概算要求に反映。	
企業行動推進経費	A	1	67,470	90,377	22,907	▲ 16,495	▲ 16,495	支出内容等について見直しを行い、概算要求に反映。	
製品対策推進経費	A	1	30,637	53,157	22,520	▲ 7,480	▲ 7,480	執行状況を踏まえ、環境保全型製品購入促進事業について地方公共団体等へのグリーン購入の推進と統合することなどにより、予算の減額要求となった。	
建築物等エコ化可能性評価促進事業	A	1	6,659					「国等における環境配慮契約等推進経費」に統合し、事業実施方法等について効率化を図り、概算要求額を減額。	
公害防止計画策定経費	A	1	31,594	4,925	▲ 26,669	▲ 26,669	▲ 26,669	調査事項について見直しを行い、概算要求額を減額。	
持続可能な社会づくりを担う事業型環境NPO・社会的企業中間支援スキーム支援事業	A	1	56,436	63,705	7,269	▲ 1,639	▲ 1,639	「NGO/NPO環境政策提言推進調査」と整理統合し、効率化を図り、概算要求に反映。	
地球環境パートナーシッププラザ運営	A	1	88,480	86,449	▲ 2,031	▲ 2,031	▲ 2,031	支出内容等について見直しを行い、概算要求額を減額。	
NGO/NPO環境政策提言推進調査	A	1	14,950	14,918	▲ 32	▲ 32	▲ 32	「持続可能な社会づくりを担う事業型環境NPO・社会的企業中間支援スキーム支援事業」と整理統合し、効率化を図り、概算要求額を減額。	
エコポイント等CO2削減のための環境行動促進事業	A	1	9,824		▲ 9,824	▲ 9,824	▲ 9,824	廃止	

事務事業名	整理番号		予算額(千円)			見直し額(A) (B)+(C)-重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減				
国連大学拠出金	A	1	155,000	155,000		▲ 38,486	▲ 38,486	執行状況を踏まえ、支出内容を見直し、概算要求に反映	
アジア環境人材育成イニシア ティブ推進事業	A	1	139,768	84,191	▲ 55,577	▲ 55,577	▲ 55,577	執行状況を踏まえ、プログラムの開発実証事業数を厳選するとともに、セミナー開催箇所数及び検討会開催回数、検討委員の人員を厳選し、概算要求額を減額。	
地域におけるESDの取組強化推 進事業	A	1	35,133	33,874	▲ 1,259	▲ 1,259	▲ 1,259	執行状況を踏まえ、事例調査の回数、検討委員の人員等を厳選し、概算要求額を減額。	
21世紀子ども放課後環境教 育プロジェクト	A	1	25,080		▲ 25,080	▲ 25,080	▲ 25,080	廃止	
我が家の環境大臣事業	A	1	57,941	150,000	17,159	▲ 78,885	▲ 78,885	「我が家の環境大臣事業」と「こどもエコクラブ事業」を再編・統合し効率化を図り、生涯を通じて継続的に参加できる「みんなエコクラブ推進事業」とすることにより事業内容を刷新し、概算要求に反映。なお、「我が家の環境大臣事業」分については、上記統合により42,035千円の減額要求となる。また、契約方式については、経費の支出内容の透明性が高い方式に見直し、概算要求に反映。 ※事業統合のため、23年度要求額、増減及び見直し額は「こどもエコクラブ事業」との合計額である。	
こどもエコクラブ事業	A	1	74,900					「我が家の環境大臣事業」と「こどもエコクラブ事業」を再編・統合し効率化を図り、生涯を通じて継続的に参加できる「みんなエコクラブ推進事業」とすることにより事業内容を刷新し、概算要求に反映。なお、「こどもエコクラブ事業」分については、上記統合により36,850千円の減額要求となる。	
環境教育・環境学習推進基盤 整備等事業	A	1	19,159	8,289	▲ 10,870	▲ 10,870	▲ 10,870	環境教育指導者育成事業について廃止するとともに、環境教育・環境学習データベースの整備に係る実施方法の効率化や、事例調査の回数を見直し、概算要求額を減額。	
学校エコ改修と環境教育事業	A	1	37,083	34,425	▲ 2,658	▲ 37,083	▲ 37,083	契約方式について、経費の支出内容の透明性が高い方式に見直し、概算要求に反映。	
環境教育等人材認定等事業登 録事業	A	1	4,239	4,229	▲ 10	▲ 10	▲ 10	支出内容等について見直しを行い、概算要求額を減額。	
環境カウンセラー事業	A	1	26,045	17,982	▲ 8,063	▲ 8,063	▲ 8,063	事業の実施方法について、案内書を紙からWEBに変更すること等により大幅に効率化を図り、概算要求額を減額。	
地方環境パートナーシップ推 進事業	A	2	95,032	92,722	▲ 2,310	▲ 2,310	▲ 2,310	業務の効率化を図り、概算要求額を減額。	
合計			1,265,282	1,175,902	▲ 89,380	▲ 354,865	▲ 20,465	▲ 354,865	

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

担当部局名:総合環境政策局
担当者(連絡先):

評価実施時期:平成22年 9月

政策名	環境・経済・社会の統合的向上	番号	⑧
政策の概要	市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり、環境保全の人づくり・地域づくりの推進を通じて、環境的側面、経済的側面、社会的側面が統合的に向上する持続可能な日本社会を生み出す。		
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 【経済のグリーン化の推進】 ○平成21年度においては、環境配慮促進法の施行状況の評価・検討に関する報告書に沿って、環境報告書の表彰制度の実施や環境報告書に関する情報提供サイトの開設等、環境に配慮した事業活動を一層促進するための施策を実施した。また、特に中小企業の環境配慮型経営を促進する仕組みである「エコアクション21」については、5年ぶりに内容の見直しとガイドラインの改訂を行い、質の向上と更なる普及拡大に取り組んだ。認証登録事業者数も年々増加しており、厳しい経済情勢の中でも中小企業における環境配慮型経営は徐々に普及してきている。環境報告書作成割合については、増加傾向に回復した。 ○環境ビジネスに関する基礎調査として、我が国における環境産業の市場規模及び雇用規模の推計を行うとともに、環境産業に係る景況感等の把握手法を検討した。検討の一環として「環境経済観測」の試行的なアンケート調査が実施され、我が国の環境産業全体について今後10年間発展していくものと考えている企業が多いこと、業況DIについて全ての産業を対象とした日銀短観結果に比べ相対的に良い状態にあること等が判明した。 ○グリーン購入法の対象品目として、11品目の追加、1品目の削除と41品目の基準の見直しを行うとともに、地方公共団体の事業者向けの説明会を開催し、約2,000人の参加を得た。また、環境情報の適切な提供方法について整理した環境表示ガイドラインの普及促進に努めた。これらの施策により、目標達成に向け一定の進展があった。 ○環境配慮契約法制度について全国で説明会を実施し、国・独立行政法人・地方公共団体の調達担当者等3000名程度の参加を得、一定の進展があった。 ○エコ/SRIファンドの公募投資信託の純資産残高は平成17年度の3,084億円から平成21年度に6,148億円へと増加し、設定数は36から80へ大幅に伸びている。エコ/SRIファンドの普及に向け、エコファンド組成に係る調査費等の費用への補助や、中央環境審議会に「環境と金融の在り方について」諮問し、「環境と金融に関する専門委員会」において新たな金融的手法の検討など、環境金融の促進策について検討を行った。 ○税制上の措置を通じて環境配慮の向上に資することができ、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)においても、「地球温暖化対策のための税については、(中略)平成23年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進めます。」とされ、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第六号)においても同様の規定が盛り込まれた。 ○平成21年度のエコ・アクション・ポイントモデル事業においては、全国型事業3件、地域型事業6件が公募で採択され、20年度に開始したエコ・アクション・ポイントの本格展開に向け、システムの立ち上げ及び拡充を支援した。 ○グリーン家電エコポイント事業については、平成21年7月1日からポイント申請・発行・商品交換受付を開始し、平成22年3月末までに、約1,158万件の申請を受け付け、そのうち手続が完了した約1,035万件、約1,632億点についてポイントを発行した。住宅エコポイント事業については、平成22年3月8日からポイント申請・発行・商品交換受付を開始した。</p> <p>【環境に配慮した地域づくりの推進】 ○環境省ホームページ上で地域づくりに関する情報の充実を図った。 ○低炭素地域づくり面的対策推進事業については、各地域において実効性の高い二酸化炭素削減目標を掲げた地域計画が策定され、計画に基づいた事業が実施された。今後は対象地域における計画の進捗状況、事業の効果を把握することにより、事業の効果を一層高める必要がある。 ○環境と経済の好循環のまちモデル事業は、事業によるCO2削減効果が見られ、目標数値を達成するなど一定の成果をあげた。今後は、対象地域と連携し、事業の効果をより一層高める必要がある。 ○公害防止計画に基づいて各種の公害防止施策が講じられた結果、計画地域として指定されている市区町村数は減少傾向を維持しており、公害の解決という目標達成に向け進展があった。 ○平成20年6月の温対法の改正により、都道府県、政令市、中核市及び特例市に対し、現行の地方公共団体実行計画を拡充し、従来の地域推進計画に相当する区域全体の自然的社会的条件に応じた施策を盛り込むことが義務付けられた。このため、対策・施策の立案の考え方を示した「地球温暖化対策地方公共団体実行計画策定マニュアル(区域施策編)」を発表し、併せて、自治体に対する説明会及び研修会を開催した。また、地方公共団体実行計画に基づき、各自治体が実施する取組を支援するため、地域グリーンニューディール基金、中核市・特例市グリーンニューディール基金を創設した。</p> <p>【環境パートナーシップの形成】 ○環境パートナーシップの形成については、地球環境パートナーシッププラザ(以下、プラザという)／地方環境パートナーシップオフィス(以下、地方EP0という)の活性化を通じ、パートナーシップについての理解が各主体に広がり、地域でのパートナーシップ促進の取組を展開・支援する素地が形成されたが、具体的な企業、NPO、地域コミュニティ、行政とのパートナーシップ事業の形成、情報発信がまだ十分ではない。また、環境政策の企画・立案における民間団体の参画については、政策提言の動きは定着してきているが、政策提言能力の向上や官民協働での政策形成については、他部局との連携の強化や環境パートナーシップオフィスの業務を強化・充実を図るなどにより取組の強化が求められている。</p> <p>【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】 ○環境教育・学習による環境保全意識の醸成については、こどもエコクラブ事業や我が家の環境大臣事業等を通じた場や機会の拡大、環境教育指導者育成事業や環境カウンセラー事業等を通じた指導者の育成、環境教育データベース総合整備事業等を通じた情報提供等により国民各界各層に対する環境教育が推進され、目標達成に向けて進展があった。 ○わが国における「国連持続可能な開発のための教育(ESD)の10年」実施計画において初期段階における重点的取組事項として掲げられている「高等教育機関における取組」の一環として、国際的に活躍する環境リーダーの育成を具体化するために平成20年3月に策定した「持続可能なアジアに向けた大学における環境人材育成ビジョン」に基づき、産学官民の連携による環境人材育成の取組を促すプラットフォームとしての「環境人材育成コンソーシアム」設立に向けた取組、大学で活用できる環境人材育成のモデルプログラムの開発、環境人材育成に取り組むアジアの大学院のネットワーク化を実施した。また、同じく初期段階における重点的取組事項として掲げられている「地域における実践」に関しては、平成18年度から20年度に実施したモデル事業を通じて明らかとなった課題を踏まえ、ESD活動の登録制度やESDコーディネーターの育成に関する検討を実施した。</p> <p>(必要性) 【経済のグリーン化の推進】 ○地球温暖化問題や廃棄物・リサイクル問題をはじめとする今日の環境問題に対処するためには、従来型の規制的手法のみでは解決が困難であり、税制等の活用や、環境等の社会的課題に対して積極的に取組む事業者に必要な資金が流れやすくなるための金融機能の活用、環境報告書や環境会計のガイドライン等を活用した事業者の自主的な環境保全活動を促進するためのツールの作成・普及による、事業者の自主的取組の一層の促進が必要となっている。環境基本計画においても、環境的側面・経済的側面・社会的側面の統合的な向上が、環境政策の大きな柱として位置付けられているところであり、経済活動における</p>		

環境配慮の徹底に資する本施策が必要である。

○今日の環境問題を解決し、持続可能な社会経済を実現するためには、環境保全に資する技術・製品・サービス等を提供する環境ビジネスの発展が果たす役割は大きい。「21世紀環境立国戦略」(平成19年6月閣議決定)においても「車の両輪として進める環境保全と経済成長・地域活性化」として環境と経済の両立を図ることの重要性を訴えており、また「戦略8 環境立国を支える仕組みづくり」として環境保全の取組が市場で適正に評価される仕組みづくりや政府の率先した取組の推進等により、環境立国に向けた人々の自主的積極的な取組や創意工夫を最大限に引き出すために、市場メカニズムの活用等の検討と企業行動等における環境配慮の普及・促進が挙げられている。

○持続可能な社会経済を実現するには環境負荷の低減に資する環境配慮型製品等の普及を図る必要があるが、そのためには、各主体が環境配慮型製品等に対する認識を共有することが第一に必要である。その上で消費者は環境配慮型製品の選択に努め、事業者はその選択を促すための製品の環境情報を消費者に提供し、また事業者自身も環境に配慮した製品やサービスを積極的に購入することが求められる。国はこのような情報の受発信が適切に行われるように、環境物品等の情報収集・整理を行うとともに、国内市場に大きな影響力を有する購入主体として、環境物品等の調達を推進することによりこれらの需要の拡大を図る必要がある。

○持続可能な社会経済を実現するために、契約の段階において環境負荷の低減に配慮することによって、温室効果ガス等の排出の削減を図ることは大変重要な課題である。国等は、通常の経済主体として国民経済に大きな位置を占めており、また国等の契約の在り方は他の主体の契約の在り方に対しても大きな影響力を有しているため、国等が温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を行うことによる市場への波及効果は極めて大きい。そのため、国等が具体的に取り組む環境配慮契約の種類や内容、手続等を基本方針等において示して、その普及を図る必要がある。

○低炭素社会形成のためには、特に近年の増加が著しい業務・家庭部門の温室効果ガス削減が必要不可欠であり、そのためには、国民一人ひとりのライフスタイル等の変革を図っていくことが必要不可欠である。

○家庭部門からの温室効果ガス排出量を削減し、経済活性化を図るため、高い省エネ性能を持つ家電の購入や、断熱性に優れた住宅の新築・リフォームを促す必要がある。

【環境に配慮した地域づくりの推進】

○地域からの環境保全の取組を進めていくに当たっては、第三次環境基本計画にも見られるように、地域の環境とその保全に取り組む住民の力を統合的に高める「地域環境力」を発揮した取組が必要不可欠である。資金面及び情報面での支援は地域における取組、「地域環境力」の発揮に欠かせないものとする。○また、公害防止計画については、平成21年度末現在、175市区町村が計画地域として指定されており、大都市を中心とする自動車交通公害や閉鎖性水域における水質汚濁等の都市生活型公害の問題が依然として存在することから、引き続き、これらの問題を解決するための施策を推進する必要がある。

【環境パートナーシップの形成】

○持続可能な社会の実現には、NPO、企業等の多様な主体がパートナーシップで環境保全活動に取り組む必要がある。地方公共団体や企業などはこうしたパートナーシップが必要であることは理解し、協力事業を行うようになってはいるが、NPO側との理解の共有や、事業の効果的な進め方等に係る具体的な手法については、まだまだ模索中である。このため、プラザ/地方EPOを拠点とし、各主体のより効果的なパートナーシップ実現のため取組をさらに展開する必要がある。

○環境行政を各主体とパートナーシップで取り組んでいくためには環境省だけで政策を立案するのではなく、環境NPO等の優秀な発想を積極的に政策に反映し、パートナーシップの下での取組を促進していくことが必要である。そのためには、NGO/NPO・企業による環境政策提言の場を作り、優れた提案を施策に反映するための仕組みが必要である。

【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】

○平成19年6月に「21世紀環境立国戦略」が閣議決定され、その戦略の一つである「環境を感じ、考え、行動する人づくり」が提唱され、「21世紀環境教育プラン〜いつまでも、どこでも、だれでも環境教育AAAプラン〜」に基づき、あらゆる場、人を対象とした環境教育・環境学習の施策を進めていくことがますます重要となっている。

○中でも、次代を担う子どもたちの自主的な環境保全活動への支援、また、地域において環境保全に関わる取組を中心になって進める人材や専門知識を持った人材の育成が重要。

○我が国が提案し、開始された「国連ESDの10年」が2005年に始まったことを受け、持続可能な社会の構築を目指し、この10年間で重点的に環境教育やそれを発展させたESDを実施することが求められている。また、平成26年を目途に、「国連ESDの10年」の締め切り機会が日本で開催されることとなったため、ESDの推進において、日本はこれまでも増して重要な役割を担うこととなってきている。

(効率性)

【経済のグリーン化の推進】

○事業者の自主的な環境保全活動の推進に関する施策の成果は、様々な分野での環境政策の一層の展開にいかされるものである。また、事業者の自主的な環境保全活動の推進に関する施策は、国が調査研究やガイドライン策定等の環境整備を行うことで、企業等に対し環境配慮への取組を促進するよう働きかけるものであり、実際の環境保全活動そのものは事業者の自主的な取組により行われるという点において、効率的である。

○環境ビジネスの振興については、指標①にあるとおり、環境ビジネスの市場規模が今後とも拡大することが期待される。このような状況において、本施策は規制等ではなく、情報提供、基盤整備等の施策の展開を通じて、企業の自主的な取組を促し、環境産業を活性化することにより、持続可能な社会の構築を目指すとともに、我が国の経済活性化、さらには雇用の創出にも資するものであり、実際の環境保全活動は事業者の自主的な取組により行われるという点において、効率的である。

○環境に配慮した製品・サービスの普及促進については、環境への配慮に関して意識の高い一部の事業者や消費者がグリーン購入に取り組んでいるものの、社会全体での取組は十分とは言えない。このような状況において、経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有する国等又は公的部門が、環境物品等を率先して購入することは、市場規模の拡大など、その波及効果が市場にもたらされるとともに、その取組が地方公共団体や民間部門へ普及する呼び水となるものであり、効率的な手法である。

○地球温暖化対策税等の経済的手法は、市場メカニズムを通じて制度の対象者全体の対策費用を最小化することが可能であるとともに、直接的に事業を実施するものではなく、必要最低限の行政コストで実施できるものであるため効率的と考えられる。

○環境配慮契約については、その考え方は、まだ普及していない。このような状況において、経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ他の主体の契約の在り方にも大きな影響を有する国が、環境配慮契約に率先して取り組むことは、波及効果が市場にもたらされるとともに、その取組が地方公共団体や民間部門へ普及する呼び水となるものであり、効率的な手法である。

○エコ・アクション・ポイントは、ポイント原資や運営費を公に依存していないことを前提としており、ビジネスモデルの中で自立的に循環するという点で事業効率がよい。

○グリーン家電エコポイント事業、住宅エコポイント事業は、高い省エネ性能を持つ家電の購入や、断熱性に優れた住宅の新築・リフォームを促すことにより、地球温暖化対策の推進と経済の活性化を図るものであるが、様々な商品と交換できるエコポイントを付与し、さらなる消費を促すことで経済活性化を図るものであり、効率的な手法である。

【環境に配慮した地域づくりの推進】

○情報の環境省ホームページへの集約により、利用者の利便性向上とともに、セキュリティの確保、メンテナンス費用の削減などコスト面からも効率的に事業が行われたと考える。

○低炭素地域づくり面的対策推進事業については、協議会において、自治体、民間団体、学識者等多様な主体との連携により、効率的に各地域の計画が策定されたこととする。

○公害防止計画により、国、地方公共団体、事業者等が連携を図りながら、効率的に各種の公害防止施策を講じることができたと考える。

○環境と経済の好循環のまちモデル事業については、対象地域の選定を終了しており、事業評価委員会による事業評価を行っており、効率的に事業が行われたと考える。

政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

【環境パートナーシップの形成】

インターネットを活用して幅広い環境情報を全国に発信することで、各主体において情報が共有され、パートナーシップ形成に必要な情報を容易に入手できるようになり、環境保全活動を行うNPOが同様の活動を行う各主体との協働によって、より広範な活動を行うなど、効率的な対応が図られるようになった。

○NPO/企業との意見交換や、政策提言プロセスによりNPO、企業、国民の意見が環境政策立案者へ届きやすくなり、現場における行政ニーズに柔軟かつ的確に対応できるようになってきた。
○一方、これらの意見交換や政策提言プロセスは、その対象及び参加者が依然東京に偏りがちであり、地方で取り組むNPO/企業とのパートナーシップ促進のためには、地方での活動を更に展開することが効率的と考えられる。

【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】

○文部科学省や関係省等と連携して事業を展開することで、学校関係者をはじめとして幅広く環境教育を推進することができる。

○基本的かつ総合的な施策を行う国と区域内の特性に応じた施策を行う自治体とが連携を図ることで、国の施策が浸透しやすくなり、迅速に地域の実情にあった対応ができると見込まれるため、より適切かつ効率的に環境教育やESDの普及啓発を行うことができる。

○各施策それぞれウェブサイト上での情報提供に努めているが、特に、我が家の環境大臣事業については、教材等の紙での配布を中止したことで、費用対効果がさらに高まった。さらに、エコファミリーへの参加については、個人登録だけではなく企業等を対象とした団体登録を進めたことで、登録数が飛躍的に増加した。

(有効性)

【経済のグリーン化の推進】

○事業者の自主的な環境保全活動の推進については、環境報告ガイドラインを通じた普及促進等により、環境報告書を作成する企業が概ね増加傾向にある。

○環境マネジメントシステムの構築については、代表的な規格であるISO14001の認証取得件数は2万件を超えており、世界的に見ても取組が進んでいる。また、エコアクション21に取り組む事業者数については、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センターが実施している認証制度における認証登録数が、平成22年3月末現在で4,500件を超えている。

○環境に配慮した製品・サービスの普及促進については、平成20年度に全国1,852の地方公共団体を対象としてグリーン購入の取組状況についてアンケート調査を実施したところ、町村のみでは64.4%（平成18年度63.5%）と若干遅れているものの全体では76.0%（平成18年度76.1%）の実施率となっている。（※なお、平成18年度からアンケートの設問を、紙類や文具など品目別に分けて実施率を問うものに変更しており、どれか一つ該当すれば実施しているものとみなした。）

環境物品等の市場形成状況では、平成20年度における特定調達物品等の市場占有率が、調査等から把握可能な品目については全て、グリーン購入法施行前の平成12年度より上昇しているなど、環境物品等の市場の拡大は着実に進展している。

○環境ビジネスの振興については、平成12年度現在の市場規模は約41兆円、雇用規模が約106万人（平成14年度調査）であったものが、平成20年度現在で、市場規模が約75兆円、雇用規模が約196万人（平成21年度調査）に増加している。具体的には、例えば、太陽光発電システムについては、平成20年度の市場規模は約4,700億円であり、電力買取制度や住宅補助金制度など環境政策の導入の効果もあって、12年度比7倍近くに成長している。国際的にも環境ビジネスのうねりが見られ、近年の環境ビジネスの世界市場は年率4%強の割合で伸びているとする推計もある。さらに、地球温暖化に関する社会的な関心が高まる中で、消費者の環境問題に対する意識や企業のCSRに対する意識などが変わってきたことにより、環境配慮が企業の競争力につながるようになり、そうした中で、様々な産業において生産プロセス・製品・サービスの環境配慮が進み、環境ビジネスは環境規制を超えて多様化・拡大している。

○経済的手法の活用については、例えば、環境性能に優れた自動車に対する税制優遇措置等により、低公害車の保有台数が、平成20年度末で1,765万台と増加している。

○環境配慮契約の基本方針等の内容を、地方支分部局を含めた国の機関や独立行政法人、地方公共団体等に周知して、取組みを普及する必要があると、周知するための説明会を全国47都道府県で開催し、合計3000人以上の参加を得た。

○国民一人ひとりのライフスタイル等の変革を図るためには、21世紀環境立国戦略や京都議定書目標達成計画に盛り込まれた、国民一人ひとりの温暖化対策行動に経済的インセンティブを付与する取組であるエコ・アクション・ポイントが有効である。

○グリーン家電エコポイント事業は、高い省エネ性能を持つ家電の普及促進により、地球温暖化対策だけでなく、経済活性化や地上デジタル放送対応テレビの普及を図るものであり、有効な手法である。住宅エコポイント事業は、断熱性に優れた住宅の新築・リフォームの促進により、地球温暖化対策だけでなく、経済活性化を図るものであり、有効な手法である。

【環境に配慮した地域づくりの推進】

○地域づくりに関する情報を環境省ホームページ上で充実させることは、全国の地域において容易に情報を入手できる有効な手段である。

○公害防止計画については、計画に基づき、各種の公害防止施策が総合的・計画的に講じられた結果、過去に公害防止計画策定地域に指定されたことのある496市区町村のうち321市区町村において、公害防止計画の策定を要しないまでに大気、水質等が改善された。

【環境パートナーシップの形成】

○プラザ/地方EPOでは、各主体間のパートナーシップの促進のためにホームページ上での情報提供、政策提言プロセスへの支援を行ってきた。その結果、環境分野の取組におけるNPO等の役割は認知されてきており、地球環境パートナーシッププラザのホームページアクセス件数及びメールマガジン配信人数は、平成21年度には801万件、3,845人に達し、目標（これまでの目標：目標年18年度、300万件、3,000人）を達成した。また、地方公共団体や企業がNPO等とパートナーシップによる取組を始めている事例も各地域で出てきており、プラザで展開してきたパートナーシップ支援は効果があったと考えられる。

○すべての地方EPOの設置が整い、地域でのパートナーシップ促進の基盤が作られた。

○直接国民との政策等に関する情報提供・意見交換が行われたり、NGO/NPO・企業から環境に関する政策提言を募集し、優秀な提言の発表の場を設ける「環境政策提言フォーラム」が実施され、寄せられた提言が広く公開されるなど、環境保全活動や環境政策の立案実施における国民と環境省のパートナーシップが着実に構築されてきている。また、平成21年度は、地域における持続可能な社会づくりを実現するため、地方EPOとの連携により環境NPOを事業型環境NPO・社会的企業として発展させていくための支援を行うとともに、先進的な取組事例等を示したポイント集を作成するなど、プラザ、地方EPOにおいて、環境パートナーシップの促進が図られてきている。

【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】

○地域の子どもの自主的な環境保全活動を支援することもエコクラブ事業では、全市町村数の50%に子どもエコクラブが設置されていることを目標としているところ、平成21年度の割合は43.2%である。また、家庭でのエコライフを支援する我が家の環境大臣事業では、登録世帯数が平成20年度末で約13万世帯にも達しており、地域や家庭において、環境保全に自主的に取り組む主体が着実に増加していると言える。

○環境保全に関する専門的な知識や経験を有する環境カウンセラーの登録数については、平成21年度末で約4,600人に達しているが、今後は広報にも力を入れ、地方自治体とも連携するなど環境カウンセラーの認知度を高め、目標達成を目指したい。また、文部科学省と連携して行っている環境教育指導者育成事業では、学校教員や地域における実践リーダーを対象として、平成21年度は7ブロック総勢285名に対し研修を行い、今後の活躍が大きく見込まれる。さらに、文部科学省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省と連携して行っている環境教育等人材認定等事業登録事業では、平成21年度末までに36の事業を登録し、HPで公開するなどしてその活用を図っている。

○「国連ESDの10年」については、我が国における実施計画に基づき、初期段階の重点的取組事項を中心に施策を展開した。国連ESDの10年促進事業において行っているESD活動の登録制度やESDコーディネーターの育成に係る検討は、平成18年度から20年度に実施したモデル事業を通じて明らかとなった課題を踏まえたものであることから、本施策はESD活動の更なる促進において有効である。

(反映の方向性)

【経済のグリーン化の推進】

○環境報告ガイドラインや環境会計ガイドラインのより一層の普及と、環境情報の有用性や開示情報の利活用を図るため、各

ガイドラインの見直しに取り組む。
 ○中央環境審議会環境と金融に関する専門委員会の報告書を踏まえ、①リースの活用による低炭素機器の普及促進、②年金基金による環境配慮投資の促進、③有価証券報告書等を通じた投資家への環境情報開示の促進、④日本版環境金融行動原則の策定支援等の金融のグリーン化に取り組む。
 ○中小企業の環境マネジメントシステムであるエコアクション21について、産業廃棄物の適正処理などの環境法令の遵守の把握など審査の一層の適正化に努めつつ、その普及を推進する。

○環境産業の景況感等を把握する「環境経済観測」を本格実施するとともに、引き続き環境産業市場規模等の推計を行う。また、これらの環境と経済の関係に関する情報(環境経済情報)を体系的に整理し、インターネット等を通じて広く情報提供していく。
 ○地方公共団体に向けてグリーン購入の具体的な取組手法などを紹介したガイドラインを用いて、小規模な地方公共団体への取組の推進を図るなど、環境に配慮した製品・サービスの普及促進に係る施策を実施する。
 ○古紙偽装問題等による環境配慮型製品の信頼性失墜に対し、製品テストの実施及び信頼性確保に係る施策を検討・実施していく。
 ○環境配慮の向上に資する税制上の措置を実施するとともに、地球温暖化対策税についても、平成23年度の実施に向けて、検討を進める。
 ○より効果的な環境配慮契約の促進のための基本方針等の見直し。環境配慮契約の義務対象機関である国及び独立行政法人等の着実な実施の確保、努力義務対象機関である地方公共団体等に対し、説明会の開催や先進事例パンフレットの作成・配布等による普及促進。
 ○エコ・アクション・ポイントについては、平成22公募により採択されたモデル事業(全国型1件)を通じて、幅広い国民と企業の参加を得て、次年度以降は経済的に自立した民間主導のエコポイントビジネスモデルの確立を目指す。
 ○高い省エネ性能を持つ家電の購入や、断熱性に優れた住宅の新築・リフォームに対し、様々な商品と交換できるエコポイントを付与するグリーン家電エコポイント、住宅エコポイントを引き続き推進。

【環境に配慮した地域づくりの推進】

○公共交通を中心とした低炭素型の地域づくりに向けた計画の策定や事業の実施に対する支援を進めるとともに、環境省ホームページ上での地域づくりに関する情報の更なる充実を進める。また、公害防止計画による施策の推進を図るとともに、制度の見直しに向けた検討を行う。
 ○コミュニティ・ファンド等の市民出資・市民金融を活用した環境保全活動の促進策をより具体的に検討する。
 ○「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル」に関する地方公共団体からの疑問・質問に対応することで、実行計画策定の支援を行う。また、集約型都市構造の実現等の都市計画との連携を図る対策・施策についての実施手法等を検討し、得られた最新の知見を地方公共団体に対して提示していく。

【環境パートナーシップの形成】

○地方環境事務所、地方EPOと連携したセミナー等の開催によるNPOの政策提言能力の向上の支援、地方環境事務所・プラザ・地方EPOと関係機関との連携の強化、NPO等が経済的に自立した活動を展開できるようにするための支援などを行う。

【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】

○引き続き、環境教育の場や機会の拡大、人材育成、プログラム整備、情報提供等を進めるとともに、わが国における「国連ESDの10年」実施計画に掲げられている「高等教育機関における取組」及び「地域における実践」を更に推進していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				○年度	○年度	○年度		
	別紙のとおり							

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

達成目標【経済のグリーン化の推進】

指標名	基準値 (年度)	H19年度	H20年度	H21年度	目標値 (年度)
	①環境ビジネスの市場規模[兆円]				
②環境ビジネスの雇用規模[万人]	約140 (H18年)	約130	約176	調査中	約140増 (H32年)
③地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率[%]					
地方公共団体	23.6 (H13年)	76.2	76.0	76.0	100 (H22年)
上場企業	15.3 (H13年)	77.5	77.8	調査中	約50 (H27年)
非上場企業	11.8 (H13年)	70.3	70.7	調査中	約30 (H27年)

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

- ①②新成長戦略

達成目標【環境に配慮した地域づくりの推進】

指標名	基準値 (年度)	H19年度	H20年度	H21年度	目標値 (年度)
	①(間接指標)地域環境総合計画策定団体率[%]				
②(間接指標)環境と経済の好循環のまちモデル事業実施に伴うCO ₂ 排出削減量[CO ₂ 換算ト]	-	19,700	26,100	-	48,000 (H21年度)
③(間接指標)公害防止計画策定地域を構成する市区町村数(地域数)	-	176(31)	176(31)	175(30)	減少傾向の維持

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

- ①当該計画は出来るだけ多くの団体で策定されることが望ましい
 ○②目標年度は全ての設備が完成(平成20年度)し実績が出る21年度とした。目標値は事業計画の目標値
 ○③当該計画の策定を要するほど大気・水質等が汚染されている地域は減少が望ましい

達成目標【環境パートナーシップの形成】

指標名	基準値 (年度)	H19年度	H20年度	H21年度	目標値 (年度)
	①(間接指標)地球環境パートナーシッププラザのホームページアクセス件数[万件]				
②(間接指標)環境らしんばん登録団体数[団体]	504 (H13年度)	816	860	886	2,000 (H22年)

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

- ①プラザホームページへの平成13年度のアクセス数を3倍程度に増加する
 ○②平成13年度NGO総覧に掲載されている団体(4,132)の半数が環境らしんばんに登録

達成目標【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】

指標名	基準値 (年度)	H19年度	H20年度	H21年度	目標値 (年度)
	①(間接指標)環境カウンセラーの登録者数(累計)[人]				
②(間接指標)子どもエコクラブがある市町村の割合[%]	77,417 (H14年度)	41.4%	42.4%	43.2%	市町村の50% (H22年)

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

- ①市民や事業者が必要ときに速やかに助言等を得られることを基準に中学校区数約11,000×1/2=5,500名という目標値を設定
 ○②子どもエコクラブがある市町村の割合を50%とするという目標値を設定

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	環境政策の基盤整備		評価方式	総合・ 実績 事業	番号	⑨
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	22,766,626	22,176,222	24,234,148	25,138,452		
	<5,145,849>	<6,069,775>	<6,040,131>	<7,762,345>		
（ 補 正 後 ）	22,535,083	23,949,836	-			
	<5,142,289>	<6,069,775>				
前年度繰越額（千円）	286,346	117,166				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
	-<1,534,871>	-<1,505,322>				
歳出予算現額（千円）	22,821,429	24,067,002				
	<3,607,418>	<4,564,453>				
支出済歳出額（千円）	22,460,926	22,789,018				
	<3,574,312>	<4,482,570>				
翌年度繰越額（千円）	117,166	800,317				
不用額（千円）	243,337	477,667				
	<33,106>	<81,883>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	調査票②に記載					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	本施策においては多くの施策において目標達成に向け一定の進展が見られる。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	23年度要求では、これまでの施策の連続性等を考慮しつつ、更に効率的に施策の効果が図れるよう重点化を図り、メリハリの効いた予算要求を行った。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	環境政策の基盤整備					番号	⑨			政策評価結果等 による見直し額
								(千円)		
予 算 科 目										
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額				
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	環境本省	環境政策基盤整備費	環境政策基盤整備等に必要な経費	5,313,388	6,007,886	▲ 217,907	
	A	2	一般	環境本省	環境政策基盤整備費	環境問題に対する調査・研究・技術開発に必要な経費	3,935,246	2,190,423	▲ 518,727	
	A	3	一般	環境本省	地球環境保全等試験研究費	地球環境保全等試験研究に必要な経費	< 771,131 >	< 755,709 >	▲ 15,422	
	A	4	一般	環境本省	環境研究総合推進費	環境研究総合推進に必要な経費	< 5,269,000 >	< 7,006,636 >		
	A	5	一般	環境本省	環境調査研修所	環境保全に関する調査、研修等に必要な経費	565,452	590,839	▲ 12,800	
	A	6	一般	地方環境事務所	地方環境対策費	環境政策基盤整備等に必要な経費	10,638	30,000	▲ 10,638	
	小計						9,824,724 <6,040,131> の内数	8,819,148 <7,762,345> の内数	▲ 775,494	
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1	一般	環境本省	独立行政法人環境再生保全機構運営費	独立行政法人環境再生保全機構運営費交付金に必要な経費	1,989,869	1,928,943	▲ 60,926	
	B	2	一般	環境本省	独立行政法人国立環境研究所運営費	独立行政法人国立環境研究所運営費交付金に必要な経費	12,127,614	14,127,614	▲ 90,585	
	B	3	一般	環境本省	独立行政法人国立環境研究所施設整備費	独立行政法人国立環境研究所施設整備に必要な経費	291,941	262,747	▲ 29,194	
	B	4								
小計						14,409,424	16,319,304	▲ 180,705		
対応表に おいて○ となっているもの						< >	< >			
						< >	< >			
						< >	< >			
						< >	< >			
	の内数						の内数	の内数		
対応表に おいて◇ となっているもの						< >	< >			
						< >	< >			
						< >	< >			
						< >	< >			
	の内数						の内数	の内数		
合計						24,234,148 <6,040,131> の内数	25,138,452 <7,762,345> の内数	▲ 956,199		

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	環境政策の基盤整備			番号	⑨			
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）		政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度当初予算額	23年度要求額	増減	(B)+(C)-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額(B)	
衛星搭載用観測研究機器製作費	A	2	70,000		▲ 70,000	▲ 70,000		廃止
気候変動影響モニタリング・評価ネットワーク構築等経費等(うち「IPCC報告書作成支援調査費」「気候変動影響モニタリング評価ネットワーク構築等経費」)	A	2	372,234	599,905	227,671	▲ 173,737	▲ 173,737	事業内容を刷新しその他事業と整理統合。
地球環境保全試験研究費等(うち「地球環境保全試験研究費」)	A	3	310,524	304,314	▲ 6,210	▲ 6,210	▲ 6,210	事業内容の効率化を図ることで概算要求額を減額。
酸性雨調査研究費	A	2	46,699	-	▲ 46,699	▲ 2,031	▲ 2,031	越境大気汚染対策に係る事業を統合し、業務内容の効率化を図り、概算要求額を減額
情報基盤の強化対策費(電子入札・開札システム運用支援等)	A	1	71,421	96,053	24,632	▲ 33,604	▲ 33,604	現在検討されている「調達業務の業務・システム最適化計画」の進捗状況及び計画内容を確認したうえで、計画的な調達を検討し、概算要求に反映。
情報基盤の強化対策費	A	1	1,152,923	1,722,528	569,605	▲ 14,715	▲ 14,715	環境省ホームページの運用・整備について、事業内容を見直し、概算要求に反映。
環境行政年次報告書作成等経費	A	1	38,203	38,198	▲ 5	▲ 31	▲ 31	支出内容等について見直しを行い、概算要求額を減額。
環境保全経費見積調整費	A	1	2,272	2,269	▲ 3	▲ 3	▲ 3	支出内容等について見直しを行い、概算要求額を減額。
環境基本計画推進経費	A	1	19,471	29,150	9,679	▲ 7,206	▲ 7,206	調査事項について見直しを行い、概算要求に反映。
世界に貢献する環境経済の政策研究	A	1	400,000	400,000		▲ 54,199	▲ 54,199	執行状況等を勘案し、継続課題について見直しを行い、概算要求に反映。
上海国際博覧会関係費	A	1	20,028		▲ 20,028	▲ 20,028	▲ 20,028	廃止

事務事業名	整理番号		予算額(千円)			見直し額(A)		政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度当初予算額	23年度要求額	増減	(B)+(C)-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額(B)	
環境影響評価制度等推進費	A	1	36,167	59,940	▲ 5,622	▲ 27,189	▲ 27,189	「環境影響評価制度等推進費」、「戦略的アセスメント導入推進費」及び「環境影響評価制度充実推進費」について整理統合し、また、調査事項について見直しを行い、概算要求額を減額。 ※事業統合のため、23年度要求額、増減及び見直し額は「環境影響評価制度等推進費」、「戦略的アセスメント導入推進費」との合計額である。
戦略的環境アセスメント導入推進費	A	1	29,395					「環境影響評価制度等推進費」、「戦略的アセスメント導入推進費」及び「環境影響評価制度充実推進費」について整理統合し、また、調査事項について見直しを行い、概算要求に反映。
環境影響評価制度充実推進費	A	1	15,860	34,332	18,472	▲ 1,778	▲ 1,778	「環境影響評価制度等推進費」、「戦略的アセスメント導入推進費」及び「環境影響評価制度充実推進費」について整理統合し、また、調査事項について見直しを行い、概算要求に反映。
環境影響評価技術調査費	A	1	58,836	78,666	19,830	▲ 14,530	▲ 14,530	環境影響評価技術検討会等の実施について見直しを行い、概算要求に反映。
環境影響評価審査実施経費	A	1	48,075	29,942	▲ 18,133	▲ 18,949	▲ 18,949	一部の業務について、所期の目的が達成されたため、廃止。
環境影響評価追跡調査費	A	1	14,464		▲ 14,464	▲ 14,464	▲ 14,464	廃止
国際環境法制情報収集分析費	A	1	4,899		▲ 4,899	▲ 4,899	▲ 4,899	廃止
環境保全普及推進費	A	1	95,940	89,628	▲ 6,312	▲ 6,312	▲ 6,312	「国民との直接対話等」については廃止し、エコライフ・フェア、環境保全功労者表彰事業について、事業の効率化を図り、概算要求額を減額。
農業健康・環境影響対策費	A	2	135,270	155,227	19,957	▲ 12,146	▲ 12,146	支出実績を勘案し、継続する試験等についてより効率的な実施に努め、概算要求額を減額。
微小粒子状物質及び光化学オキシダント等の曝露影響研究費	A	2	211,133	233,510	22,377	▲ 11,237	▲ 11,237	これまでの成果を踏まえ、継続部分について効率化し経費を節減するとともに、研究対象物質について優先度の高い物質に重点化するなどして効果的な事業実施を図り、概算要求に反映。
環境研究・技術開発推進事業	A	1,2	55,942	35,654	▲ 20,288	▲ 20,288	▲ 20,288	支出状況等を勘案し、予算規模を見直し、概算要求額を減額した。(21年度不用額16,748千円)
環境技術実証事業	A	2	176,236	123,365	▲ 52,871	▲ 52,871	▲ 52,871	支出状況等を勘案し、予算規模を見直し、概算要求額を減額した。(21年度不用額57,255千円)

事務事業名	整理番号		予算額(千円)			見直し額(A)		政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容	
			22年度当初予算額	23年度要求額	増減	(B)+(C)-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額(B)		うち執行状況の反映による見直し額(C)
地域の産学官連携による環境技術開発基盤整備モデル事業	A	2	41,272		▲ 41,272	▲ 41,272		▲ 41,272	所期の目的が達成されたため、予算要求を行わないこととした。
環境試料タイムカプセル化事業	A	2	79,404	79,404		▲ 79,404		▲ 79,404	契約方式について、経費の支出内容の透明性が高い方式に見直し、概算要求に反映。
環境汚染等健康影響基礎調査費	A	2	346,952	328,367	▲ 18,585	▲ 18,585		▲ 18,585	普及啓発等にかかる事業等を見直すことにより、概算要求額を減額
化学物質環境安全性総点検調査等調査研究費	A	2	424,325	397,618	▲ 26,707	▲ 26,707		▲ 26,707	調査頻度等及び調査結果の解析に係る事業等を見直すことにより、概算要求額を減額。
水俣病に関する総合的研究	A	2	56,198	50,578	▲ 5,620	▲ 5,620		▲ 5,620	研究内容を精査・重点化することにより概算要求額を減額。
イタイイタイ病及び慢性カドミウム中毒に関する総合的研究	A	2	41,784	37,606	▲ 4,178	▲ 4,178		▲ 4,178	研究内容を整理・統合すること等により概算要求額を減額。
イタイイタイ病及び慢性砒素中毒発生地域住民健康影響実態調査費	A	2	46,397	55,680	9,283	▲ 396		▲ 396	検診対象者数を見直すことにより、概算要求額を減額。
環境汚染物質以外の因子に関する健康影響基礎調査費	A	2	3,038	2,783	▲ 255	▲ 255		▲ 255	印刷に係る経費等を見直すことにより、概算要求額を減額。
国立水俣病総合研究センター	A	5	455,911	484,760	28,849	▲ 9,338		▲ 9,338	継続研究関係経費等を見直すことにより、概算要求額を減額。
環境調査研修所	A	5	109,541	106,079	▲ 3,462	▲ 3,462		▲ 3,462	支出内容について見直しを行い、概算要求額を減額。
独立行政法人環境再生保全機構運営費	B	1	1,989,869	1,928,943	▲ 60,926	▲ 60,926		▲ 60,926	継続して実施していることから、予算規模を見直し、概算要求額を減額。
独立行政法人国立環境研究所運営費交付金	B	2	12,127,614	12,127,614		▲ 90,585		▲ 90,585	人件費及び業務費の支出内容等について見直しを行い、概算要求に反映。
独立行政法人国立環境研究所施設費補助	B	3	291,941	262,747	▲ 29,194	▲ 29,194		▲ 29,194	継続して実施していることから、予算規模を見直し、概算要求額を減額した。
地球環境保全等試験研究に必要な経費	A	3	460,607	451,395	▲ 9,212	▲ 9,212		▲ 9,212	長期にわたり実施しているため、支出内容等について見直しを行い、概算要求額を減額した。
地域環境問題協議会経費	A	6	3,038		▲ 3,038	▲ 3,038		▲ 3,038	廃止
環境影響評価体制強化モデル事業	A	6	7,600	30,000	22,400	▲ 7,600		▲ 7,600	法改正により真に必要となる事業内容に重点化し、概算要求に反映。
合計						▲ 956,199		▲ 956,199	

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

担当部局名:総合環境政策局

担当者(連絡先):

評価実施時期:平成22年 9月

政策名	環境政策の基盤整備	番号	⑨
政策の概要	<p>各種の技術開発や研究の推進、環境とそれに関連する様々な情報の整備、意思決定の各段階への環境配慮の統合といった、持続可能な社会づくりを支える基盤の整備を推進する。</p>		
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>【環境基本計画の効果的实施】</p> <p>○第三次環境基本計画(平成18年4月7日閣議決定)の効果的实施については、同計画策定以降の環境保全に関する取組状況についてみると進捗がみられるが、環境の現状をみると各分野で未だ多くの課題を抱えている状況と言える。また、施策を点検する枠組み構築、環境白書等様々な手段による施策の状況に関する普及啓発、環境指標の検討やその基礎となる環境統計データの充実、環境保全経費の見積り方針の策定やとりまとめ等において進捗があった。</p> <p>【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】</p> <p>○環境影響評価制度の適切な運用と改善については、環境影響評価法に基づく手続を通じ、適切な環境配慮が図られた。環境影響評価に関する情報をインターネット等を活用して提供する体制の整備、環境影響評価に係る技術手法の向上、改善のための検討を行うなどの進捗があった。また、地域における環境影響評価に係る体制の強化を進めた。</p> <p>○また、平成21年6月に法律の施行後10年を迎えたことを受けて、施行の状況についての検討を重ね、22年2月22日に中央環境審議会から「今後の環境影響評価の在り方について」答申がなされた。この答申を踏まえ、計画段階配慮手続(戦略的環境アセスメント)や環境保全措置等の結果の報告・公表手続を盛り込んだ「環境影響評価法の一部を改正する法律案」が同年3月19日に閣議決定された。</p> <p>【環境問題に関する調査・研究・技術開発】</p> <p>○新たな環境ビジネスの創出や活性化に資するため、ナノテクノロジーを活用した環境技術開発において、目標の開発数を上回るなど、期待どおりの成果が得られた。</p> <p>○平成21年度より開始した「環境経済の政策研究」の成果が、地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ(環境大臣試案)の前提条件を与え、また、平成22年版環境白書での分析に活用されるなど、環境政策の基礎として期待どおりの成果が得られた。</p> <p>【環境情報の整備と提供・広報の充実】</p> <p>○環境情報をワンストップで入手できるポータルサイトの内容、構成等について、利用者ニーズ等を踏まえながら検討を行い、平成22年度の運用開始に向けて必要な成果を得るなど、平成21年3月に策定した「環境情報戦略」に定める「当面優先して取り組む施策」の着実な推進を行った。</p> <p>○環境省ホームページについては、動画配信など各種コンテンツ等の充実を図りつつ、障害者や高齢者向けにアクセシビリティ支援ツールを導入、更には海外に向けた情報発信のために、英語版ホームページ以外にもフランス語、中国語、韓国語のページを新たに設置した結果、ホームページアクセス件数の増加を踏まえて、広く国民や海外に対して環境配慮意識を創出し、行動を促すために必要な環境情報の提供に期待どおりの成果が得られた。</p> <p>○各種媒体による広報活動を実施したほか、「環境月間」には、地方公共団体等と協働して関連行事を実施するなど、効率的な広報を実施し、環境保全活動の普及、啓発を推進した。</p> <p>○研修については、新たなニーズに対応し、環境モニタリング技術研修、石綿マニュアル法研修及びアスベスト分析研修を実施するなどにより、環境行政を担当する職員能力の向上を図った。</p> <p>(必要性)</p> <p>【環境基本計画の効果的实施】</p> <p>○政府全体の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めることについては、喫緊の課題となっている。当該課題に対応し、持続可能な社会を実現するに当たっては、環境保全に関する施策が大きな広がりを持ち、長期的な取組を必要とする自然環境・地球環境の保全を対象としていることから、国、地方公共団体、民間事業者や国民一人一人が協力し認識を共有した上で、すべての構成員が環境保全の施策に参画することが求められる。そのためには、政府全体の環境政策の方向と取組の枠組みを明示する環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱である環境基本計画の理念と道筋を各主体が共有し、取組を着実に実施することが必要である。</p> <p>【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】</p> <p>○環境影響評価制度は、事業の実施にあたり、あらかじめその事業による環境への影響について、事業者自らが適正に調査、予測、評価を行い、その結果に基づいて環境保全措置を検討することなどにより、その事業計画を環境保全上、より望ましいものとする仕組みであり、環境保全上、必要不可欠な制度である。</p> <p>○法施行後10年を迎えたことを受けて、施行の状況についての検討を重ね、平成22年3月に改正法案を国会に提出した。法案の成立後は、政省令の整備や施行に向けた調査・検討等を速やかに行っていくことが必要である。</p> <p>○事業者が住民等の意見に配慮して適切な環境配慮が図られるためには、環境影響評価に関する情報をインターネット等を活用して提供することで、環境影響評価法に対する住民等の理解や手続への住民等の参加を促すことが必要である。また、事業者、地方公共団体、地域住民等が環境影響評価の実施に当たって必要な情報を利用できるよう環境影響評価図書に含まれる環境情報のデータベース化及び提供が必要である。</p> <p>○最新の科学的知見を踏まえた技術手法の精度の向上や将来的に実施が見込まれる事業種に係る技術手法の知見の蓄積が常に求められており、環境影響評価に係る技術手法の向上、改善のための調査検討が必要である。</p> <p>○戦略的環境アセスメントの迅速かつ効率的な対応及び環境影響評価手続終了案件フォローアップの着実な実施のため、地域における環境影響評価に係る体制の強化が必要である。</p> <p>○戦略的環境アセスメントについては、今回の法改正において個別事業の位置・規模又は施設の配置、構造等の検討段階を対象とした戦略的環境アセスメント制度を導入した。今後、より上位の戦略的環境アセスメントの整備に向けて、諸外国の戦略的環境アセスメントに関する情報を補完するとともに、我が国において導入可能な手続の基本的なあり方を検討していく必要がある。</p> <p>【環境問題に関する調査・研究・技術開発】</p> <p>○地球環境を保全し、環境と経済の統合された社会を実現していくためには、環境研究・技術開発の推進が必要不可欠であり、その重要性については第3期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)においても科学技術は国力の源泉であり、環境問題などの地球規模の課題解決のために役立てることがこれまで以上に求められることになることと指摘されているところである。そのため、環境ニーズを踏まえた上で、高機能で効果的な環境技術・システムの開発を推進することや、環境技術の普及を促進することにより、我が国の科学技術の発展と環境産業の振興に寄与する必要がある。</p> <p>○新興国等の人口増加や急速な経済成長の進展により、資源・エネルギー需給が逼迫し、地球規模での環境問題が深刻化しているように、環境と経済がますます密接に関連する中で、効果的な環境政策を進めるためには、環境と経済とのダイナミックな相互関係についての調査分析、政策の経済学的な評価手法を行う必要がある。</p>		

【環境情報の整備と提供・広報の充実】

○様々な環境問題の克服には、国民各界各層・各主体の取り組みが原動力となることから、これをさらに促進するため、環境情報を分かりやすく、かつタイムリーに国民に提供できるITのより一層の活用が重要である。
○環境行政を担当する職員の育成、職務能力の向上を図ることは、環境行政の各種政策を推進するうえでの基盤として必要不可欠である。

(効率性)

【環境基本計画の効果的実施】

○第三次環境基本計画では、環境基本計画の進捗状況についての全体的な傾向を明らかにし、実効性の確保に資するために、環境の状況、取組の状況等を総体的に示す指標(総合的環境指標)を導入している。当該指標を活用し、中央環境審議会による同計画の関連する施策も含めた有効性や効率性を踏まえた総合的な点検・評価を毎年実施することにより、同計画の着実な進捗を図り、もって、持続可能な社会を実現するに当たり必要な環境施策の効率的かつ効果的な展開に資することとなる。
○インターネット等を始めとした各種媒体を効果的に活用し、環境白書や環境統計集などの環境情報を提供することを通じて、環境基本計画に係る取組の普及啓発を行い、環境保全に関する施策の効果的な実施に寄与した。特に、環境白書の普及啓発に当たっては、「図で見る環境・循環型社会白書」、「子ども環境白書」など、利用者のニーズや多様な利用形態を想定した普及を行い、「白書を読む会」を開催することで、受け手側との双方向性を確保し、啓発活動を効率的に進めた。

【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】

○環境影響評価制度の存在により、事業者が事業実施前から環境に配慮することから、事業実施後に環境への負荷を低減する取組をする場合に比べて、より少ない費用でより大きな効果を上げることが期待できる。また、ある一律の基準までの環境保全上の責務を求める他法令と異なり、国民や自治体、国の意見も踏まえ、事業者がそれぞれの事業特性や地域特性に応じて環境に最大限の配慮を行うことで、環境上の最大効用を求めることができる。
○戦略的環境アセスメントによる上位計画や政策の決定の段階で環境保全上の配慮を行うことにより、事業実施段階で環境保全上の配慮を行う場合に比べ、より少ないコストで大きな環境保全上の効果が期待できる。

【環境問題に関する調査・研究・技術開発】

○競争的資金(環境研究総合推進費)については、様々な研究課題を、公募を通じ、コストも勘案しつつ公正で透明性の高い評価に基づいて選定することにより、高い効率性・競争的環境を確保している。競争的資金及び公害防止等試験研究費については、事前評価、中間評価及び事後評価を実施することにより、研究開発を効率的・効果的に推進している。また、中間・事後評価指標の厳格化や、研究管理を行うPD(競争的資金制度と運用を統括する者)、PO(研究課題の選定、評価等を行う責任者)を設置するなど、制度の有効性、効率性をより一層高めるべく制度の改革を推進している。

【環境情報の整備と提供・広報の充実】

○環境情報の一体的・体系的な整備と提供については、具体的効果は見えにくいものであるものの、ホームページアクセス件数の増加に見るように、国民のニーズに応えているという意味では一定の効果が得られている。なお、ITを活用した環境情報の基盤整備については、国が行うべき基本的な責務に要する費用として、効率的なコスト負担となるよう、システム及び運用管理の集約を図るなど継続的な取組が必要。
○各種媒体による広報活動の実施や「環境月間」における地方公共団体等と協働した関連行事の実施など、効率的な広報の実施に努めている。
○新たなニーズに対応した研修の見直し等を継続的に実施し、効率的な研修の実施に努めている。

(有効性)

【環境基本計画の効果的実施】

○第三次環境基本計画(平成18年4月7日閣議決定)は、次のような各主体が共通認識を持ち環境保全の施策への参画を進めるための必要な枠組み等を構築することを通じ、各主体の総合した成果として、持続可能な社会を実現するに当たり必要な環境施策の効果的な展開に資するものである。
・関係府省は経済主体としての活動分野に加え、政策分野においても環境配慮を推進することとし、政府全体として環境保全の施策に取り組むこと
・国土利用計画などの各種計画と環境基本計画との調和を保つことにより、政府における環境保全施策の総合的な推進について環境基本計画と連動して展開されること
・国民、事業者、地方公共団体等各主体に期待される役割を明確化することにより、各主体の環境保全の取組を進めるうえで有効に利用され、環境教育・環境学習などの場においても広く活用されること
○第三次環境基本計画の進捗状況について点検とその結果の閣議報告を行うことにより、同計画がさらに推進され、環境保全に関する施策の効果的な実施に資することとなる。

【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】

○環境影響評価制度に基づき、事業者は、国民や地方公共団体、国の意見に対応して環境影響評価書等を補正する等の取組を行っている。こうした手続を通じて、事業や地域の特性に応じた適正な環境配慮が進められており、有効性は高い。また基本的事項の改正を受けた主務省令の改正(平成18年3月)により、環境影響評価の客観性や透明性の向上が図られている。さらに、地方においても環境影響評価条例の整備が進められた結果、法と条例とが一体となって幅広い規模・種類の事業を対象に、より環境保全に配慮した事業の実施を確保する機能を果たしている。
○平成21年度は環境影響評価法に基づく手続が7件完了し、環境配慮の徹底が図られた。また、平成21年度には、手続の中で環境大臣に対し意見照会があった5件について、希少種の保全対策の適切・確実な実施や温室効果ガスの削減に対する適切な措置等を求める環境大臣意見を述べることで、適切な環境配慮を図るといった期待どおりの成果が得られた。
○環境影響評価法に基づく環境影響評価手続の実施状況等については、中央環境審議会総合政策部会の下に環境影響評価制度専門委員会を設置し、環境影響評価制度の各論点に係る議論を行い、それをもとに中央環境審議会から環境大臣に対し答申がなされた。また、これを踏まえ3月にはSEA、事後調査等を盛り込んだ改正法案が閣議決定された。
○技術に関する情報収集については、環境影響評価の対象事業に関連する環境保全措置に係る情報の整理・分析を行い、環境保全措置の検討に資する環境技術情報及び実施事例等に関する知見の提供について検討を進め、事業者や審査主体による環境保全措置の検討の効率化が図られ、期待どおりの成果が得られた。
○ホームページによる情報提供により、環境影響評価制度の内容と手続中の案件の周知を行っているが、平成21年度には新たに環境影響評価法による評価書9冊、条例による評価書の概要情報を掲載することで、環境影響評価制度に対する関係者の理解を深め、環境影響評価手続への住民等の参加を促すことができ、期待通りの成果が得られた。
○技術手法の精度の向上のための検討を行い報告書等としてとりまとめ提供することにより、より適切な環境影響評価が行われるとともに評価の信頼性が高くなり、期待通りの成果が得られた。
○戦略的環境アセスメントの迅速かつ効率的な対応及び環境影響評価手続終了案件フォローアップの着実な実施のため、地方環境事務所において、アセスサポーターをモデル的に雇用し、その活用を図るなど、地域における環境影響評価に係る体制の強化に一定の進展があり、期待通りの成果が得られた。

【環境問題に関する調査・研究・技術開発】

○競争的資金の運営にあたっては事前・中間・事後評価を実施している。採択された課題の中間・事後評価については、当初の研究目的に対して概ね妥当との評価が得られた。また、成果発表会・シンポジウムを積極的に開催することにより、マスコミ、行政、民間企業等に対して研究成果の普及・広報が図られた。
○ナノテクノロジーを活用した環境技術の開発について、産学官の英知を結集し、これまでにない新しい環境技術を開発し、測定技術や有害物質除去技術の環境保全施策を高度化することにより、環境保全の推進、環境汚染の未然防止、環境測定の迅速化・簡便化による環境負荷低減コストの削減が図られ、開発された技術の波及効果により、新たな環境ビジネスの創出や活性化に資することが期待される。
○環境経済の政策研究については、その成果を環境政策の基礎とすることが求められる中、各研究者が行政担当者との密接な連携を図りつつ研究を進めた結果、その研究成果が、「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ(環境大臣試案)」(平成22年3月31日公表)の前提条件を与え、また、「平成22年版環境白書」(平成22年6月1日閣議決定)での分析に活用されるなど、

政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

期待どおりの成果が得られた。

【環境情報の整備と提供・広報の充実】

○ITを活用した環境情報の基盤整備については、環境情報の収集、整理、提供を効率・迅速かつ的確に推進する上で必要不可欠であり、環境省ホームページについては、高齢者や障害者に配慮しつつ、海外向けページを拡充する等、広く国民や海外在住者に対する利便性の向上を図っており、利用者の視点に立った環境情報の提供に寄与している。
○研修については、今後とも環境行政の新たな展開に対応して研修内容の充実を図り、新規施策への対応能力を有した職員を育成することが重要。

(反映の方向性)

【環境基本計画の効果的実施】

○第三次環境基本計画に係る施策を効果的に実施し、点検結果を環境保全経費の見積り方針へ適切に反映し、各種施策実施のための財政措置を講ずるとともに、同計画の目標の具体化及び指標の充実化等を図る。同計画と国土利用計画等の他の計画との調和を図る。

【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】

○計画段階配慮書の手続の新設、環境保全措置等の公表等の手続の具体化等を盛り込んだ改正法案の施行に向けた調査・検討を進めていく。
○中央環境審議会答申において挙げられた、より上位の計画や政策の検討段階を対象とした戦略的環境アセスメントの導入等、今後の課題として指摘を受けた事項について検討していく。
○最新の科学的知見を踏まえた環境影響評価の技術手法の開発・改良や、環境影響評価の実施に資する環境情報を提供するためのデータベースの構築に取り組む。
○政令の改正により風力発電施設を法対象事業に追加するため、規模要件や調査、予測及び評価の手法に関する基本的な考え方について検討する。

【環境問題に関する調査・研究・技術開発】

○「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」の改定を行い、新たな推進戦略で設定された課題を着実に実施するよう、体制整備や重点化を図る。なお、新たな推進戦略について、その実施状況のフォローアップを実施することとしている。
○地域の産学官連携による環境技術開発の基盤整備、優良技術の実用化のための技術開発と社会への普及を図る。
○環境研究開発の政策ニーズの反映の強化及び戦略性の強化を図る。
○競争的研究資金について、新たな「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」等を踏まえ、領域横断分野を明確にした研究開発など、その充実及び連携の強化を図る。
○環境経済の政策研究について、グリーン・イノベーションの推進等の残された課題について、新たに公募を行うなど、研究の充実を図る。

【環境情報の整備と提供・広報の充実】

○環境省ホームページについて、国民等利用者の利便性の向上を図るため、引き続き各種コンテンツ、データベース機能の充実を図る。
○環境保全活動の普及、啓発を推進するため、引き続き各種広報活動及び環境関連行事の充実を図る。
○環境情報戦略に基づき、関係府省と連携しつつ、戦略に定められている当面優先して取り組む施策を実施する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				○年度	○年度	○年度		
別紙のとおり								

関係する施政方針 演説等内閣の重要 政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

別 紙 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標【環境基本計画の効果的実施】

指標名	基準値	H19年度	H20年度	H21年度	目標値 (年度)
	(年度)				
①(参考指標)第三次環境基本計画の総合的環境指標					
地球温暖化分野：温室効果ガスの年間総排出量 (百万t-CO2)	-	1,374	-	-	1,231 (H22年度)
物質循環分野 b1:資源生産性(万円/トン)	-	-	-	-	約39 (H22年度)
b2:循環利用率(%)	-	-	-	-	約14 (H22年度)
b3:最終処分量(百万トン)	-	-	-	-	約28 (H22年度)
大気循環分野 c1:大気汚染に係る環境基準達成率	-	94.4	-	-	-
c2:都市域における年間の30℃	-	31	25	-	-
水環境分野 d1:公共用水域の環境基準達成率	-	85.8	-	-	-
d2:地下水の環境基準達成率	-	93.0	-	-	-
化学物質分野：PRTR対象物質のうち環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量(t/年)	-	27,326	-	-	-
生物多様性分野：脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分類群における評価対象種数に対する絶滅のおそれのある種数の割合(%)	-	22.9	-	-	-
②(参考指標)環境白書ホームページへのアクセス件数[件]					
	-	344,669	365,566	371,558	-

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

○①第三次環境基本計画

達成目標【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】

指標名	基準値	H19年度	H20年度	H21年度	目標値 (年度)
	(年度)				
①(参考指標)環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数(当初から法によるもの) [件]	-	177 (127)	179 (129)	188 (138)	-
②(参考指標)地方公共団体における上位計画等に係る環境影響評価に関する制度数 [制度]	-	5	5	5	-

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

達成目標【環境問題に関する調査・研究・技術開発】

指標名	基準値	H19年度	H20年度	H21年度	目標値 (年度)
	(年度)				
①ナノテクノロジーを活用した環境技術開発 [開発数/着手]	- (H15)	3/8	5/8	7/8	技術の実用 化数 3 (H19年度末) 5 (H20年度末) 6 (H21年度末)

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

○環境研究・環境技術開発の推進戦略について(答申)

達成目標【環境情報の整備と提供・広報の充実】

指標名	基準値 (年度)	H19年度	H20年度	H21年度	目標値 (年度)
環境情報に関する国民の満足度[%]	-	17.7	24.4	17.9	90

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

○第三次環境基本計画